



## <案>

# 寒川町障がい者福祉計画

第4次寒川町障がい者計画

第5期寒川町障がい福祉計画

第1期寒川町障がい児福祉計画

(平成30年度～平成32年度)



## はじめに

寒川町では、障がいのある方が地域の構成員として  
尊重され、安心して生活を送り、だれもが住みやすい地域  
社会の構築を目指し、障がい者施策を推進してまいりまし  
た。



近年の障がい者施策を取り巻く法制度は、「障がいを理由とする差別の  
解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」の施行をはじめとして、大  
きな変化を遂げています。

こうした中、前計画の『障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮  
らせる社会を目指して』という基本理念を引き継ぎ、子どもから大人までの一環  
した支援を行うため「障がい児福祉計画」を併せ持った「寒川町障がい者福祉  
計画」を策定いたしました。

今後は、誰もが安心して暮らせる地域社会を目指し、今回策定した計画の一つ  
一つの施策を着実に進めてまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、ご尽力いただきました「寒川町地域自立支援協  
議会」の委員の皆様をはじめ、多くの貴重なご意見、ご提言をいただきました町民  
の皆様、心から敬意を表しますとともに深く感謝申し上げます。

平成30年3月

寒川町長

木村 俊雄



# 目 次

## 第1章 総 論

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 2. 計画の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 障がい者計画と障がい福祉計画について・・・・・・・・ 4
- 4. 計画の位置づけ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
- 5. 計画の期間・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6. 計画の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
- 7. 計画の推進体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
  - (1) 計画の達成状況の点検及び評価
  - (2) 計画の推進体制

## 第2章 障がい者等の現状

- 1. 寒川町の現状・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
  - (1) 寒川町の概要
  - (2) 障がい者数の推移
  - (3) 障がい者数の将来推計
  - (4) 障がい福祉サービス別支給決定の状況
- 2. 前障がい者計画（やさしさプラン）の検証・・・・・・・・ 22

## 第3章 計画の理念

- 1. 基本理念・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42
- 2. 基本方針・目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 42

## 第4章 第4次障がい者計画

- 1. 施策の体系・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
- 2. 施策の展開・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50

## 第5章 第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画を含む）

1. 平成32年度目標値の設定・・・・・・・・・・・・・・・・・・71
  - (1) 施設入所者の地域生活移行に関する目標値
  - (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築
  - (3) 地域生活支援拠点等の整備
  - (4) 福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定
  - (5) 障がい児支援のための提供体制の整備
2. 障がい福祉サービスの種類と見込量・・・・・・・・・・・・76
  - (1) 訪問系サービス
  - (2) 日中活動系サービス
  - (3) 居住系サービス
  - (4) 相談支援
  - (5) 障がい児通所支援
  - (6) 障がい福祉サービス見込量確保のための方策
3. 地域生活支援事業の見込量・・・・・・・・・・・・・・・・・・96
  - (1) 必須事業
  - (2) 任意事業
  - (3) 地域生活支援事業の見込量確保のための方策

## 資料編

- 計画策定までの経過・・・・・・・・・・・・・・・・・・111
- 寒川町地域自立支援協議会設置要領・・・・・・・・・・114
- 障がい福祉関係用語集・・・・・・・・・・・・・・・・・・117

### 「障害」と「障がい」の表記について

本計画では、「害」という漢字のイメージが否定的であるため、不快感を与えないように配慮して、法律、団体名、固有名詞等を除き、可能な限り「障がい」という表記にしています。

※本文中に記載されている福祉関係用語については\_\_\_\_\_\*の印をつけ、巻末の「障がい福祉関係用語集」を掲載していますので、ご参照ください。

# 第1章 総論

---

※**新**の印は、制度改正や国の指針により新しく創設したものです。



## 第1章 総論

### 1. 計画策定の趣旨

町では、「障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指して」という基本理念のもと、「障がい者やさしさプラン（第3次寒川町障がい者計画）」（計画期間:平成27～29年度）を、そして、「障がい者やさしさプラン」に掲げる具体的な施策を展開していくうえで、障がい福祉サービス\*や地域生活支援事業の必要な見込量とそれを確保するための方策を定めた「第4期寒川町障がい福祉計画」（計画期間:平成27～29年度）を「寒川町障がい者福祉計画」として一体的に策定し、一貫した障がい福祉施策を効果的に推進してまいりました。

これまでの間、障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めた「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）\*」が平成28年4月に施行され、また、同年6月には「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）\*」が改正されました。

さらに、障がい者が自ら望む地域生活を営むことができるよう「生活」と「就労」に関する支援の一層の充実を図るとともに、障がい児支援のニーズの多様化にきめ細かく対応するための支援の充実を図ることとした児童福祉法\*等の一部改正が平成30年4月に施行されます。

これらの背景を踏まえ、平成29年度をもって、現行の計画が終了となることから、「障害者やさしさプラン（第4次寒川町障がい者計画）」・「第5期寒川町障がい福祉計画」に加え、「第1期寒川町障がい児福祉計画」の3計画をあわせもつ「寒川町障がい者福祉計画」を策定することにより、一体的に推進してまいります。

なお、今後、制度改正等を踏まえ、必要に応じ計画期間中での計画の見直しもありうることに留意します。

本計画の策定にあたり、基礎資料とするため障がい者等を対象にアンケート調査を実施し、ご意見を頂戴しております。

## 2. 計画の目的

この計画は、「障害者基本法\*」第11条第3項の規定により策定されている町の障がい者計画や「障害者総合支援法」第88条第1項に規定されている障がい福祉計画及び、児童福祉法第33条の20第1項に規定されている障がい児福祉計画を盛り込んだ障がい福祉計画を、調和のとれた一体的な計画とするために「寒川町障がい者福祉計画」として策定しました。

策定に当たっては、国や神奈川県等の障がい者計画と、それらの策定時の基本指針に基づき、基本的には、これまでの前計画を継承し、必要な施策を着実に推進していきます。

## 3. 障がい者計画と障がい福祉計画及び障がい児福祉計画について

市町村における障がい児者の福祉に係わる計画には、「障害者基本法」に基づく、「障害者計画」や、「障害者総合支援法」に基づく、「障害福祉計画」、「児童福祉法」に基づいた「障がい児福祉計画」の3つの法定計画があります。

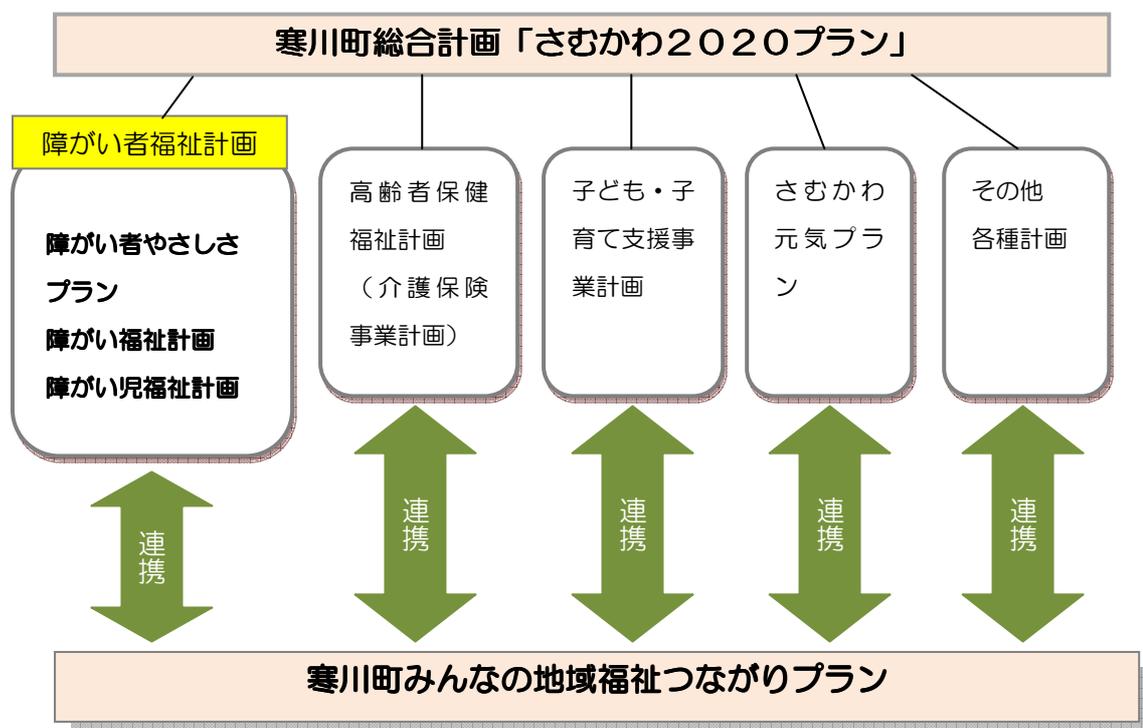
|      | 障がい者計画  | 障がい福祉計画   | 障がい児福祉計画   |
|------|---|---|--|
| 根拠法令 | 障害者基本法<br>(昭和45年5月21日施行)                            | 障害者総合支援法<br>(平成25年4月1日施行)                                       | 児童福祉法<br>(昭和22年12月12日施行)                                 |
| 位置づけ | 障がい者の福祉に関する施策及び障がいの予防に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本的な計画 | 障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業について、各年度の種別ごとに必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画 | 障がい児通所支援及び障害児相談支援について、各年度の種別ごとに必要な見込量とそれを確保するための方策を定める計画 |

## 4. 計画の位置づけ

本町の町政運営における基本的な計画である「寒川町総合計画（さむかわ2020プラン）」の個別計画として位置づけるものであり、本計画における「障がい者やさしさプラン（障がい者計画）」は、障害者基本法に基づく、障がい者施策全般におよぶ基本的な事項を定めた「障がい者計画」と位置づけ、「障がい福祉計画」は、障害者総合支援法に基づく、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業についての各年度の種類ごとに必要な見込量等を定める実施計画であり、「障がい児福祉計画」は、児童福祉法に基づく障がい児通所支援及び障がい児相談支援についての各年度の種類ごとに必要な見込量等を定める実施計画としての性格を有する「障害福祉計画」と位置づけます。

本計画は、本町の「寒川町総合計画（さむかわ2020プラン）」を基本とし、国や県の障がい者計画に則したものにするとともに、「寒川町みんなの地域福祉つながりプラン」等、本町の各計画等との整合を図ります。

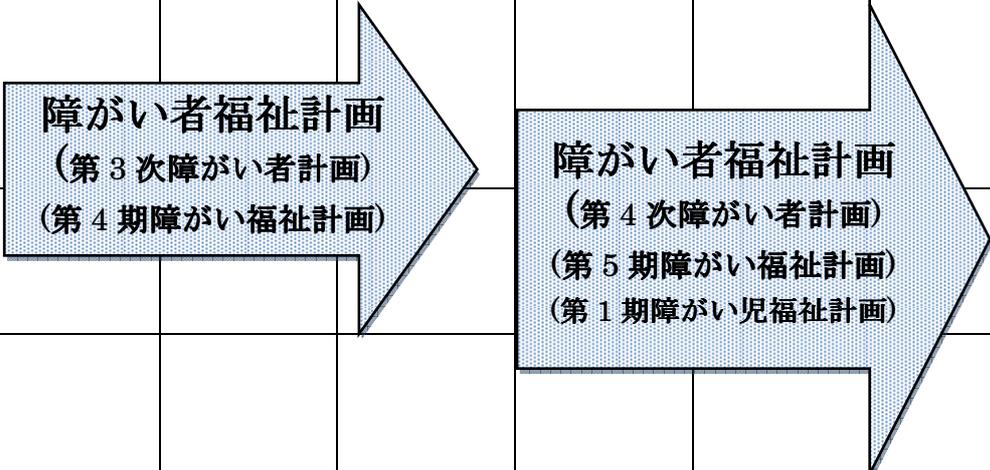
### ◆障がい者計画の位置づけ◆



## 5. 計画の期間

障がい者計画と障がい福祉計画、障がい児福祉計画の調和を考慮し、一体的に策定することが望ましいため、計画期間は、平成30年度から平成32年度までの3年計画とします。

### ◆計画期間◆

|                     | 平成<br>27年度 | 平成<br>28年度 | 平成<br>29年度  | 平成<br>30年度  | 平成<br>31年度 | 平成<br>32年度 |
|---------------------|------------|------------|---|---|------------|------------|
| やさしさプラン<br>(障がい者計画) |            |            |  |   |            |            |
| 障がい福祉計画             |            |            |   | <b>障がい者福祉計画</b><br>(第4次障がい者計画)<br>(第5期障がい福祉計画)<br>(第1期障がい児福祉計画) |            |            |
| 障がい児福祉計画            |            |            |   |   |            |            |

## 6. 計画の対象者

この計画における「障がい者」という範囲については、障害者総合支援法第4条第1項及び第2項で定められているところの障がい者とします。

具体的な状態でいうと、身体障がい、知的障がい、精神障がいに加え、難病\*患者、発達障がい（自閉スペクトラム症など）\*、高次脳機能障がい\*などの疾病や障がいのある方となります。

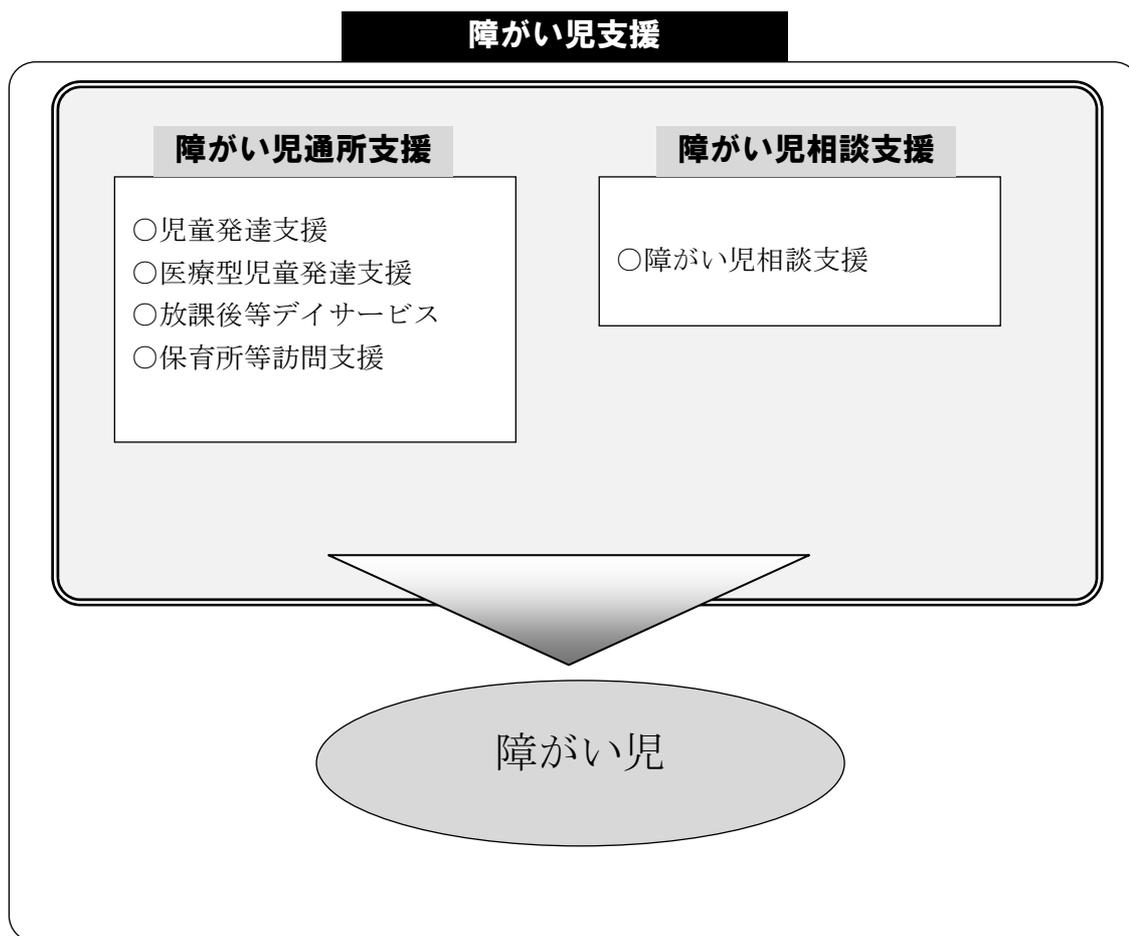
### 障害者総合支援法関連サービスの対象者

障害者総合支援法は、障がいのある人の自立した日常生活や社会生活を可能とするために、必要な障がい福祉サービスに係る給付その他の支援を行うことを目的としております。障がい福祉サービス及び支援事業の全体像は下図のような体系となっております。サービス及び支援の対象者は以下の通りとなります。



## 児童福祉法関連サービスの対象者

児童福祉法に基づき、障がい児支援の強化を図るため、障がい児の通所支援の「児童発達支援」や「放課後等デイサービス」等を実施しております。サービス及び支援事業の全体像は下図のような体系となっており、サービス及び支援の対象者は以下の通りとなります。



## (1) 訪問系サービスの対象者

| サービス名      | 利用対象者   |
|------------|---|
| 居宅介護       | <p>障がい支援区分*が1以上（障がい児の場合はこれに相当する心身の状態）である人。ただし、通院等介助（身体介護を伴う場合）を算定する場合は、下記のいずれにも該当する人。</p> <p>(1) 区分2以上に該当していること。</p> <p>(2) 障がい支援区分の調査項目のうち、次に掲げる状態のいずれか一つ以上に認定されていること。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>•「歩行」:「全面的な支援」</li> <li>•「移乗」「移動」:「見守り等の支援」、「部分的な支援」又は「全面的な支援」</li> <li>•「排尿」「排便」:「部分的な支援」又は「全面的な支援」</li> </ul>  |
| 重度訪問介護     | <p>重度の肢体不自由*又は重度の知的障がい若しくは精神障がいにより著しい困難を有する人であって、常時介護を要する人。</p> <p>具体的には、障がい支援区分が4以上で、次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する人。</p> <p>(ア) 下記のいずれにも該当すること。</p> <p>(1) 二肢以上に麻痺等があること。</p> <p>(2) 障がい支援区分の認定調査項目のうち「歩行」「移乗」「排尿」「排便」のいずれも「支援が不要」以外と認定されていること。</p> <p>(イ) 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である人。</p>   |
| 同行援護       | <p>視覚障がい*により、移動に著しい困難を有する人等。</p> <p>具体的には障がい支援区分に関わりなく、「同行援護アセスメント調査票」において、「移動障がい」の点数が1点以上の人。</p>   |
| 行動援護       | <p>知的障がい又は精神障がいにより行動上著しい困難を有する人等で、常時介護を要する人。</p> <p>具体的には、障がい支援区分が3以上で、障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上（障がい児の場合はこれに相当する支援の度合）である人。</p>   |
| 重度障害者等包括支援 | <p>常時介護を要する障がいのある人等であって、意思疎通を図ることに著しい支障がある人のうち、四肢の麻痺及び寝たきりの状態にある人並びに知的障がいまたは精神障がいにより行動上著しい困難を有する人。</p> <p>具体的には、障がい支援区分が6（障がい児の場合は区分6に相当する支援の度合）に該当する人のうち、意思疎通に著しい困難を有する人で次の(ア)又は(イ)のいずれかに該当する人。</p> <p>(ア) 重度訪問介護の対象であって、四肢すべてに麻痺等があり、寝たきり状態にある障がいのある人のうち、下記のいずれかに該当する人。</p> <p>(1) 人工呼吸器による呼吸管理を行っている身体障がいのある人。</p> <p>(2) 最重度知的障がいのある人。</p> <p>(イ) 障がい支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(11項目)の合計点数が8点以上である人。</p> |

## (2) 日中活動系サービスの対象者

| サービス名   | 利用対象者  |
|---------|--|
| 生活介護    | <p>入浴、排せつ及び食事等の介護、創作的活動又は生産活動の機会の提供、その他の必要な援助を要する障がいのある人であって、常時介護を要する人。</p> <p>具体的には、地域や入所施設において、安定した生活を営むため、常時介護等の支援が必要な人として次に掲げる人。</p> <p>(1) 障がい支援区分が3（障がい者支援施設に入所する場合は区分4）以上である人。</p> <p>(2) 年齢が50歳以上の場合は、障がい支援区分が2（障がい者支援施設に入所する場合は区分3）以上である人。</p> <p>(3) 障がい者支援施設に入所する人であって障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた人。</p>   |
| 自立訓練    | <p>&lt;機能訓練&gt;</p> <p>地域生活を営む上で、身体機能・生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な身体に障がいのある人又は難病等対象の人。</p> <p>具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行等を図る上で、身体的リハビリテーション*の継続や身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。</p> <p>(2) 特別支援学校*を卒業した人で、地域生活を営む上で身体機能の維持・回復などの支援が必要な人。</p> <p>&lt;生活訓練&gt;</p> <p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため一定の支援が必要な、知的障がいや精神障がいのある人。</p> <p>具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 入所施設・病院を退所・退院した人で、地域生活への移行を図る上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。</p> <p>(2) 特別支援学校を卒業した人や、継続した通院により症状が安定している人等で、地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上などの支援が必要な人。</p> |
| 宿泊型自立訓練 | <p>地域生活を営む上で、生活能力の維持・向上等のため、一定の支援が必要な知的障がいや精神障がいのある人のうち、日中、一般就労*や障がい福祉サービスを利用している人等で、地域移行に向けて一定期間、居住の場を提供して帰宅後における生活能力等の維持・向上のための訓練、その他の支援が必要な人。</p>   |
| 就労移行支援  | <p>就労を希望する65歳未満の障がいのある人で、通常の事業所に雇用されることが可能と見込まれる人。</p> <p>具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 就労を希望する人で、単独で就労することが困難であるため、就労に必要な知識及び技術の習得若しくは就労先の紹介、その他の支援が必要な65歳未満の人。</p> <p>(2) あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を取得することにより、就労を希望する人。</p>   |

| サービス名              | 利用対象者   |
|--------------------|---|
| 就労継続支援A型<br>(雇用型)  | <p>企業等に就労することが困難な人で、雇用契約に基づき、継続的に就労することが可能な65歳未満の人（利用開始時65歳未満の人）。<br/>具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 就労移行支援事業を利用したが、企業等の雇用に結びつかなかった人。<br/>(2) 特別支援学校を卒業して就職活動を行ったが、企業等の雇用に結びつかなかった人。<br/>(3) 企業等を離職した人等就労経験のある人で、現に雇用関係がない人。</p>  |
| 就労継続支援B型<br>(非雇用型) | <p>就労移行支援事業等を利用したが一般企業等の雇用に結びつかない人や、一定年齢に達している人などで、就労の機会等を通じ、生産活動にかかる知識及び能力の向上や維持が期待される人。<br/>具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 就労経験がある人で、年齢や体力の面で一般企業に雇用されることが困難となった人。<br/>(2) 就労移行支援事業を利用（暫定支給決定での利用を含む）した結果、B型の利用が適当と判断された人。<br/>(3) 上記に該当しない人で、50歳に達している人又は障害基礎年金*1級受給者。</p> |
| 療養介護               | <p>機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護、日常生活上の世話、その他の必要な医療を要する障がいのある人で常時介護を要する人。<br/>具体的には、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時の介護を必要とする障がいのある人として次に掲げる人。</p> <p>(1) 筋萎縮性側索硬化症（ALS）患者等気管切開を伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている人で、障がい支援区分が6の人。<br/>(2) 筋ジストロフィー患者又は重症心身障がい*のある人で、障がい支援区分が5以上の人。</p>             |
| 短期入所               | <p>居宅において介護を行う人の疾病、その他の理由により、障がい者支援施設、児童福祉施設等への短期間の入所を必要とする障がいのある人。<br/>具体的には、次に該当するような人。</p> <p>(1) 障がい支援区分が1以上である障がいのある人。<br/>(2) 障がい児に必要とされる支援の度合に応じて厚生労働大臣が定める区分が1以上に該当する障がい児。</p>  |

## (3) 居住系サービスの対象者

| サービス名               | 利用対象者  |
|---------------------|--|
| 共同生活援助<br>(グループホーム) | 障がいのある人（身体の障がいにあつては、65歳未満の人又は65歳に達する日の前日までに障がい福祉サービス若しくはこれに準ずるものを利用したことがある人に限る）。   |
| 施設入所支援              | <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 生活介護を受けている人で、障がい支援区分が4（50歳以上の人にあつては区分3）以上である人。</li> <li>(2) 自立訓練又は就労移行支援を受けている人で、入所しながら訓練等を実施することが必要かつ効果的であると認められる人又は地域における障がい福祉サービスの提供体制の状況、その他のやむを得ない事情により、通所によって訓練等を受けることが困難な人。</li> <li>(3) 生活介護を受けている人で障がい支援区分4（50歳以上の場合は障がい支援区分3）より低い人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせを認めた人。</li> <li>(4) 就労継続支援B型を受けている人のうち、指定特定相談支援事業者によるサービス等利用計画案の作成の手続きを経た上で、町が利用の組み合わせの必要性を認めた人。</li> </ul> |

## (4) 障がい児通所系サービスの対象者

| サービス名       | 利用対象者   |
|-------------|---|
| 児童発達支援      | 療育*の観点から集団療育及び個別療育を行う必要があると認められる、次に該当するような未就学の障がい児。<br>(1) 町が行う乳幼児健診等で療育の必要性があると認められた児童。<br>(2) 保育所や幼稚園に在籍しているが、併せて指定児童発達支援事業所で、専門的な療育・訓練を受ける必要があると認められた児童。 |
| ⑨ 医療型児童発達支援 | 肢体不自由があり、理学療法等の機能訓練又は医療的管理下での支援が必要であると認められた障がい児。  |
| 放課後等デイサービス  | 学校教育法第一条に規定している学校（幼稚園及び大学を除く）に就学しており、授業の終了後又は休業日に支援が必要と認められた障がい児。   |
| 保育所等訪問支援    | 保育所、その他の児童が集団生活を営む施設として厚生労働省令で定めるものに通う障がい児で、当該施設を訪問し、専門的な支援が必要と認められた障がい児。   |

## (5) 相談支援の対象者

| サービス名    | 利用対象者   |
|----------|---|
| 計画相談支援   | 障がい福祉サービス又は地域相談支援を利用する全ての障がいのある人  |
| 障がい児相談支援 | 障がい児通所支援を利用する全ての障がいのある児童。   |
| 地域移行支援   | 障がい者支援施設等に入所している障がいのある人又は精神科病院に入院している精神障がいのある人その他の地域における生活に移行するために重点的な支援を必要とする人。具体的には、次に該当するような人。<br>(1) 障がい者支援施設、のぞみの園、児童福祉施設又は療養介護を行う病院に入所している障がいのある人。<br>(2) 精神科病院に入院している精神障がいのある人。<br>(3) 救護施設又は更生施設に入所している障がいのある人。<br>(4) 刑事施設（刑務所、少年刑務所、拘置所）、少年院に収容されている障がいのある人。<br>(5) 更生保護施設に入所している障がいのある人又は自立更生促進センター、就業支援センター若しくは自立準備ホームに宿泊している障がいのある人。 |
| 地域定着支援   | 居宅において単身等で生活する障がいのある人。具体的には、次に該当するような人。<br>(1) 居宅において単身のため緊急時の支援が見込めない状況にある人。<br>(2) 居宅において家族と同居している障がいのある人でも、当該家族等が障がい、疾病等のため、障がいのある人に対し、当該家族等による緊急時の支援が見込めない状況にある人。尚、障がい者支援施設等や精神科病院から退所・退院した人の他、家族との同居から一人暮らしに移行した人や地域生活が不安定な人等も含む。  |

## 7. 計画の推進体制

### (1) 計画の達成状況の点検及び評価

本計画の内容は、福祉、保健、教育、都市整備、防災等広範囲にわたっており、目標を実現するには関係部署の連携により、効果的かつ計画的に取り組む必要があります。そこで、障がい福祉計画の推進にあたっては、福祉部を中心とした庁内の横断的な連携を図ってまいります。

また、本計画を着実に推進するために、「寒川町地域自立支援協議会\*」において、分析、評価を行うとともに、庁内で実施している町総合計画後期基本計画実施事業進行管理を活用し、達成状況や施策の効果を検証してまいります。

### (2) 計画の推進体制

#### ①障がいのある人、町民等の意見の反映

- ・計画を推進していくためには、障がいのある人とその家族、支援者、当事者団体、町民等との協議・意見交換を行うとともに、意見や提言を各施策に取り入れられるよう努め、計画の策定・見直しに反映させていきます。

#### ②町民への情報提供の充実

- ・国や県からの情報収集、近隣市町村との情報交換を密に行い、障がいのある人や家族に向けた、障がい福祉施策の情報提供の充実を図ります。
- ・本計画の進捗状況報告及び地域自立支援協議会の運営状況については、ホームページ等で公表していきます。

#### ③各施策の実行に向けた財源の確保

- ・本計画で位置づけられた各施策を着実に推進していくために、必要な財源の確保に努めていきます。

#### ④関係機関との連携

- ・各施策を展開していくためには、地域社会を構成する町民やサービス提供事業者、企業等などが協働の視点に立って、それぞれの役割を果たすとともに、相互の連携や、ボランティア等の協力を図りながら、本計画に位置づけられた各施策の実行に向けて取り組んでいきます。

## 第2章 障がい者等の現状

---



## 第2章 障がい者等の現状

### 1. 寒川町の現状

#### (1) 人口の推移

町の人口は、平成29年4月1日現在で48,414人となり、若干の増加傾向となっております。

| 区分  | 平成24年  | 平成25年  | 平成26年  | 平成27年  | 平成28年  | 平成29年  |
|-----|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 総人口 | 47,712 | 47,697 | 47,479 | 48,209 | 48,360 | 48,414 |

※各年の総人口は4月1日現在。

※平成27年以降については、外国人登録も含む数字となっています。

#### (2) 障がい者数の推移

平成29年4月1日現在、町の身体障害者手帳\*・療育手帳\*・精神障害者保健福祉手帳\*の所持者数は2,199人、その推移は下表のとおりで、総人口に占める割合は4.54%となっています。人口の推移と比較すると年々伸び率が上昇している傾向があり、特に知的障がい者及び精神障がい者の伸びは顕著です。

|                 | 平成26年 | 平成27年 | 平成28年 | 平成29年 |
|-----------------|-------|-------|-------|-------|
| <u>身体障がい者</u> ※ | 1,379 | 1,367 | 1,368 | 1,400 |
| 身体障がい児          | 39    | 41    | 41    | 42    |
| <u>知的障がい者</u> ※ | 239   | 254   | 267   | 281   |
| 知的障がい児          | 108   | 108   | 108   | 109   |
| <u>精神障がい者</u> ※ | 361   | 330   | 343   | 367   |
| 合 計             | 2,126 | 2,100 | 2,127 | 2,199 |
| 対人口比率           | 4.43% | 4.36% | 4.40% | 4.54% |

(資料：寒川町福祉課調べ 各年4月1日現在)

身体障がい者（身体障害者手帳所持者）数は、平成29年4月1日現在で1,442人となっていて、平成26年と比べ、約1.7%の増加となっています。なお、平成28年度中の一年間において身体障害者手帳を新規で取得した人は95人で、そのうち、18歳以下が5人、19歳から64歳までの方が23人、65歳以上の方が67人の取得となっています。65歳以上の方が68.4%を占めており、高齢に伴う障がいにより、手帳を取得する人が増えている傾向があります。

◆等級・障がい別人数集計

| 障がい別      | 1級  | 2級  | 3級  | 4級  | 5級  | 6級  | 7級 | 計    |
|-----------|-----|-----|-----|-----|-----|-----|----|------|
| 視覚障がい     | 28  | 33  | 13  | 16  | 31  | 7   | 0  | 128  |
| 聴覚障がい※    | 0   | 43  | 20  | 35  | 0   | 60  | 0  | 158  |
| 平衡機能障がい   | 0   | 0   | 0   | 0   | 1   | 0   | 0  | 1    |
| 音声機能障がい   | 0   | 0   | 15  | 15  | 0   | 0   | 0  | 30   |
| 言語機能障がい   | 0   | 0   | 1   | 1   | 0   | 0   | 0  | 2    |
| 肢体不自由（上肢） | 51  | 124 | 98  | 57  | 28  | 41  | 37 | 436  |
| 肢体不自由（下肢） | 32  | 46  | 133 | 252 | 38  | 31  | 24 | 556  |
| 肢体不自由（体幹） | 49  | 31  | 13  | 2   | 10  | 1   | 0  | 106  |
| 心臓機能障がい   | 181 | 0   | 23  | 13  | 0   | 0   | 0  | 217  |
| 腎臓機能障がい   | 134 | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 134  |
| 呼吸器機能障がい  | 9   | 0   | 13  | 3   | 0   | 0   | 0  | 25   |
| 膀胱直腸障がい   | 0   | 0   | 4   | 61  | 0   | 0   | 0  | 65   |
| 肝臓機能障がい   | 4   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0   | 0  | 4    |
| その他内部障がい※ | 0   | 4   | 0   | 2   | 0   | 0   | 0  | 6    |
| 計         | 488 | 281 | 333 | 457 | 108 | 140 | 61 | 1868 |
| 実数(総合等級)  | 528 | 227 | 201 | 321 | 81  | 84  | -  | 1442 |

(平成29年4月1日現在)

※実数は、2つ以上の障がい重複する場合、重複する障がいの合計指数に応じて、『総合等級』が決まるため、本来存在していない等級にカウントされている場合があります。

知的障がい児者（療育手帳所持者）数は、平成29年4月1日現在で390人となっていて、平成26年と比べ、約12.4%の増加となっています。

◆知的障がい児者数（療育手帳所持者数）

(単位：人)

| 重度<br>(A1、A2) | 中度<br>(B1) | 軽度<br>(B2) | 合計  |
|---------------|------------|------------|-----|
| 144           | 92         | 154        | 390 |

(平成29年4月1日現在)

精神障がい者（精神障害者保健福祉手帳所持者）数は、平成29年4月1日現在で367人となっていて、平成27年度と比べ、約11.2%の増加となっています。

◆精神障害者保健福祉手帳等級別件数

（単位：人）

| 1級 | 2級  | 3級 | 合計  |
|----|-----|----|-----|
| 49 | 223 | 95 | 367 |

（平成29年4月1日現在）

◆保険別自立支援医療\*（精神科通院）件数

（単位：人）

| 被保険者 | 被扶養者 | 国民健康保険 | 生活保護 | その他 | 合計  |
|------|------|--------|------|-----|-----|
| 118  | 176  | 259    | 115  | 19  | 687 |

（平成29年4月1日現在）

◆障がい福祉サービスに係る障がい支援区分の取得者数

（単位：人）

| 区分1 | 区分2 | 区分3 | 区分4 | 区分5 | 区分6 | 非該当<br>区分なし | 合計  |
|-----|-----|-----|-----|-----|-----|-------------|-----|
| 2   | 32  | 49  | 50  | 32  | 66  | 61          | 292 |

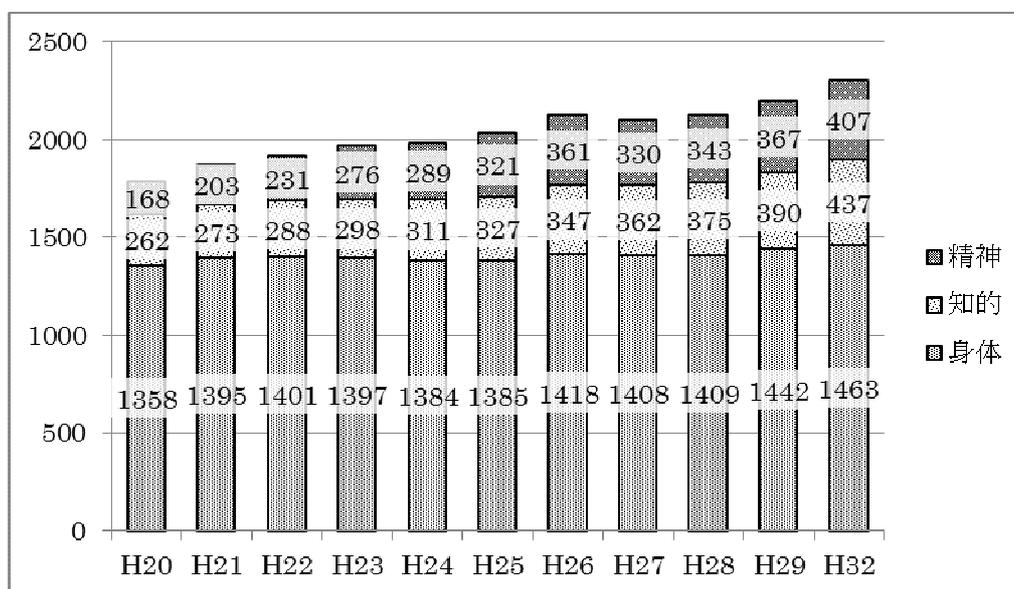
（平成29年4月1日現在）

### (3) 障がい者数の将来推計

平成 27 年度から平成 29 年度の間、すべての障がい者数について増加の傾向がありません。特に知的障がい者と精神障がい者の高い伸びを鑑みると、今後も引き続き増加の傾向は変わらないと予測しています。

本計画の最終年となる平成 32 年の障がい者数を見込むにあたっては、平成 32 年の寒川町の人口を48,048人と推計し、平成 29 年度から平成 32 年度までの各障がい者手帳をお持ちの方の増加率が、平成 27 年度から平成 29 年度までの増加率と同等であると仮定し、推計を行いました。

その結果、平成 32 年 4 月 1 日の身体障がい者数は1,463人、知的障がい者は437人、精神障がい者は407人。合計は2,307人と見込みます。



## (4) 障がい福祉サービス別支給決定の状況

平成29年4月1日現在の町の事業種別ごとの支給決定人数、支給決定量は、下表のとおりとなっています。

(平成29年4月1日現在)

|                    | サービス名称   |             | 支給決定 |      |    |
|--------------------|----------|-------------|------|------|----|
|                    |          |             | 人数   | 支給量  | 単位 |
| 自立支援<br>給付<br>サービス | 居宅介<br>護 | 身体介護        | 39   | 877  | 時間 |
|                    |          | 通院等介助（身体あり） | 6    | 93   | 時間 |
|                    |          | 家事援助        | 39   | 642  | 時間 |
|                    |          | 通院等乗降介助     | 2    | 70   | 時間 |
|                    |          | 重度訪問介護      | 1    | 53   | 時間 |
|                    |          | 同行援護        | 14   | 594  | 時間 |
|                    |          | 行動援護        | 0    | 0    | 時間 |
|                    |          | 重度障害者等包括支援  | 0    | 0    | 日  |
|                    |          | 生活介護        | 101  | 2208 | 日  |
|                    |          | 自立訓練（機能訓練）  | 0    | 0    | 日  |
|                    |          | 自立訓練（生活訓練）  | 4    | 116  | 日  |
|                    |          | 就労移行支援      | 12   | 276  | 日  |
|                    |          | 就労継続支援A型    | 7    | 161  | 日  |
|                    |          | 就労継続支援B型    | 78   | 1601 | 日  |
|                    |          | 療養介護        | 9    |      | 日  |
|                    |          | 短期入所        | 68   | 714  | 日  |
|                    |          | 共同生活援助      | 47   |      | 日  |
|                    |          | 施設入所支援      | 46   |      | 日  |
|                    |          | 計画相談支援      | 170  |      |    |
| 障がい児<br>通所支援       |          | 児童発達支援      | 27   | 383  | 日  |
|                    |          | 放課後等デイサービス  | 75   | 1217 | 日  |
|                    |          | 保育所等訪問支援    | 0    | 0    | 日  |
|                    |          | 障害児相談支援     | 47   |      |    |

(※サービスの人数及び支給量は一月あたりの値)

## 2. 前障がい者計画の検証

前計画について、盛り込まれている具体的施策の実施状況について検証しました。具体的施策に該当する事業を実施しているかという視点により、「実施している＝○」、「実施途中や休止等＝△」、「実施していない＝×」にて記載しています。なお、実施状況につきましては関係機関が実施していることも載せています。

### (1) 啓発・広報

町では、広報活動等としまして、広報紙掲載・ホームページ掲載、関係機関に制度案内の配布等を実施し、障がいへの理解の促進やボランティア活動及び権利擁護\*団体の周知を行っています。

| 具体的<br>施策                | 事業・取組   | 主管<br>課 | 実施<br>結果 |
|--------------------------|---|---------|----------|
|                          | 実施状況  |         |          |
| ①広報・啓発活動の推進              | 広報紙やホームページ、ポスター、寒川町地域自立支援協議会で作成したリーフレット等を通じて、情報提供に努め、障がい特性及び障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深めます。  | 福祉課     | △        |
|                          | ・障がいの理解を深めるためのポスターやリーフレットを作成、公共施設や町内事業所へ配布。当事者団体の展示即売会において啓発を行う。平成27年度より展示即売会は年2回実施している。  | 社会福祉協議会 |          |
|                          | ・障害者週間に各福祉団体の活動等を町広報で周知しているが、認識や認知度については把握できていない。   |         |          |
|                          | ・ホームページの随時更新。   |         |          |
|                          | ・町社会福祉協議会が主催している「ふれあい福祉フェスティバル」に参加し、福祉の充実したまちづくりのための活動を周知するイベントに参加している。   |         |          |
|                          | 町民からの要請に応じ、障がいをテーマとした <u>出前講座*</u> を実施します。  | 福祉課     | △        |
|                          | ・親子の会などの当事者団体からの要望により、障がい福祉サービスの利用の仕方などの出前講座は行っているものの、その他の要請はなかった。  |         |          |
| ②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進 | 障がい者団体と協力し、障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内で展示することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図ります。また、「障害者週間」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展示会や販売会を実施しています。これらを引き続き推進していきます。 | 福祉課     | ○        |
|                          | ・障害者週間に町役場本庁舎等で寒川町事業所連絡会主催による町内事業所の作品等の展示即売会を実施。平成27年度より年2回実施している。  |         |          |
|                          | ・自閉症児者の作品展を町役場1階で毎年12月または1月に開催。   |         |          |

|                                 |  |                        |          |
|---------------------------------|--|------------------------|----------|
| <p>②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進</p> | <p>障がい特性及び障がいのある人に対し関心と理解を深めるため、広報紙の活用やリーフレットの配布等をし、障がいに対する理解を深める啓発活動を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者週間に展示即売会を実施。</li> <li>・ 町広報に障害者週間について掲載、障がいに対する理解を周知したが、認識や認知度については把握できていない。</li> </ul>  | <p>福祉課</p>             | <p>△</p> |
| <p>③ボランティア活動の支援</p>             | <p>町社会福祉協議会が行っているボランティア活動の状況等について情報収集に努め、広報紙や障がい福祉ガイドブック、ホームページを通じて、ボランティア活動の紹介、募集、講座の案内等をし、障がいのある人をはじめ、広く町民に対してボランティア活動の内容や実態に関する情報提供を行っています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 町社会福祉協議会が実施するサポートさむかわを障がい福祉ガイドブックに掲載。福祉課窓口において、相談の内容によりボランティア活動について紹介、社会福祉協議会に繋ぐ等情報提供を行っている。</li> </ul>                        | <p>福祉課</p>             | <p>○</p> |
| <p>④権利擁護体制の周知</p>               | <p>施設入所者や入院している人、各種契約行為等をするのが困難な人に対し、成年後見制度を利用できるよう関係機関と連携するとともに、後見人等の報酬や申し立て費を助成する成年後見制度利用支援事業を推進していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度利用支援事業については、親の高齢化などにより必要になると、ケースワーカーより情報提供し、相談に行くように促し、町社会福祉協議会と連携を図っている。</li> <li>・ <u>かながわ成年後見推進センター*</u>については、障がい福祉ガイドブックに掲載し、情報提供を行っている。</li> </ul>       | <p>福祉課</p>             | <p>○</p> |
|                                 | <p>成年後見制度については制度や手続きが煩雑で、わかりにくいとの意見が多いことから、身近な場所での相談として、引き続き、相談員による成年後見相談を実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 成年後見制度については平成 27 年度より、町社会福祉協議会が相談希望のある町内在住者を対象に個別相談を月 1 回、1 人一時間の相談枠を 2 枠実施している。平成 27 年度は相談件数 11 件、平成 28 年度は 13 件の実績。</li> <li>・ 普及啓発活動としては、平成 27 年度に 500 枚の案内チラシを作成、窓口等で配布した。</li> </ul> | <p>福祉課<br/>社会福祉協議会</p> | <p>○</p> |

|            |  |     |   |
|------------|--|-----|---|
| ④権利擁護体制の周知 | <p>平成 24 年 10 月の障害者虐待防止法の施行に伴い、障がいのある人への虐待を発見した場合には、通報・届出をすることが義務付けられ、福祉課に虐待防止センターを設置しています。同センターが通報届出窓口となって、適切な対応を図っていますが、同計画の策定に関するアンケート結果より、同法の趣旨・目的の認知が十分になされていない状況にあるようです。同法の適切な運用のため、周知の推進を図ります。</p> <p>また、緊急時に一時保護が必要な場合に備えて、居室の確保にも努めていきます。</p>   | 福祉課 | △ |
|            | <p>町のメール配信サービスや Twitter、町広報誌により周知を図ったものの、同計画の策定に関するアンケートの結果では依然として認知が低いのが現状。</p> <p>緊急一時保護の居室を確保しており、平成 29 年度に 1 件の一時保護の実績があった。</p>  |     |   |
|            | <p>平成 28 年 4 月の障害者差別解消法の円滑な施行に向けて、同法に規定される基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する広報啓発活動等に取り組みます。</p> <p>また、同法の施行後において、規定される基本方針に基づいて、適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 障害者差別解消法に関するリーフレットを作成し、町ホームページで PR を実施。</li> <li>・ 庁内では、平成 27 年度に町職員（全職員）を対象に差別解消法についての研修を実施し、平成 28 年度は新採用職員対象に研修を実施した。</li> <li>・ 寒川町差別解消地域支援協議会を設置するとともに、「寒川町障がいを理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を策定（平成 29 年 4 月 1 日施行）した。</li> </ul> | 福祉課 | ○ |

(2) 生活支援

相談窓口の充実や障がい福祉サービスの支給決定などの各事業や、スポーツ・レクリエーション・文化活動などの実施を通じて、障がいのある人の生活を支援しています。

| 具体的施策  | 事業・取組  | 主管課 | 実施結果 |
|--|--|-----|------|
|  | 実施状況   |     |      |
| ①身近な相談窓口の充実  | 相談支援を適切に実施していくために、担う人材の育成や相談支援に関する周知を図ることで相談支援事業を充実させ、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。   | 福祉課 | △    |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・窓口での相談に対し、ニーズや必要に応じて相談支援事業所を紹介した。</li> <li>・町内の保育園や小学校に訪問し相談支援に関する周知を図っているが、実施したアンケートの結果からは、未だ認知度が高いとは言えない。</li> <li>・町内事業者に対し、相談支援専門員の研修の周知を図っている。</li> </ul> |     |      |
|  | 障がいのある人やその家族が、民生委員や委託相談支援事業者の相談・支援活動内容を知ることができ、利用しやすいような環境づくりを推進します。   |     |      |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員に障がいのある方の家に定期的に訪問をしてもらう等見守りをしてもらっている。平成24年度に町内の信用金庫と地域の見守りに関する協定を締結し、現在も見守り体制づくりを行っている。</li> </ul>   | 福祉課 | ○    |
|  | 町では、障がいのある人が気軽に立ち寄れる場所として、町内の福祉事業所に対して、「ほっとすぺーす」の登録を推進しています。地域生活を送る上での不安の軽減を図るとともに、本人の実情に即した新体制のネットワークの確立に努めます。  | 福祉課 | ○    |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内の福祉事業所に対し、事業所が開所する際にはほっとすぺーすの趣旨を説明、登録するよう促している。</li> </ul>   |     |      |
|  | 専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口には精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。   | 福祉課 | ○    |
|  | <ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年度より精神保健福祉士を配置し、相談支援の充実を図った。</li> <li>・平成29年4月に相談支援事業所を1箇所増設したことにより、北部地域に居住している住民も相談しやすくなった。</li> </ul>  |     |      |
| 介護保険制度と障がい福祉サービス等をはじめとする障がい者施策との調整やケース会議等を通じて関係機関との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図ります。 | 福祉課  | ○   |      |
| 介護保険主管課と連携し、介護保険で対応ができないサービスや補装具などについては障がい福祉施策で対応するなどの調整を行っている。                          |  |     |      |

第2章 障がい者等の現状

|                       |  |            |          |
|-----------------------|--|------------|----------|
| <p>②専門的な相談支援体制の充実</p> | <p>専門性が求められる多様な相談内容に応じられるよう、<u>児童相談所*</u>、茅ヶ崎市保健所、総合療育相談センター、<u>発達障害支援センター「かながわA」*</u>等の各機関と連携を図り、相談体制を充実します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ケース会議等を通じて関係各課との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図っている。</li> <li>・ケースに応じて関係機関とは連携を図り、対応をしている。</li> </ul>  | <p>福祉課</p> | <p>○</p> |
| <p>③地域自立支援協議会の強化</p>  | <p>地域自立支援協議会の機能を強化し、地域の関係機関によるネットワークの構築や地域の実態や課題等の情報を共有し、社会資源の開発・改善等、障がいのある人のニーズの実現に必要なことについて協議・検討していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・障害者差別解消法の施行（平成29年4月1日）にあわせ、地域自立支援協議会に寒川町差別解消地域支援協議会の機能を付加した。</li> </ul>  | <p>福祉課</p> | <p>○</p> |
| <p>④障がい福祉サービスの充実</p>  | <p>訪問系サービスについては、平成26年4月より重度訪問介護の対象者の拡大、アンケートによる利用意向の調査結果から今後もサービス利用が増加すると見込まれます。これらは人の居宅生活を支えるサービスとなるため、必要なサービス量の確保とともに障がい特性に応じた適切なサービスが提供できるよう働きかけます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・実施計画にあたる「第4期障がい福祉計画」にサービスの見込量を位置づけ、確保に努めている。</li> </ul> <p>日中活動系サービス（生活介護、就労移行支援、就労継続支援（A・B型）等）は、日中活動の場のみではなく、社会参加の場として重要な役割を果たしています。サービス提供事業所と連携し、適切なサービス量が確保できるよう努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・関係機関と連携を図りながら、対応をしている。</li> <li>・平成25年1月より<u>社会福祉法人*</u>へ働きかけ、寒川総合体育館内に就労継続支援B型事業所「ほっとカフェつくし」をオープン。現在も営業している。</li> </ul> | <p>福祉課</p> | <p>○</p> |
|                       | <p>居住系サービス（共同生活援助・施設入所支援）においては、アンケートによる利用意向の調査結果から、多くの利用希望が伺えます。施設入所については、グループホームの入居等地域移行と地域定着を進めるとともに、入所による支援が望ましい障がいのある人については必要な入所先の確保や入所の継続を行います。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設入所者のうち、平成29年度に1名地域移行（グループホームへの入居）を行っています。入所による支援が望ましい方については、引き続き入所先の確保や継続を行っている。</li> </ul>   | <p>福祉課</p> | <p>○</p> |

|               |  |     |   |
|---------------|--|-----|---|
|               | <p>医療的ケアなど特別な配慮が必要で、サービスを利用することが難しい場合や緊急にサービスを利用することが必要になった場合に地域の中で対応できる体制づくりをめざし、短期入所を提供できる拠点事業所を、引き続き湘南東部保健圏域に配置してまいります。</p> | 福祉課 | ○ |
|               | <p>・障がい福祉サービス地域拠点事業所配置事業を平成26年度から実施。平成28年度の利用実績は延べ14名、68日間（登録者数：1名）。今後も実施していく。</p>   |     |   |
| ④障がい福祉サービスの充実 | <p>平成25年度4月1日の障害者総合支援法の改正に伴い、障がい福祉サービス等の対象に難病患者がなりました。制度の周知とともに、病状の変化や進行等に配慮した適切なサービス量が確保できるよう努めます。</p>                        | 福祉課 | ○ |
|               | <p>・年1回発行している寒川町障がい福祉ガイドブック内において、対象となる難病一覧及びサービスの種類等を掲載し周知を図り、サービスの確保に努めている。</p>   |     |   |
|               | <p>相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切に利用できる利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できる体制に努めます。</p>                           | 福祉課 | ○ |
|               | <p>・相談支援専門員資格の取得について、神奈川県にて行われる研修を各事業所等に周知し、相談支援専門員の確保に努めている。平成29年7月現在、町委託相談に従事している者も含め、計9名の資格所有者が町内の相談支援事業所に在籍している。</p>       |     |   |
| ⑤地域生活支援事業の充実  | <p>相談支援事業所については、今後想定される障害者手帳所持者の増加に合わせて、委託相談支援事業所の設置数も含めて、適切な相談支援体制の整備に努めます。</p>   | 福祉課 | ○ |
|               | <p>・障がいの相談増に対応するため、平成29年4月より町内の委託相談支援事業所を1か所増やし、計2か所での運営とした。</p>   |     |   |
|               | <p>その他の地域生活支援事業（相談支援事業以外）については、利用者のニーズを踏まえながら、各事業におけるサービス量の確保に努めます。</p> <p>・実施計画にあたる「第4期障がい福祉計画」にサービスの見込量を位置づけ、確保に努めている。</p>   | 福祉課 | ○ |

|                         |   |                |   |
|-------------------------|---|----------------|---|
| ◎スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実 | <p>スポーツ・レクリエーション・文化活動へ障がいのある人の参加を促進します。また、障がいのある人が利用しやすい環境を整備する観点から、手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実を図ります。</p>   | 全課             | ○ |
|                         | <p>・県障害者スポーツ大会及びスポーツ観戦の参加者取りまとめ。借上バスでの送迎を行った。</p> <p>・手話通訳者、要約筆記者については、個人の派遣依頼の他、町主催の講演会等事業にも派遣、情報保障を図った。</p> <p>平成28年10月10日（月）に開催された「さむかわスポーツデイ2016」において、パラリンピックの競技種目である「ボッチャ」を実施。（参加者数105名）</p> | 福祉課<br>健康スポーツ課 |   |
|                         | <p>町が行う各種行事やイベントにおいて、障がい者団体が参加できるよう、環境整備に努めます。</p> <p>また、障がいのある人が参加できるスポーツ教室や地域交流行事等に参加できるよう、町社会福祉協議会等と連携し、支援します。</p>   | 全課<br>福祉課      | ○ |
|                         | <p>・産業まつりの申請窓口として福祉課が役割を担っている。</p> <p>・卓球教室を継続的に開催。</p> <p>・障がいのある方でも行える「フライングディスク教室」を実施した。</p> <p>平成27年度：10月から3月まで計6回実施、参加者数計78人。平成28年度：10月から3月まで計6回実施、参加者数計138人。</p>                            | 健康スポーツ課        |   |



## (3) 生活環境

障がいのある人が安心して地域で生活し社会参加できるようにバリアフリー化に取り組むとともに、緊急時や災害時の情報提供を行い、地域との連携の推進を図っています。

| 具体的施策   | 事業・取組   | 主管課                | 実施結果 |
|---|---|--------------------|------|
|   | 実施状況  |                    |      |
| ①多様な住まいの確保  | 障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう、町内にグループホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行います。  | 福祉課                | ○    |
|   | ・新規グループホームの相談があった段階から、新規設置に対する備品購入費の一部助成について説明を行い、申請のための調整・指導を行った。（平成27年度実績1件、平成28年度0件）                                       |                    |      |
|   | 障がいのある人が安心して住み続けることができるよう、住宅設備改修費助成事業の継続、 <u>あんしん賃貸支援事業*</u> や住宅に関する各種制度の周知、入居手続き支援等を行う居住サポート事業を実施し、障がいのある人が住みやすい環境づくりを推進します。 | 福祉課                | ○    |
| ・住宅設備改修助成事業は介護保険にて助成が出る場合もあるため、連携を密にしながら事業を継続している（平成27年度5件、平成28年度0件）。                         |   |                    |      |
| ②移動・公共交通機関等のバリアフリー化の推進  | 公共施設において、今後新たに設置する施設に対しては、車いす使用者等が利用しやすい <u>みんなのトイレ*</u> の整備を推進します。また、障がいのある人のおむつ交換のための簡易ベットの設置を推進します。                        | 全課<br>福祉課<br>町民安全課 | ○    |
|   | ・28年度に寒川駅北口地区に新設した公衆トイレについては、県の「みんなのバリアフリー街づくり条例」に適合した施設であり、みんなのトイレを整備済み。   |                    |      |
|   | 音響信号の設置について茅ヶ崎警察署等関係機関と連携し、視覚障がいのある人の地域生活の安全を図るよう努めていきます。<br>また、障がいのある人の地域生活の安全を図るため、町内の危険個所の点検を継続的に実施していきます。                 | 福祉課<br>町民安全課       | ○    |
| ・音響信号設置に依頼があった場合は、福祉課と連携し設置に努めていきます。<br>また、障がいのある人を含めた町民全体の地域生活の安全を図るため、町内の危険箇所点検を継続的に実施している。 |   |                    |      |

|  |   |              |   |
|--|---|--------------|---|
| ③災害時障がい者支援体制の整備                                      | 災害時の障がいのある人の安全を確保するため、「寒川町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進します。また、福祉避難所の協定締結に向けて、関係機関との協議に努めていきます。  | 町民安全課        | ○ |
|  | ・災害時における避難施設としての施設使用等に関する協定を町内の老人ホームや、茅ヶ崎市内の茅ヶ崎養護学校や福祉施設と締結している。今後も協定先を増やしていけるよう、関係機関と連携を取りながら進めていく。  |              |   |
|  | 災害時に支援が必要な要支援者*の名簿の作成に努めるとともに、個人情報の保護に配慮しながら地域住民により災害発生時に障がいのある人等に対し、迅速な情報提供や適切な避難・救助を含めた支援体制の確立を目指します。                                       | 福祉課          | ○ |
|  | ・平成28年7月に避難行動要支援者へ避難支援希望確認書を送付し、名簿提供の同意有無を確認。11月に同意があった要支援者分の名簿を支援関係者(自治会や民生委員)へ提供。(今後毎年1回更新した名簿を提供。)<br>※対象者数：1,833人 同意者：678人                |              |   |
|  | 災害時に迅速に避難できるよう、広域避難所を掲載した福祉マップの内容の充実に努めます。  | 福祉課          | ○ |
|  | ・福祉マップについて、毎年各事業所等の登録内容を確認・更新し、窓口配布の他、寒川町障がい福祉ガイドブックにも掲載している。   |              |   |
|  | 総合防災訓練に障がいのある人も積極的に参加できるよう支援します。  | 町民安全課        | ○ |
| ・障がいのある人の防災訓練への参加を進める。町の防災対策に関して、障がい者団体に町職員による講座を実施。 |   |              |   |
| ④緊急時・災害時の情報提供の充実                                     | 各関係機関と連携しながら、聴覚障がいのある人を対象に消防本部のファックス119番の実施や神奈川県警のファックス110番・メール110番の周知を図ります。さらに、外出先からメールを利用しての119番通報ができるように、今後、茅ヶ崎市と共同整備を進めていきます。             | 予防課          | ○ |
|  | ・消防本部へのFAX通報システムについて、平成27年度より通報受付先が茅ヶ崎市消防になった経緯もあり、FAXの文面内容等団体と協議を行い、対象者に周知を図った。メール110番(NET119)については平成27年度に町在住の聴覚の手帳所持者全員に説明会の案内文を通知し、周知に努めた。 |              |   |
|  | 防災情報や防災無線情報をはじめ、町からのお知らせ全般をメールで配信しています。引き続き、実施してまいります。障がいのある方が安心して暮らすため、緊急時に救急隊員が迅速に救命活動を行えるよう救急医療情報キットの配布を行います。                              | 福祉課<br>町民安全課 | ○ |
| ・申し込み後、民生委員が救急医療キット配布のため自宅へ訪問している。<br>※平成28年度配布数：33件 |   |              |   |

|           |   |     |   |
|-----------|---|-----|---|
| ⑤見守り体制の充実 | 障がいのある人の地域での孤立を防ぐために、地域の団体（民生委員、自治会、県をはじめとする関係機関等）の協力を得ながら、地域の見守り体制の充実を図ります。                          | 福祉課 | ○ |
|           | ・ 民生委員の任務である、地域住民に対する的確な援助・相談・指導等の活動を行うため、研修会等の実施に対し協議会への補助を行い、民生委員の資質向上を図る。                          |     |   |
|           | 一人暮らしで自力移動が困難な重度障がいのある人に対し、緊急通報システムを貸与することで急病や災害時の緊急連絡体制の整備を引き続き、推進します。                               | 福祉課 | ○ |
|           | ・ 寒川町ひとり暮らし在宅重度障がい者緊急通報システム事業を継続実施。   |     |   |
|           | 障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、 <u>SOS ネットワーク事業*</u> をホームページや広報紙、障がい福祉ガイドブックへの掲載やパンフレットの配布を行い、事業の周知を図ります。 | 福祉課 | ○ |
|           | ・ 事業の周知については継続して実施。同時に連絡網の充実も図っている。   |     |   |



(4) 教育・保健・育成

障がいのある子どもたちが、関係機関との連携のもと早期療育につなげ、福祉サービスの利用や、交流教育を通じ、障がいへの理解を深め、地域の中ですこやかに育っていただけるように努めています。

| 具体的施策                   | 事業・取組  | 主管課    | 実施結果 |
|-------------------------|--|--------|------|
|                         | 実施状況   |        |      |
| ①障がいのある児童の保育・療育・教育体制の充実 | 一人ひとりの障がいの特性等に応じた最適な療育・保育・教育の場の確保に向け、障がいのある児童の成長の各段階で適切な指導・相談や情報提供に努めるとともに、保育園や幼稚園、特別支援学校等の関係機関との連携を深め、一貫した支援等が受けられるよう努めています。  | 福祉課    | △    |
|                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童福祉法に基づく児童発達支援事業所としてひまわり教室の運営を行っており、保健師や子育て相談員と連携しながら事業を展開しているが、障がい児の家族の相談先がどこなのか等、案内が不足している時があり連携が充分に行えていない時がある。</li> <li>・地域との連携を図るため特別支援級や作業所などと共に作品展等を開催し交流を図っている。</li> </ul> | 子育て支援課 |      |
|                         | 一人ひとりの障がいの特性等に応じた最適な療育・保育・教育の場の確保に向け、障がいのある児童の成長の各段階で適切な指導・相談や情報提供に努めるとともに、保育園や幼稚園、特別支援学校等の関係機関との連携を深め、一貫した支援等が受けられるよう努めています。  | 子育て支援課 | ○    |
|                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・ことばの教室や教育研究室で、教育相談を随時、就学相談を就学前に実施している。各検診以後のつながり方を明確にし、連携を取るよう努めています。</li> </ul>   |        |      |
|                         | 発達障がいに対しては、専門的な機関と連携を図りながら、自閉症スペクトラム症や学習障がい（LD）、注意欠陥多動性障がい（AD/HD）等、障がいの早期発見に努めるとともに「かながわ A」と連携して適切な助言や指導が行えるよう努めています。  | 子育て支援課 | ○    |
|                         | <ul style="list-style-type: none"> <li>・臨床心理士や保健師が専門機関と連携し、相談に対応している。</li> <li>・湘南東部障害保健福祉圏域発達障害者支援体制整備事業である発達障害者地域支援マネージャーを活用し、ケースの見立てやコンサルテーションを受けている。また、神奈川県発達障害支援センターかながわ A の主催する研修に参加し、保健師のスキルアップに努めている。</li> </ul>   |        |      |
|                         | 一人ひとりの障がいの状況に応じた指導方法や学習形態の工夫改善に努めるとともに、特別支援学校と連携し、卒業予定者に対し各種制度の情報提供を行う等進路指導の充実を図ります。   | 福祉課    | ○    |

|                    |   |           |   |
|--------------------|---|-----------|---|
|                    | <ul style="list-style-type: none"> <li>・町内在住の茅ヶ崎養護学校在学中の生徒に対し、進路説明会において町福祉課職員が個別に障がい福祉サービスの説明を実施している。</li> </ul>  |           |   |
| ②障害児通所支援等福祉サービスの充実 | <p>就学前の障がいのある児童には、基本的な生活習慣の習得や環境への適応性を養う等、必要な訓練や支援を行う児童発達支援について、適切なサービス量が確保できるように努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・町営の児童発達支援事業所のひまわり教室にて、月曜～金曜の9時半～14時半まで支援を行っている。その他町外の事業所に通う児童についても、事業所と連携を密に行い、発達状況に応じて支給量を調整するなどサービス確保を行っている。</li> </ul>  | 子育て支援課福祉課 | ○ |
|                    | <p>就学後の障がいのある児童にコミュニケーションの方法や生活能力向上のための訓練を提供する放課後等デイサービスの利用促進に努めます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・就学児を対象とした放課後等デイサービスを提供する登録事業所は、町内の事業所はH27年度より3事業所と変更はないが、町外の事業所が増えていることもあり、利用者数もH27年度は54人で利用は15事業所、平成28年度は72人で利用は23事業所となっている。</li> </ul>  | 福祉課       | ○ |
|                    | <p>相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、利用サービスの種類、内容等を定めた障害児支援利用計画を適切に作成できるように支援します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・相談支援専門員資格の取得について、神奈川県にて行われる研修を各事業所等に周知し、相談支援専門員の確保に努めている。平成29年7月現在、町委託相談に従事している者も含め、計13名の資格所有者が町内の相談支援事業所に在籍している。</li> </ul>  | 福祉課       | ○ |
|                    | <p>障がいのある児童の放課後や夏休みをはじめとした長期休暇時に、一時的に預かり所として利用できる日中一時支援も引き続き、実施していきます。また短期入所も同様に引き続き実施していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・日中一時支援事業所による支援は継続して行っている。学齢児については個別支援計画が作成され、療育的な観点より放課後等デイサービスを中心に利用をお願いしており、同施設にて長期休暇にも対応していただいている。短期入所に関しては、七沢学園やきらりをはじめとする施設と連携し、対応をお願いするなど引き続き実施している。</li> </ul> | 福祉課       | ○ |
|                    | <p>町内の小、中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに、障がいのない児童・生徒に、障がいへの理解を深める交流教育を推進します。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・特別支援学級と通常学級において、教科（生活科や総合的な学習の時間の他、本人の得意な教科）や給食の時間で交流。社会福祉協議会や福祉団体の協力のもと、小中学校で総合的な学習において車いす体験、アイマスク体験等を実施。</li> </ul>  | 学校教育課     | ○ |
|                    | ③交流教育の推進  |           |   |

(5) 保健・医療

障がいの原因となりうる疾患等の予防や、精神疾患の通院治療や重度障がい者に対し、医療費の一部負担金の助成を行っています。

| 具体的施策  | 事業・取組   | 主管課     | 実施結果 |
|--|---|---------|------|
|  | 実施状況  |         |      |
| ①母子保健の充実   | 障がいの早期発見、早期療育を図るため、4か月児、お誕生日前、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、支援を必要とする親や児童に対しては、必要に応じて健康相談や訪問指導をする等保護者の育児不安の解消をさらに図ります。 | 子育て支援課  | ○    |
|  | ・健康診査後、発達の状況などにより、親子支援の教室「あそびの広場」を実施し、継続支援を行っている。   |         |      |
|  | 保健師等による「育児相談」や臨床心理士による「子どもの心の相談」を実施し、特別な支援を必要とする幼児に対しては、適切な医療や療育、福祉サービス等につなげられるよう関係機関との連携を強化します。              | 子育て支援課  | ○    |
| ・平成27年度から「育児相談」月2回年間24回「子どもの療育の相談」月3回年間36回に増やして実施。個別の状況に応じて関係機関と連携し支援を行っている。 |   |         |      |
| ②健康づくりの充実  | 健康診査及びがん検診を実施し、障がいの原因となりうる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療に努めます。また、予防に向けた普及啓発に努めます。   | 健康スポーツ課 | ○    |
|  | ・健康診査、成人歯科健診、がん施設検診、がん集団検診、成人の健康診査、健康体操の日、地域（自治会）健康教育、健康相談（通年）実施し、生活習慣病の予防等の普及啓発をした。                          |         |      |
|  | 在宅重度障がい者が家庭で安心して療養生活を送るようになるための支援策として、茅ヶ崎市保健所や医療機関、県等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図り、よりよい支援策のあり方について検討していきます。      | 福祉課     | ○    |
| ・ケースに応じて関係機関と連携を図りながら、ケース会議を通じて情報の共有を行い、支援方法等を検討している。                        |   |         |      |
| ③医療費の給付・助成   | 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）制度や重度障害者等医療費助成制度等の各種医療費助成制度の周知を徹底し、その利用の促進を図ります。                                      | 福祉課     | ○    |
| ・手帳説明会や障がい福祉ガイドブック、ホームページで周知。対象となる障がい者の方には申請を促している。                          |   |         |      |

|              |  |     |   |
|--------------|--|-----|---|
| ④精神保健福祉施策の充実 | 精神障がいのある人の社会復帰に向け、生活指導、社会復帰援助等について、茅ヶ崎市保健所や関係機関等の協力を得ながら、精神保健福祉士等による訪問・相談の充実を図ります。 | 福祉課 | ○ |
|              | ・必要に応じて茅ヶ崎市保健所の協力を得ながら嘱託医に訪問をしてもらい、状態の確認をしてもらっている。                                 |     |   |

### (6) 雇用・就労

自立のための経済基盤である就労につきましては、産業振興課と協力しながら雇用創出に努めています。また、図書館での体験実習、ハローワークの求人票を福祉課窓口で情報提供、関係機関との連携のもと就労支援に取り組んでいます。

| 具体的施策   | 事業・取組   | 主管課 | 実施結果 |
|---|---|-----|------|
|   | 実施状況  |     |      |
| ①就労相談窓口の充実  | 就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力に応じた職場に就労できるよう、公共職業安定所や湘南地域就労援助センター*等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。  | 福祉課 | ○    |
|   | <ul style="list-style-type: none"> <li>・定期的に障がい者専用の求人票をハローワークより送ってもらい、窓口で閲覧できるようにしている。</li> <li>・病状や能力、状況等に応じて、湘南地域就労援助センターと連携を図りながら、就労の相談に乗っている。その他就労系の事業所との連携を図っている。</li> </ul> |     |      |
|   | 就労後の定着支援についても、湘南地域就労援助センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。  | 福祉課 | ○    |
|   | 現在、町内に就労に関する相談場所がないことから、身近なところで就労に関する相談ができるような体制の整備に努めます。   |     |      |
| 平成28年度よりハローワーク藤沢、湘南地域就労援助センターの協力により、町役場において年間6回の就労相談を開始。1回1時間の相談を2枠用意。平成28年度は12枠のうち9枠の相談実績。平成29年度も継続して事業を実施中。 |   |     |      |

第2章 障がい者等の現状

|                          |   |                      |          |
|--------------------------|---|----------------------|----------|
| <p>②雇用啓発事業の充実</p>        | <p>障がいのある人の雇用を促進するため、町内の民間企業や事業主への訪問活動等を通じ、障がい者雇用に関する啓発活動を推進します。</p> <p>・平成27年度の企業訪問では、福祉課職員が同行し啓発活動を行っていたが、平成28年度以降は産業振興課職員のための訪問のため、雇用状況の把握等を主にに行った。</p> <p>・「寒川町企業等の立地促進に関する条例」の適用措置を受けた企業において、新規雇用者毎に奨励金を交付しており、障がい者の場合には増額することで、障がい者雇用の促進を図っている。</p> | <p>福祉課<br/>産業振興課</p> | <p>△</p> |
| <p>③官公需における受注機会の拡大</p>   | <p>平成25年4月より「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」の施行に伴い、障がい者就労施設等事業所連絡会に対して、物品等や役務の提供の受注機会の拡大に努めます。</p> <p>・福祉課を窓口として、庁内各課に障がい者施設への業務委託への配慮をお願いしている。障害者優先調達推進法※に基づき、町は調達方針を策定し取り組んでいる。</p>   | <p>福祉課</p>           | <p>○</p> |
| <p>④福祉的就労の充実</p>         | <p>一般就労*が困難な障がいのある人に対し、就労移行支援や就労継続支援等福祉的就労の場の確保に努めます。</p> <p>・障がい者の状況や障がい特性に応じて、就労移行支援や就労継続支援の事業所の見学や紹介を事業所と連携を図って実施している。</p>   | <p>福祉課</p>           | <p>○</p> |
| <p>⑤障がいのある人への情報提供の促進</p> | <p>湘南地域就労援助センター及び公共職業安定所と連携しながら、障がいのある人に対し、福祉課窓口で求人情報を提供し、職域の開拓を行います。</p> <p>・公共職業安定所より障がい者の求人情報を送ってもらい、窓口にて公開している。</p>   | <p>福祉課</p>           | <p>○</p> |
| <p>⑥職場体験事業の充実</p>        | <p>特別支援学校に通っている生徒に対し、卒業後の就業実習の場を提供するため、寒川総合図書館での実習を引き続き、実施していきます。</p> <p>また、働きたいという意欲のある障がいのある人が、町内の企業での職場体験ができるよう、就労に向けた環境作りを進めていきます。</p> <p>・平成27年度、平成28年度ともに茅ヶ崎養護学校より要望がなかったため、実習の場の提供はなかった。また、平成29年度に関しては、寒川総合図書館と実施を検討中。</p>                         | <p>福祉課</p>           | <p>×</p> |
|                          | <p>町での雇用において、障がいのある人の法定雇用率の達成に努めます。</p> <p>・平成27年度、28年度と採用試験を実施し、応募はあったが採用に至らなかった。</p>  | <p>総務課</p>           | <p>△</p> |

## (7) 情報・コミュニケーション

災害時の情報提供につきまして、聴覚、音声・言語機能に障がいのある人には災害時の緊急情報をFAXやメールでお知らせする事業を実施しています。

また、関係機関との連携、広報等による周知をしています。

| 具体的施策                                      | 事業・取組  | 主管課 | 実施結果 |
|--|--|-----|------|
|  | 実施状況   |     |      |
| ①情報提供システムの推進                               | 障がいのある人やその家族が、いつでも簡単に情報を得ることができるよう、障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について検討し推進します。  | 福祉課 | ○    |
|  | ・視覚障がい者には点字での通知や希望に応じてメールでやりとりを行うなど、障がいに応じた情報提供に努めている。   |     |      |
| ②コミュニケーション手段の確保                            | 視覚障がいのある人の情報バリアフリー化に配慮し、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めていきます。また広報紙についても、視覚障がいのある人向けに録音テープの作成を行っています。引き続き実施していきます。       | 福祉課 | ○    |
|  | ・視覚障がいのある人の情報バリアフリー化に配慮し、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページ作成している。また広報紙や選挙公報についても、視覚障がいのある人向けに点字版および録音版の作成を行っている。今後も引き続き実施する。    |     |      |
|  | 聴覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話講習会事業や登録手話通訳者等との連絡会を開催し、人材の資質向上を図ります。   | 福祉課 | ○    |
|  | ・手話講習会は、5年間（5段階）の計画に沿って年間2コース、町聴覚障害者協会への委託により実施。<br>・手話通訳者等との年1回ずつ連絡会・研修会を実施。通訳等のコーディネートを通じて通訳者等との連絡を密にし、資質向上を図っている。 |     |      |
| 障がいに応じたコミュニケーション機器が給付できるよう、日常生活用具の給付を行います。 | 福祉課  | ○   |      |
| ・継続して情報・通信支援用具等の給付を行っている。                  |  |     |      |
| ③福祉マップの配布・活用                               | 障がいのある人が地域で安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時には、避難マップとしても利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化や福祉事業所の情報を掲載した福祉マップを窓口等で配布します。                     | 福祉課 | ○    |
|  | 福祉マップを福祉課窓口にて配布する他、毎年発行している寒川町障がい福祉ガイドブックにも掲載し、手帳の取得時等随時説明、周知を行っている。   |     |      |

## 実施状況から見た今後の課題

前計画の具体的施策については、全7分野を通じて、概ね計画的に実施できているものの、障がいへの理解や差別偏見の解消を進めるため、出前講座をはじめとする周知活動が十分に行えていないことや、町民の障がいに対する認識や認知度について把握できていないことが問題として挙げられます。

また、町内の保育園や小学校に訪問した際の聞き取りや、今回の計画を策定するにあたり事前に実施したアンケートの結果からは、相談支援に対する周知が十分ではないこと、障がいのある子どもに対する体制をはじめとする、関係機関との連携の不足が課題となっています。

災害時における避難所については、施設使用等に関する協定を町内の老人ホームや、茅ヶ崎市内の茅ヶ崎養護学校や福祉施設などと数か所締結していますが、受け入れ先が不足している状況で、災害時の体制としては不十分です。

障がい者雇用や就労に関しては、町内企業への啓発活動が十分に行えていないこと、職場体験事業の充実、法定雇用率の未遵守が課題として挙げられます。

障がいのある人もない人も、地域の中で安心して暮らせる社会を目指していくためには、行政が単独で取り組んでいくだけでは十分ではありません。関係機関との連携や町民との協働が不可欠となります。

今後、具体的な取り組みについて、「寒川町地域自立支援協議会」で検討を行い、ワーキンググループなどにより取り組んでいくこととします。



## 第3章 基本理念

---





## 第3章 基本理念

### 1. 基本理念

障がいのある人もない人も、

地域の中で安心して暮らせる社会を目指して

### 2. 基本方針・目標

障がいのある人が社会の一員として人権を尊重され、自らの選択と決定のもとに、人生の様々な場面で適切な支援を受けながら社会活動に参加、参画し、誰もが住みやすい環境や地域社会を構築するため、行政をはじめ企業、団体、地域住民等がその価値観を共有し、それぞれの役割と責任を自覚して、主体的に取り組むことを基本方針として、次の5項目の施策を基本目標とします。

#### 基本目標1 お互いを尊重し理解しあえるまちづくり

障がいのある人が身近な地域で生活していくためには、どこでだれとどのように暮らすかなど自ら選ぶための意思決定支援\*や、誰もがともに生活できる地域づくりが必要です。そのためには、広報・啓発をはじめ、障がいに対する正しい理解や認識が深まるよう、交流やふれあいの機会などを活用することにより、心のバリアフリーを推進します。

#### 基本目標2 地域におけるサービスの充実

障がいのある人が、ライフステージ\*に応じた必要なサービスが利用できるよう、また、入所等から地域生活への移行や、在宅からグループホームへの移行等、地域での生活が継続できるよう、一人ひとりのニーズや障がいの状態に応じた福祉サービスの提供や相談支援体制の充実を図ります。

**基本目標3 安心して暮らせるまちづくり**

障がいのある人の自立と社会参加を促進するために、安心・安全な生活が送れるよう、ユニバーサルデザイン\*に配慮した生活環境の整備と防災・防犯体制の充実に努めます。

**基本目標4 助け合い・支えあいのあるまちづくり**

障がいのある人もない人も地域で生活を送るために、相談支援機関を活用して町民・団体・関係機関等との連携や協働してさまざまな支援や、子供から大人までの一貫した支援として、その家庭への支援や障がいのある子どもの健やかな育成のための発達支援を一体化にして行うことで、障がいのある人が地域生活で孤立することなく自立した生活を送ることができるような支援体制の整備を目指します。

**基本目標5 障がいのある人の自立支援の促進**

障がいのある人が地域で主体的に自立した生活が営むことができるよう、障がいの関係機関と連携して雇用や就労の促進を図るとともに、それぞれの障がいの特性に応じた適切な情報発信（提供）や、コミュニケーションにおける合理的配慮を進めるなど、障がいのある人の自立支援を推進します。



## 第4章 第4次障がい者計画

---

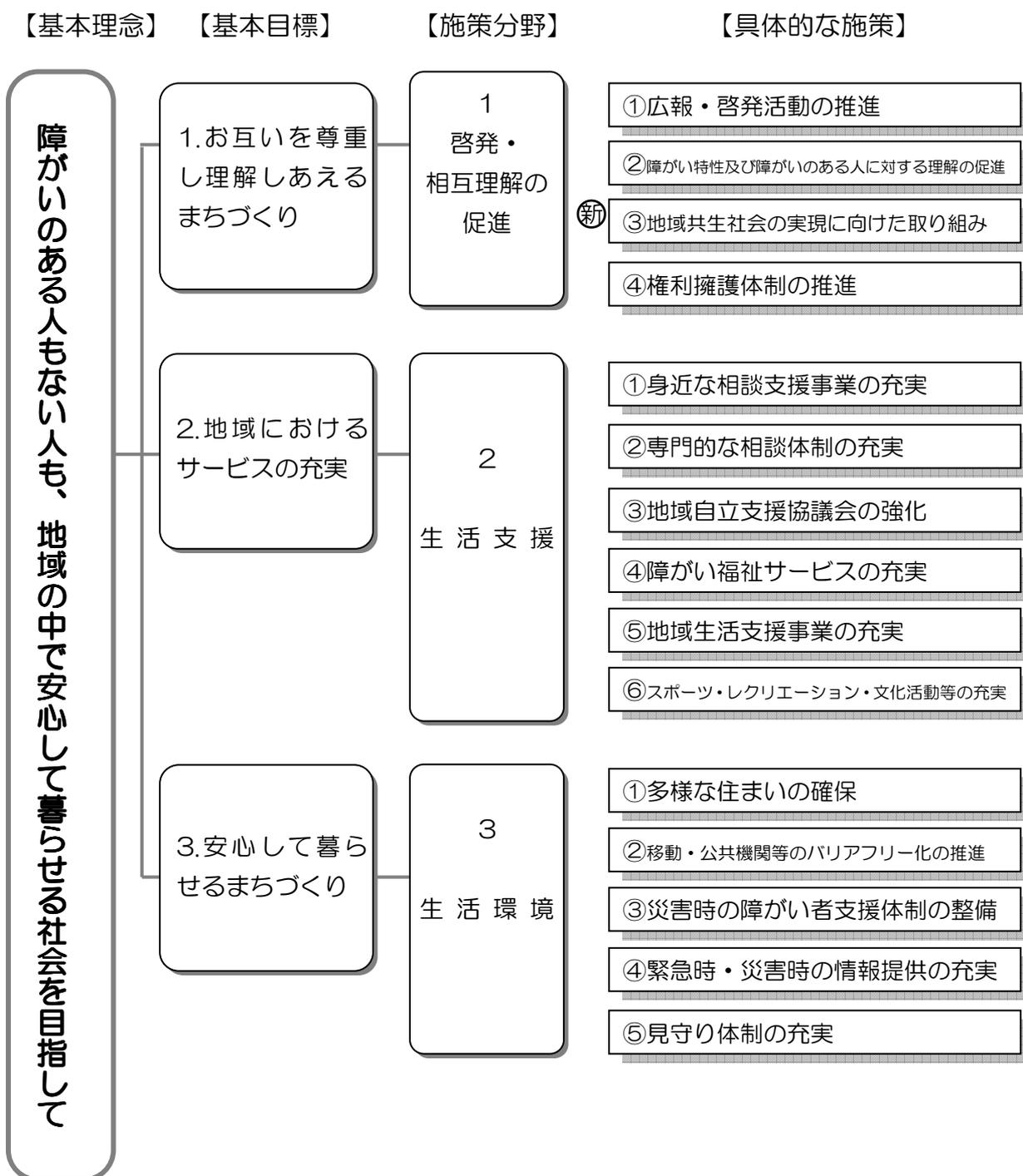
※**新**の印は、制度改正や国の指針により新しく創設したものです。

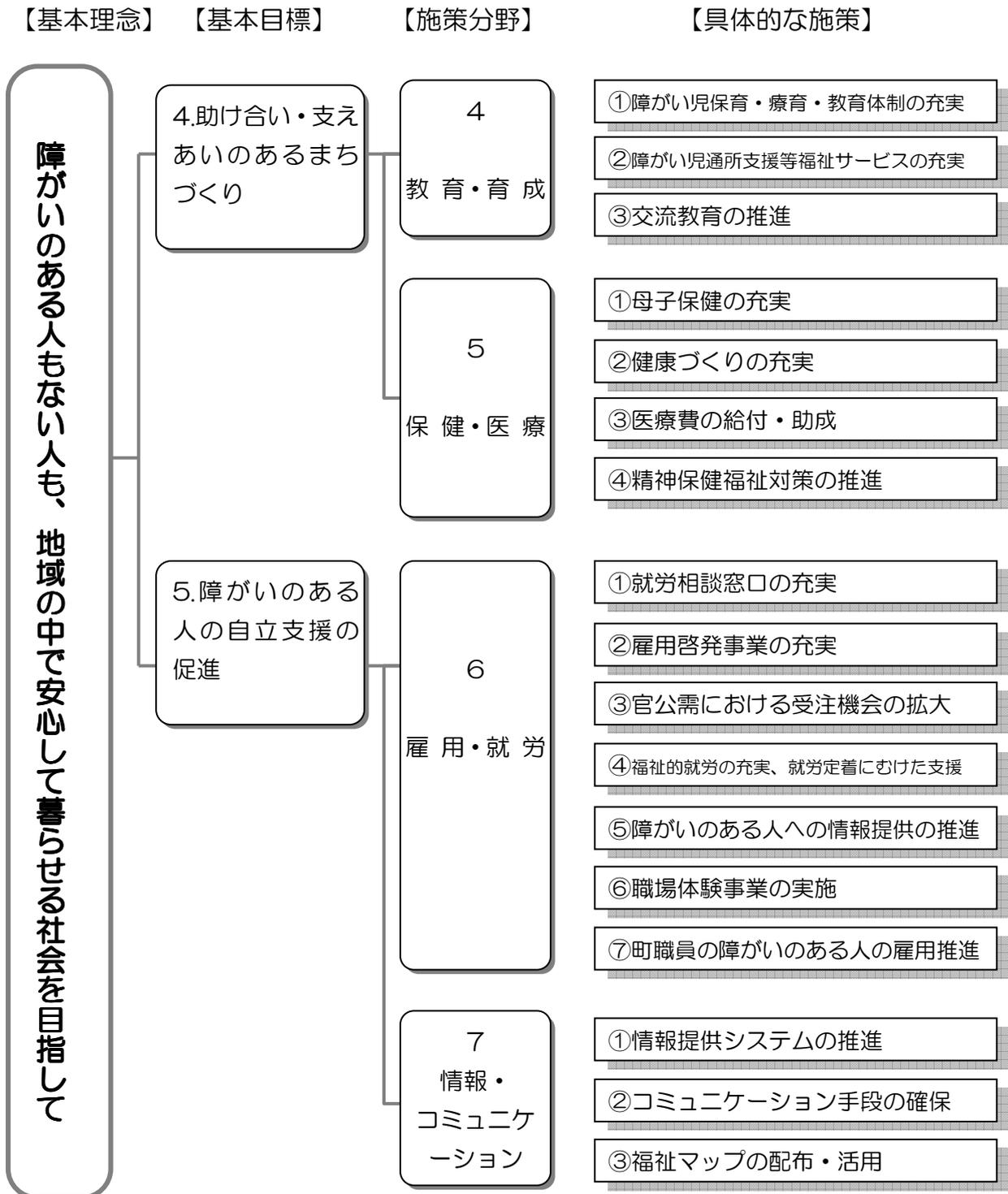




## 第4章 第4次障がい者計画

### 1. 施策の体系





## 2. 施策の展開

### (1) 啓発・相互理解の促進

#### ◆現状と課題◆

障がいのある人が、個人として尊重され、必要な支援を受けながら、自分のことを自分で決めることができる環境づくりに努めていく必要があります。

また、障がいのある人が安心して地域生活を送るためには、必要な情報が速やかに得られることとともに、町民一人ひとりがお互いの人格と個性を尊重して支え合えるような地域社会が必要です。しかし、アンケートや町地域自立支援協議会などからは、障がい者に対する理解の促進と啓発をより一層進めるよう意見が出されています。

さらに、障がい特性に配慮した細やかな情報発信はもちろん、障がいのある人もない人も十分な情報を得られる環境づくりが障がいに対する理解と認識を深めるために求められています。

障害者差別解消法が平成28年4月1日に施行されましたが、差別の解消や合理的配慮について趣旨や目的などについて理解がされていない状況であり、更なる啓発活動を進めていく必要があります。

#### ◆施策の方向◆

広報紙やホームページ、情報メディア等多様な手段を活用し、情報を発信することで、より多くの町民に対し、障がいに関する理解の促進と障がいのある人への虐待防止など権利擁護意識の向上を図ります。

障がいのある人の高齢化・重度化や親亡き後も見据え、障がいのある人の生活を地域全体で支える支援体制の構築を図ります。

障がいのある人が自ら意思決定を行い、その意思を表明することができるよう、相談支援の充実等による意思決定の支援や意思疎通を図る体制づくりや、障がいのある人一人ひとりの権利が尊重される社会の醸成に向け、障がい者の虐待防止や成年後見制度の推進に努めます。

さらに、町地域自立支援協議会や障がい福祉関係団体などと連携し、障がいのある人が様々な事業等を通じて障がいのない人との交流を促進することができる体制づくり及び啓発活動を推進します。

**◆具体的な施策◆****①広報・啓発活動の推進**

- ・広報紙やホームページ、ポスター等を通じて情報提供を行います。また、出前講座について、町民ニーズに合った具体的なテーマを検討し実施していくことで、障がい特性及び障がいのある人や障がい福祉に対する町民の理解を深める啓発活動を行っていきます。

**②障がい特性及び障がいのある人に対する理解の促進**

- ・障がい者団体と協力し、障がいのある人が作った手作り品等を庁舎内で展示することにより、町民とのふれあいの場を提供し、障がい者理解の促進を図ります。また、「障害者週間」を中心に障がい者団体等と連携し、作品展示会や販売会を実施しています。これらを引き続き推進していきます。
- ・障がい特性及び障がいのある人の生活のしづらさについて知り、そして理解を深めるため、広報紙の活用やリーフレットの配布等を継続するとともに、町地域自立支援協議会と連携し、より障がいに対する理解促進に向けた手法を検討し、実施してまいります。

**③地域共生社会の実現に向けた取り組み**

- Ⓜ地域で暮らす障がいのある人が、その人らしく豊かに生活できるよう、地域団体や町内事業所などに理解を求めます。
- Ⓜ地域で暮らせるための支援体制のあり方について検討し、地域福祉活動の充実を図ります。
- ・町社会福祉協議会が行っているボランティア活動の状況等について情報収集に努め、広報紙や障がい福祉ガイドブック、ホームページを通じて、ボランティア活動の紹介、募集、講座の案内等をし、障がいのある人をはじめ、広く町民に対してボランティア活動の内容や実態に関する情報提供を行っていきます。

**④権利擁護体制の推進**

- Ⓜ障がいのある人が、どこで誰とどのように生活するかを選択するため、それぞれの障がいの特性や環境等に配慮した多様な意思決定支援\*を継続的に行うことにより、障がいのある人の日常生活並びに社会活動の質の向上を図ります。

- 施設入所者や入院している人、各種契約行為等を行うことが困難な人に対し、成年後見制度を利用できるよう関係機関と連携するとともに、後見人等の報酬や申し立て費用を助成する成年後見制度利用支援事業※を推進していきます。
  - 成年後見制度については制度や手続きが煩雑で、わかりにくいとの意見が多いことから、身近な場所での相談として、引き続き、相談員による成年後見相談を実施していきます。
  - 障害者虐待防止法では、障がいのある人への虐待を発見した場合には、通報・届出をすることが義務付けられていることから、福祉課に虐待防止センターを設置しています。同センターが通報届出窓口となって、適切な対応を図ります。また、同計画の策定に関するアンケート結果から、法律の趣旨や目的の認知が不十分であると考えられることから、障がいのある人に限らず、すべての町民に対して、虐待とは何かなど、周知の推進を図るとともに、緊急時に一時保護が必要な場合に備えて、居室の確保にも努めていきます。
  - 平成28年4月施行の障害者差別解消法で規定されている基本方針に基づき、法の趣旨・目的等に関する広報啓発活動等に取り組みます。
- ⑧平成29年4月1日に施行した「寒川町障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」に基づき、適切な運用及び障がいを理由とする差別の解消の推進に取り組みます。
- ⑨障害者差別解消支援地域協議会として位置付けている町地域自立支援協議会において、障がいを理由とする差別に関する相談及び当該相談に係る事例を踏まえた障がいを理由とする差別を解消するための取り組みを推進します。

## (2) 生活支援

### ◆現状と課題◆

アンケート調査では、将来の暮らしについて自宅で家族と暮らしたい、または、一人で自立して暮らしたいという人が67.5%と大きく占めています。障がいのある人が地域で生活していくためには、個々の障がい状況に応じた支援体制を始め、家族の高齢化による介助力、支援力の低下へのフォローなど、生活や家族の状況まで考慮した支援体制が求められています。

また、障がいのある人が安心して生活するには、身近な地域との日常的な交流を深めることが重要です。地域での文化・スポーツ・レクリエーションなどの活動への積極的な参加を促進していくために、障がいのある人が参加しやすいような配慮や体制を整えることが求められています。

### ◆施策の方向◆

個人のニーズに合わせて福祉サービスなど必要なサービスを選択・利用するため、適切なサービス量の確保に努めるとともに、複数のサービスを組み合わせて利用するプランニングや事業所間の調整、介護保険制度への円滑な移行、サービス導入後のフォローアップなど、各種支援体制の充実を図ります。

また、身体、知的・精神障がい者並びに発達障がい者、難病患者等が、障がいの種別によらない一元的な障がい福祉サービスの実現とともに、障がい者の自立支援の観点から地域生活への移行などの課題に対応し、障がい者の生活を地域全体で支える仕組みづくりに努めます。

さらに、障がいのある人がスポーツ・レクリエーション・文化活動等を楽しみ、その活動を通じた社会参加や様々な交流の機会をもてるよう、一層の拡充に取り組むとともに各種行事に参加できるよう、基盤整備に努めます。

**◆具体的な施策◆****①身近な相談窓口の充実**

- 相談支援を適切に実施していくために、担う人材の育成や相談支援に関する周知を図ることで相談支援事業を充実させ、障がいのある人のニーズに応じたサービスが提供できるよう努めます。
- 障がいのある人やその家族が、民生委員や委託相談支援事業者等の様々な活動内容を知ることができ、利用しやすいような環境づくりを推進します。
- 町では、障がいのある人が気軽に立ち寄れる場所として、町内の福祉事業所に対して、「ほっとすぺーす」の登録を推進しています。地域生活を送る上での不安の軽減を図るとともに、本人の実情に即した新体制のネットワークの確立に努めます。
- 専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口には精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。
- 介護保険制度と障がい福祉サービス等をはじめとする障がい者施策との調整やケース会議等を通じて関係機関との連携強化を図り、的確な相談と援助、サービスへのつなぎ機能の充実を図ります。

**②専門的な相談体制の充実**

- 専門性が求められる多様な相談内容に応じられるよう、児童相談所、茅ヶ崎市保健所、総合療育相談センター、発達障害者地域支援マネージャー\*、神奈川県発達障害支援センター「かながわA<sup>エース</sup>」\*等の各機関と連携を図り、相談体制を充実します。
- 専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口には精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。(再掲)

**③地域自立支援協議会の強化**

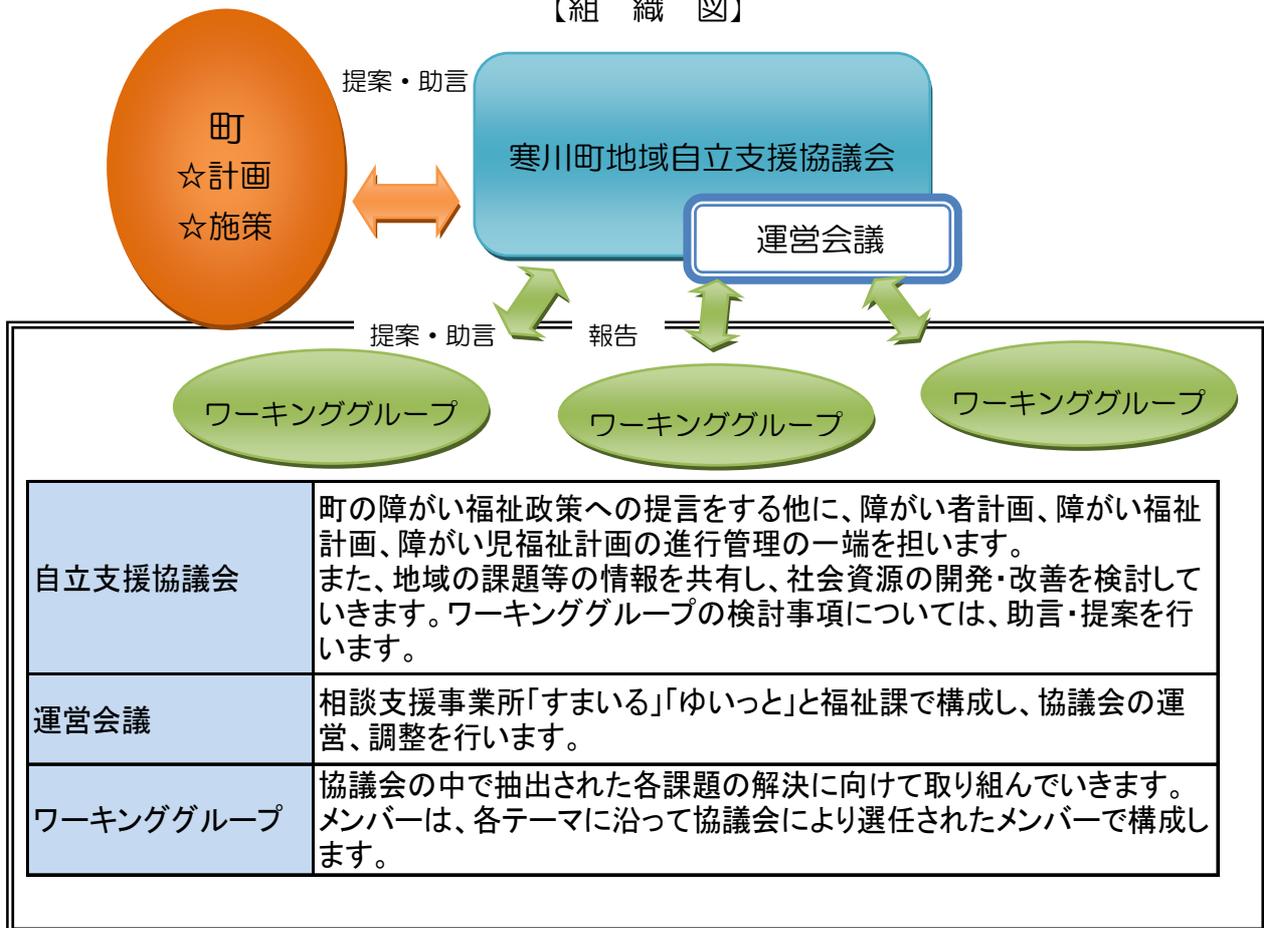
- 町地域自立支援協議会の機能を強化し、地域の関係機関によるネットワークの構築や地域の実態や課題等の情報を共有し、社会資源\*の開発・改善等、障がいのある人のニーズの実現に必要なことについて協議・検討していきます。

- ㊦ 町自立支援協議会に属するワーキンググループ等において、地域の相談支援体制の在り方や関係機関による連絡体制の構築及び困難事例への対応などについて検討します。
- ㊦ 地域における中心的な役割を担い、地域生活支援拠点として総合的な相談業務を行う、基幹型相談支援センターの設置や包括的な支援体制の整備について検討し準備を進めていきます。

◆寒川町地域自立支援協議会◆

地域自立支援協議会では、町の障がい福祉施策への意見・提案・協力をするとともに関係機関と地域の課題を情報共有し、地域の実態に合ったニーズの実現に向け協議・検討をしていきます。

【組織図】



#### ④障がい福祉サービスの充実

- ・障がいのある人が住み慣れた地域社会で安心した暮らしが送れるよう、障がい種別によらない一元的な障がい福祉サービスの充実を図ります。

##### 1. 訪問系サービスの充実

- 居宅介護 ○重度訪問介護 ○同行援護 ○行動援護
- 重度障がい者等包括支援

##### 2. 日中活動系サービスの充実

- 生活介護 ○自立訓練（機能訓練） ○自立訓練（生活訓練）
- 就労移行支援 ○就労継続支援 A 型 ○就労継続支援 B 型
- ㊦就労定着支援 ○療養介護 ○短期入所（福祉型、医療型）

##### 3. 居住系サービスの充実

- ㊦自立生活援助 ○共同生活援助（グループホーム） ○施設入所支援

##### 4. 相談支援の充実

- 計画相談支援 ○地域移行支援 ○地域定着支援

##### 5. 障がい児への支援の充実

- 児童発達支援 ㊦医療型児童発達支援 ○放課後等デイサービス
- 保育所等訪問支援 ㊦居宅訪問型児童発達支援
- 障がい児相談支援

- ・医療的ケアなど特別な配慮が必要で、サービスを利用することが難しい場合や緊急にサービスを利用することが必要になった場合に地域の中で対応できる体制づくりをめざし、短期入所を提供できる障がい福祉サービス拠点事業所を、引き続き湘南東部保健圏域に配置してまいります。

- ・難病患者について、障がい福祉サービス等の対象となっているところですが、一層の制度の周知とともに、病状の変化や進行等に配慮した適切なサービス量が確保できるよう努めます。

- ・相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、適切に利用できるよう利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できる体制に努めます。

### ⑤地域生活支援事業の充実

#### 1) 相談支援事業所の充実

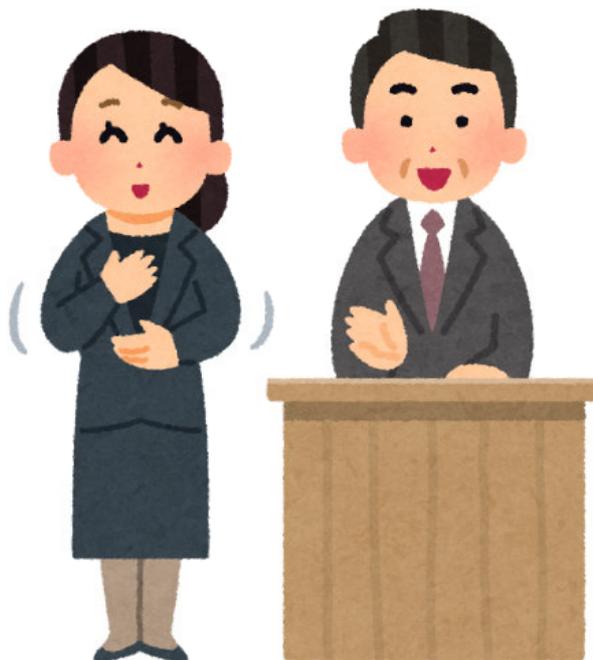
- ・相談支援事業所については、今後想定される障害者手帳所持者の増加に合わせて、適切な相談支援体制の整備に努めます。

#### 2) その他地域生活支援事業の充実

- ・その他の地域生活支援事業（相談支援事業以外）については、利用者のニーズを踏まえながら、各事業におけるサービス量の確保に努めます。

### ⑥スポーツ・レクリエーション・文化活動等の充実

- ・スポーツ・レクリエーション・文化活動へ障がいのある人の参加を促進します。また、障がいのある人が利用しやすい環境を整備する観点から、手話通訳者・要約筆記者の派遣の充実を図ります。
- ・町が行う各種行事やイベントにおいて、障がい者団体が参加できるよう、環境整備に努めます。  
また、障がいのある人が参加できるスポーツ教室や地域交流行事等に参加できるよう、町社会福祉協議会等と連携し、支援します。



### (3) 生活環境

#### ◆現状と課題◆

障がいのある人が地域で生活することに対し、国では基本指針において、施設入所者や入院中の精神障がいのある人の地域生活への移行の更なる推進を図るために数値目標を設けるなど、多様なニーズと関心が高まっています。障がいのある人が地域生活に移行するにあたっては、居住の場となるグループホームの整備促進が課題となっています。

また、すでに地域での生活を過ごしている方も当事者や家族の高齢化とともに独居になる方も増えており、障がいのある人が地域で安心して生活を送るためには、住宅の階段や段差など設備面の改修によるバリアフリー化や防災・防犯体制の整備とともに地域住民と連携した災害・緊急時の支援体制づくりを確立していく必要があります。

#### ◆施策の方向◆

地域における生活の場となるグループホームの整備、充実を図っていきます。

あらゆる人が利用しやすいよう配慮するユニバーサルデザインを基本に、障がいのある人が安心して生活し、社会参加できるよう、公共交通機関等生活空間のバリアフリー化を推進します。また住宅環境については快適な生活を送るために必要なバリアフリー化に伴う住宅改修費について、助成を継続して行います。

また、障がいのある人が安心して生活していくためには、日頃から要支援者の把握と名簿の作成に努め、地域との連携により防災対策の推進を図るとともに、見守り体制の充実に努めます。

#### ◆具体的な施策◆

##### ①多様な住まいの確保

- ・障がいのある人が安心して地域生活が送れるよう、町内にグループホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行います。
- ・障がいのある人が安心して住み続けることができるよう、住宅設備改修費助成事業の継続、あんしん賃貸支援事業\*や住宅に関する各種制度の周知、入居手続き支援等を行う居住サポート事業を実施し、障がいのある人が住みやすい環境づくりを推進します。

## ②移動・公共交通機関等のバリアフリー化の推進

- ・公共施設において、今後新たに設置する施設に対しては、車いす使用者等が利用しやすいみんなのトイレ\*の整備を推進するなど、バリアフリー化に努めます。
- ・音響信号の設置について茅ヶ崎警察署等関係機関と連携し、視覚障がいのある人の地域生活の安全を図るよう努めていきます。また、障がいのある人の地域生活の安全を図るため、町内の危険個所の点検を継続的に実施していきます。

## ③災害時の障がい者支援体制の整備

- ・災害時の障がいのある人の安全を確保するため、「寒川町地域防災計画」に基づき、防災対策を推進します。発災時には、各避難所に福祉スペースを設けるほか、障がい者施設等と避難施設としての使用に関する協定を4施設と結んでいます。更なる締結に向けて、関係機関との協議に努めていきます。
- ・平成28年に作成した災害時に支援が必要な要支援者の名簿について、定期的な更新を行い、支援関係者との情報共有を図るとともに、災害発生時には、障がいのある人等に対して、地域住民が迅速に情報提供や適切な避難・救助を含めた支援を行うことができる体制の確立を目指します。
- ・災害時に迅速に避難できるよう、広域避難所を掲載した福祉マップの内容の充実に努めます。
- ・総合防災訓練に障がいのある人も積極的に参加できるよう支援します。

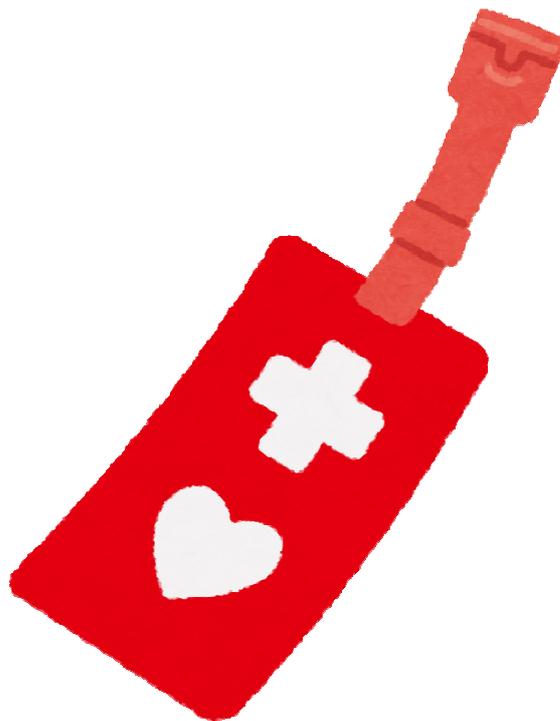
## ④緊急時・災害時の情報提供の充実

- ・各関係機関と連携しながら、聴覚障がいのある人を対象にメールから119番通報ができるNET119\*を茅ヶ崎市との広域実施を継続するとともに、神奈川県警のファックス110番・メール110番の周知を図ります。
- ・防災情報や防災無線情報をはじめ、町からのお知らせ全般をメールで配信しています。引き続き、実施してまいります。

- ・障がいのある方が安心して暮らすため、緊急時に救急隊員が迅速に救命活動を行えるよう救急医療情報キットの配布を行います。

#### ⑤見守り体制の充実

- ・障がいのある人の地域での孤立を防ぐために、地域の団体（民生委員・児童委員、自治会、県をはじめとする関係機関等）の協力を得ながら、地域の見守り体制の充実を図ります。
- ・一人暮らしで自力移動が困難な重度障がいのある人に対し、緊急通報システムを貸与することで急病や災害時の緊急連絡体制の整備を引き続き、推進します。
- ・障がいのある人やその家族が地域で安心して暮らせるよう、SOS ネットワーク事業をホームページや広報紙、障がい福祉ガイドブックへの掲載やパンフレットの配布を行い、事業の周知を図ります。



## (4) 教育・育成

### ◆現状と課題◆

障がいのある子ども（発達や発育の遅れに心配のある子どもを含む）が、発達や障がいの状況に応じた保育・療育・教育を受けるためには、就学中から卒業後の進路など成長段階にあわせて、見通しを持った切れ目のない相談体制が必要です。

また、特に近年、共働き家庭の増加などの社会様式の変化により、保育園や放課後児童クラブ等を利用する子どもが増加している中で、障がいのある子どもの利用も増えています。

障がいのある子どもの成長につれ、介助の負担が大きくなっていくこともあり、子育てにかかるストレスも膨らんでおり、放課後等デイサービスや短期入所といったレスパイトケア\*の充実も欠かせない支援の一つです。障がいのある子どもの家族のための休養や介助者の病気などの緊急時の対応として、日中一時支援を実施しておりますが、施設設備上、医療的ケアを必要とする児童の受け入れも課題になると予想されます。

学校教育の場においては、幼少期から障がいへの理解促進を図るための福祉教育として、いろいろな障がいについて理解が深まるよう啓発していくことが必要です。

### ◆施策の方向◆

障がいの早期発見・早期支援は、障がいのある人が地域で自立した生活を送る基盤を作るきわめて重要なものとなります。特に乳幼児期からの療育指導はその後に続く保育・学校教育などの各段階における支援の基盤を作るものであり、引き続き推進します。

障がいのある子どもの専門的支援の確保及び共生社会の形成促進の観点から教育、保育等の関連機関とも連携を図ったうえで、障がいのある子ども及びその家族に対して、乳幼児期から学校卒業まで一貫した効果的な支援を身近な場所で提供する体制の構築を図ります。

適切な療育をすすめられる環境を整備するため、各関係機関との連携による相談・支援体制の充実を引き続き、図ります。

### ◆具体的な施策◆

#### ①障がいのある児童の保育・療育・教育体制の充実

- 一人ひとりの障がいの特性等に応じた最適な療育・保育・教育の場の確保に向け、障がいのある子どもの成長の各段階で適切な指導・相談や情報提供、保育園や幼稚園、特別支援学校等との連携を図るとともに、発達や発育の遅

れに心配のある子どもやその家族を具体的な支援につなげるため、保育、母子保健、療育機関等と連携した相談支援の体制づくりにより、一貫した支援等が受けられるよう努めていきます。

- ・発達障がいに対しては、専門的な機関と連携を図りながら、自閉スペクトラム症、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害等、障がいの早期発見に努めるとともに、発達障害者地域支援マネージャーの活用や神奈川県発達障害支援センターかながわ<sup>エース</sup>と連携することで、適切な助言や指導が行えるよう努めていきます。
- ・一人ひとりの障がいの状況に応じた指導方法や学習形態の工夫改善に努めるとともに、特別支援学校と連携し、卒業予定者に対し各種制度の情報提供を行う等進路指導の充実を図ります。

⑧保育園等の一般的な子育て支援施設において障がい児の受け入れを進めるために、障がい児支援施設や事業所等が持っている専門的な知識・経験を提供できる体制づくりを行うとともに、子どもの「育ち」や「暮らし」を安定させるための家族支援を行います。

## ②障がい児通所支援等福祉サービスの充実

- ・就学前の障がいのある児童には、基本的な生活習慣の習得や環境への適応性を養う等、必要な訓練や支援を行う児童発達支援について、適切なサービス量が確保できるように努め、児童発達支援センター機能について、広域的な設置も含め検討していきます。
- ・就学後の障がいのある児童にコミュニケーションの方法や生活能力向上のための訓練を提供する放課後等デイサービスの利用促進に努めます。また、夏休みをはじめとした長期休暇時も実施することにより、途切れのない支援を行います。
- ・相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況等を踏まえ、利用サービスの種類、内容等を定めた障がい児支援利用計画を適切に作成できるように支援します。

## ③交流教育の推進

- ・町内の小中学校において、障がいのある児童・生徒の社会性を養うとともに障がいのない児童・生徒に、障がいへの理解を深める交流教育を推進します。

## (5) 保健・医療

### ◆現状と課題◆

障がいの原因と疾病等を予防するには、障がいの早期発見と早期対応、日常の健康管理、また精神障がい等や家族への支援なども含め、障がいのある人にかかわる健康管理を推進していくために、医療分野と保健分野の両面からのきめ細やかな対応が重要です。

障がいの原因のひとつである生活習慣病を中心とした疾病予防の観点から、健康診査や保健指導、健康相談を有効活用するとともに、生活習慣病の予防に関する情報提供を行っていく必要があります。

また、医療的ケアが必要な障がいのある人への支援体制の充実を図っていく必要があります。

### ◆施策の方向◆

障がいの予防と早期発見のため、各種健診事業の実施に加え、関係機関と連携を図り、適切な医療的ケア及び相談が受けられるよう、支援体制の整備に努めます。

障がいのある人が地域で良好な生活を送るために、精神疾患の通院治療や重度身体障がい者や重度知的障がい者に対し、健康保険の一部負担金についても引き続き助成を行います。

### ◆具体的な施策◆

#### ①母子保健の充実

- 障がいの早期発見、早期療育を図るため、4か月児、お誕生日前、1歳6か月児、3歳6か月児健康診査を実施し、支援を必要とする親や児童に対しては、必要に応じて健康相談や訪問指導をする等保護者の育児不安の解消をさらに図ります。

- 保健師等による「育児相談」や臨床心理士による「子どもの心の相談」を実施し、特別な支援を必要とする幼児に対しては、適切な医療や療育、福祉サービス等につなげられるよう関係機関との連携を強化します。

Ⓢ障がいのある子ども（発達や発育の遅れに心配のある子どもを含む）に対し、適切な療育相談を行うことができるよう、医療やその他の関係機関との連携を強化し、相談・指導の充実に努めます。

## ②健康づくりの充実

- 健康診査及びがん検診を実施し、障がいの原因となりうる生活習慣病の予防・早期発見・早期治療に努めるとともに、疾病を予防するための知識や健康管理に関する情報の普及を促進するため、広報等による継続的な情報提供や予防に向けた普及啓発に努めます。
- 在宅重度障がい者が家庭で安心して療養生活を送るようになるための支援策として、茅ヶ崎市保健所や医療機関、県等の関係機関と連携を取りながら相談支援体制の確立を図り、よりよい支援策のあり方について検討していきます。

## ③医療費の給付・助成

- 自立支援医療（更生医療、育成医療、精神通院医療）制度や重度障害者等医療費助成制度等の各種医療費助成制度の周知を徹底し、その利用の促進を図ります。

## ④精神保健福祉施策の推進

- 精神障がいのある人の社会復帰に向け、生活指導、社会復帰援助等について、茅ヶ崎市保健所や関係機関等の協力を得ながら、精神保健福祉士等による訪問・相談の充実を図ります。
  - 専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口には精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。（再掲）
- ⑤精神障がい者が、退院後も必要な医療を中断することなく、地域で安全安心な暮らしができるようになるための支援体制の充実に努めます。

## (6) 雇用・就労

### ◆現状と課題◆

障がいのある人にとって自立のための経済的基盤となる就労の場の確保は、社会参加の促進を図る上で極めて重要な課題です。障がいのある人の雇用環境については、「障害者雇用促進法」で官民に対し、法定雇用率の遵守が義務付けられ平成30年4月には法定雇用率の引き上げが行われます。また、「障害者優先調達推進法」に基づき、町は、福祉就労施設等からの受注拡大を図る必要があります。

しかし、働きたいという意欲がある障がいのある人に対し、その適性に応じた職場が確保できるよう支援していくためには、福祉施策と労働施策が連携し、企業の理解促進を図るとともに、障がいの程度や種類によって多様な就労の場を確保するため、障がいのある人の雇用が促進されるよう、広報啓発や関係するすべての機関との一層の連携を図り、個々のニーズに応じた就労支援体制づくりに努める必要があります。

また、職場での障がいについての配慮や理解の不足により、就労の継続ができないケースも生じており、雇用する側への支援体制が必要となっています。

### ◆施策の方向◆

就労と生活上の支援を必要とする障がいのある人に、相談や援助を行うとともに、関係機関とのネットワーク化を図り、継続的かつ包括的な支援体制づくりに努めます。

また、事業主や民間企業に対する障がい者雇用の理解の促進を図り、障がいのある人の就労環境の改善と就労の場の拡大に努めます。

### ◆具体的な施策◆

#### ①就労相談窓口の充実

- 就労意欲をもつ障がいのある人が、その能力に応じた職場に就労できるよう、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。
- 就労後の定着支援についても、湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図ります。
- 身近なところで就労に関する相談ができるような体制の確保に努めます。

## ②雇用啓発事業の充実

- ・障がいのある人の雇用を促進するため、町内の民間企業や事業主への訪問活動等を通じ、障がい者雇用に関する啓発活動を推進します。

## ③官公需における受注機会の拡大

- ・障がい者就労施設等事業所連絡会に対して、物品等や役務の提供の受注機会の拡大に努めます。

## ④福祉的就労の充実と、就労定着に向けた支援の実施

- ・一般就労が困難な障がいのある人に対し、就労移行支援や就労継続支援等福祉的就労の場の確保に努めます。

- ⑧ 一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労の定着に向けた支援を行います。

## ⑤障がいのある人への情報提供の推進

- ・湘南障害者就業・生活支援センター及び公共職業安定所と連携しながら、障がいのある人に対し、福祉課窓口で求人情報を提供し、職域の開拓を行います。

## ⑥職場体験事業の充実と町内企業の障がい者雇用の推進

- ・就業実習の場を提供するため、特別支援学校（養護学校）に通っている生徒やその他障がい福祉就労系サービスの利用者に、寒川総合図書館等公共施設での実習の実施や、寒川町役場での実習を検討していきます。また、働きたいと希望する障がいのある人が、身近な場所で就労ができるよう、町内企業に対する理解促進などの周知活動を行い、就労の場の確保に努めます。

## ⑦町職員の障がいのある人の雇用推進

- ・町での雇用において、障がいのある人の法定雇用率の達成に努めます。

## (7) 情報・コミュニケーション

### ◆現状と課題◆

障がいのある人が自立した生活を送るためには、必要な情報を速やかにわかりやすく提供することが必要です。しかし、様々な障がいの特性や状態に応じた情報提供や意思疎通の支援方法が多様であることから、すでに発信している情報の内容や提供方法を整理し、それぞれの障がいにあった情報提供の推進が必要となっています。

### ◆施策の方向◆

障がいのある人が地域で安心して生活を送ることができるよう、必要な情報を正確に提供し、誰もが入手しやすく、わかりやすい情報提供による情報のバリアフリー化を推進するなど意思疎通に配慮するとともに、地域で暮らす一人ひとりの障がいのある人が、自分らしく生活ができる支援体制の構築を図ります。

聴覚障がいや視覚障がい、言語障がいのある人に対する情報通信装置等の日常生活用具の利用の促進のほか、手話通訳者等の養成事業や、様々な障がいに対応したコミュニケーション支援に努めます。

### ◆具体的な施策◆

#### ①情報提供システムの推進

- ・障がいのある人やその家族が、いつでも簡単に情報を得ることができるよう、障がいの状況に配慮した多様な情報提供の方法について検討し推進します。

#### ②コミュニケーション手段の確保

- ・視覚障がいのある人の情報バリアフリー化に配慮し、ウェブアクセシビリティに配慮したホームページの作成に努めていきます。また広報紙や選挙公報についても、視覚障がいのある人向けに点字版や音声版の作成を引き続き実施していくとともに、拡大版についても検討していきます。
- ・聴覚障がいのある人のコミュニケーションを確保するため、手話講習会事業や登録手話通訳者等との連絡会を開催し、人材の資質向上を図ります。
- ・障がいに応じたコミュニケーション機器が給付できるよう、日常生活用具の給付を行います。

㊦発達障がいや知的障がい、身体障がいで麻痺のある方など、言葉で伝えられない方などに対するコミュニケーションボードなどの視覚的支援の普及に努めます。

### ③福祉マップの配布・活用

- ・障がいのある人が地域で安心して外出し、施設を有効に利用でき、災害時には、避難マップとしても利用できるよう、公共施設等のバリアフリー化や福祉事業所の情報を掲載した福祉マップを窓口等で配布します。



## 第5章 第5期障がい福祉計画 (第1期障がい児福祉計画を含む)

---

※**新**の印は、制度改正や国の指針により、新しく創設したものです。



**第5章 第5期障がい福祉計画（第1期障がい児福祉計画を含む）**

**1. 平成32年度目標値の設定**

**(1) 施設入所者の地域生活移行に関する目標値**

【国の基本指針】

「施設入所者の地域生活への移行」については、国は、「平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から2パーセント以上削減すること」と、「平成32年度末の施設入所者数を平成28年度末時点の施設入所者数から9パーセント以上が、地域生活へ移行すること」を目標に掲げています。

また第4期で定めた数値目標が達成されないことが見込まれる場合には、その未達成と見込まれる人数を加味して目標を設定することとされています。

【町の現状と考え方】

| サービス名称 | 平成25年度 | 平成27年度 | 平成28年度 | 平成29年度 |
|--------|--------|--------|--------|--------|
| 施設入所支援 | 46人    | 45人    | 44人    | 46人    |

※25年度の入所者数が第4期計画での基準値となっています。

※27年度、28年度は3月実績。29年度は7月実績。

第4期計画での削減目標は0人、入所から地域に移行する人数の目標を5人と設定しました。平成29年度末の段階で地域に移行した人数は5人で、新たに入所支援を行った人やその他理由での退所した人などの増減があり、最終的な削減人数は0人となり、目標は2名の未達成となり、入所から地域に移行する人数は実績から推移すると3人の未達成が見込まれます。

平成29年4月1日現在、寒川町において障がい児者の施設入所待機者は22名となっています。現在入所されている方の地域移行を積極的に進めるものの、新規入所等を考慮し、第5期計画においては入所から地域生活に移行する人数の目標を5人、入所者数の削減目標を0人と設定します。

【数値目標】

| 項目   | 27年度～29年度実績 | 32年度末目標数値 |
|--|-------------|-----------|
| 計画開始年度の前年度末（第4期：25年度、第5期：平成28年度）施設入所者数（A）    | 46人         | 46人       |
| 地域生活移行者数（B）                                  | 5人          | 5人        |
| 新たな施設入所支援の利用者数（C）                            | 5人          | 5人        |
| 計画終了年度末（第4期：29年度、第5期：平成32年度）施設入所者数（D）（A-B+C） | 46人         | 46人       |
| 入所者の増減数（A-D）                                 | 0           | 0         |

## (2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

### 【国の基本的指針】

長期入院精神障がい者の地域移行を進めるにあたっては、自治体を中心とした地域精神保健医療福祉の一体的な取組の推進に加え、地域住民の協力を得ながら、差別や偏見のないあらゆる人が共生できる社会を構築していく必要があります。

このため、地域の実情に応じた効果的な取組を共有するために、国は人材育成研修や地域移行担当者会議などを開催してきました。

精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしをすることができるよう、精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築を目指し、市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場を32年度末までに設置することとされています。

### 【町の現状と考え方】

平成29年4月から茅ヶ崎市が保健所政令市に移行したことから寒川町の保健所業務を茅ヶ崎市保健所で行うこととなりました。

現在茅ヶ崎市保健所が行っている、茅ヶ崎市保健所管内の精神医療や福祉関係機関との連携を図ることを目的とした連絡会などを活用し、協議を行うとともに、町地域自立支援協議会との連携を図り、保健・医療・福祉関係者による精神障がい者に対応した地域包括ケアシステムの構築について検討を進めてまいります。

## (3) 地域生活支援拠点等の整備

### 【国の基本的指針】

国の基本指針において、障がいのある方の地域生活を支援する機能の集約を行う拠点の整備について、現行の成果目標を維持し、その上で平成30年度以降の更なる整備促進を図るための取り組みを実施することとされています。

### 【町の現状と考え方】

当町が属している湘南東部保健福祉圏域においては、医療的ケアを必要とする重症心身障がい児者\*を対象とした受け入れ可能な施設を有していないのが現状です。

町としては、医療的ケアなど特別な配慮が必要でサービス利用することが困難な場合や緊急にサービス利用することが必要となった場合の受け入れ機能として、短期入所サービスを提供する事業所（障害福祉サービス等拠点事業所配置事業）を広域連携により、当該圏域内に今後も継続して配置してまいります。

また、障がい者の重度化・高齢化や「親亡き後」を見据え、町が行う既存サービスの整備状況などを勘案し、町の実情にあった障がい者の生活を地域で支えるサービス提供

体制の構築について、圏域や市町村連携による設置も含め、町地域自立支援協議会を活用して検討を行い、整備に向けた準備を進めてまいります。

さらに、障がいのある人のライフステージに応じた多岐にわたる障がい福祉サービスの活用をコーディネートする相談支援機能を強化するため、神奈川県の実施する「障害保健福祉圏域地域生活ナビゲーションセンター」を活用し、障がいのある人が住み慣れた地域で、安心して生活できるように取り組んでまいります。

#### （4）福祉施設から一般就労への移行に関する目標設定

##### 【国の基本指針】

「福祉施設から一般就労への移行」について、国は就労移行支援事業等を通じて、「福祉施設の利用者のうち一般就労に移行する年間延べ人数」が「平成 28 年度中の一般就労への移行実績の 1.5 倍」、「就労移行支援事業の利用者が、平成 28 年度末における利用者の 2 割以上増加」を目標として設定しています。

さらに、就労移行支援事業所ごとの就労移行率について、「就労移行支援事業所のうち、就労移行率 3 割以上の事業所を、平成 32 年度末までに全体の 5 割以上とすること」とし、就労定着支援について「支援開始 1 年後の職場定着率を 80%とすることを基本とする」ことを目標として設定しています。

##### 【町の現状と考え方】

町では、平成 27 年度と 28 年度の 2 か年で 13 人が福祉施設を退所し、一般就労へ移行しました。

障がいのある人の就労意欲を実現するため、身近な場所で就労相談ができるよう、相談体制の整備に努めます。

また、障がい特性に応じた雇用の場の創出に向け、障がい施策担当課と労政担当課が連携し、町内企業の訪問を実施するとともに、これまで以上にハローワークや湘南障がい者就業・生活支援センター等関係機関との連携強化や、障がい者雇用に対する理解の促進を図っていきます。

さらに、一般就労に移行した障がいのある人に対し、就労の定着に向けた支援を行います。

これまでの実績と国の基本方針から平成 32 年度中に一般就労に移行する人数を 12 人、平成 28 年度実績の 1.5 倍と設定します。

| 項目           |        | 数値  | 備考                                    |
|--------------|--------|-----|---------------------------------------|
| 年間一般就労者数（実績） | 平成26年度 | 1人  | 1年間に福祉施設から一般就労に移行した人の実績               |
|              | 平成27年度 | 5人  |                                       |
|              | 平成28年度 | 8人  |                                       |
| 平成32年度の目標値   | 第3期計画  | 4人  | 第3期計画の目標値（平成17年度<br>の人数の4倍以上）         |
|              | 第4期計画  | 10人 | 第4期計画の目標値（平成24年度<br>の人数の2倍以上）         |
|              | 第5期計画  | 12人 | 第5期計画の目標値（平成28年度<br>の一般就労への移行実績の1.5倍） |

また、平成32年度末での就労移行継続支援事業の利用者を平成28年度末での利用者の2割増加及び近年の利用希望を考慮し、14人と設定します。

【数値目標】

| 項目                       | 人数  | 備考  |
|--------------------------|-----|---|
| 平成28年度中の一般就労移行者数         | 8人  |   |
| 平成32年度中の一般就労移行者数         | 12人 | 平成32年度中の目標人数<br>（国の目標は平成28年度の一般就労への移行実績の1.5倍） |
| 平成28年度末時点の就労移行支援利用者数     | 10人 |   |
| 平成32年度末時点の末時点の就労移行支援利用者数 | 14人 | 平成32年度末時点の目標人数<br>（国の目標は平成28年度の2割増加以上）        |



## （5）障がい児支援のための提供体制の整備

### 【国の基本指針】

児童発達支援センターについて、国の指針では、地域の実情を踏まえて圏域もしくは町に少なくとも1か所以上設置することとし、さらに、設置した児童発達支援センターが保育所等訪問支援を実施することなどにより、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを目的として設定しています。

このほか、重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を圏域もしくは町に少なくとも1カ所以上確保することや、医療的ケア児が適切な支援を受けられるように、町において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けることを目標として設定しています。

### 【町の現状と考え方】

町の現状は、町立の児童発達支援事業所「ひまわり教室」において、障がい児に対する児童発達支援を実施しています。

町として、児童発達支援事業を中心に、母子保健・子育て支援・教育・福祉支援との連携強化を図り、それぞれの専門性をより一層、活かした支援体制を強化するとともに、児童発達支援センター及び保育所等訪問支援事業所、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の設置などについて、町の現状に合わせ、圏域・市町村連携による設置も含め、町地域自立支援協議会を活用して検討をしていきます。

また、医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場については、すでに行っている「茅ヶ崎地域小児等在宅医療連絡会議」の活用並びに、当該連絡会議と町地域自立支援協議会の連携などを視野に入れ、協議の場について検討し、準備を進めてまいります。



## 2. 障がい福祉サービスの種類と見込量

障がい福祉サービスの種類ごとの具体的な目標値として、一月当たりの必要なサービス量を平成32年度まで見込みます。

見込量の算出にあたっては、各サービスの利用率を実績値から算出し、平成29年度以降の人口推計及び障がい者数に適用し推計しています。さらに、アンケート調査結果のサービス利用意向を勘案して見込量を算出しています。

### 【計画と実績について】

- ・実績の人分：当該年度内に利用した全ての人数
- ・実績の時間分：当該年度内の全ての利用時間数を12月で割った、一月あたりの利用時間の平均値
- ・実績の人日分：当該年度内の全ての利用日数を12月で割った、一月あたりの利用日数の平均値

なお、29年度にあたっては、見込値を記載しています。

### 【サービス見込量について】

32年度までの見込み数の人分や時間分、人日分も、上記実績と同じ考え方で計算し記載しています。

### （1）訪問系サービス

#### 訪問系サービス事業

##### 【事業の概要】

在宅障がい者が居宅において自立した生活ができるよう支援するサービスです。以下の5種類のサービスを提供します。

##### 居宅介護

：居宅での入浴、排泄、食事等の身体介護、掃除、洗濯等の家事支援、通院介助を行います。

##### 重度訪問介護

：重度の肢体不自由者や、行動障がいをもつ知的障がい・精神障がいにより常に介護を必要とする人に、居宅における介護、外出時の移動中の介護を行います。

##### 同行援護

：視覚障がいにより、移動に著しい困難を有する人に外出時において移動に必要な情報や支援等を行います。

**行動援護**

：行動上著しい困難を有する人で常時介護を要する人に危機回避のため必要な援護や外出時の移動の支援等を行います。

**重度障がい者等包括支援**

：介護の必要性が著しく高い人に、居宅介護等を包括的に提供します。

**【現状と実績】**

訪問系サービス事業は、計画相談支援によるニーズの掘り起こしなどにより年々増加しています。近隣での実施事業所も微増しているものの、必要な人が全て希望通りに利用できている状況ではありません。事業所における福祉人材不足は各種サービスに共通した課題です。

| 居宅介護 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------|----|------|------|------|
| 人分   | 計画 | 56   | 58   | 60   |
|      | 実績 | 49   | 57   | 56   |
| 時間分  | 計画 | 783  | 806  | 829  |
|      | 実績 | 607  | 659  | 748  |

| 重度訪問介護 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------|----|------|------|------|
| 人分     | 計画 | 0    | 0    | 0    |
|        | 実績 | 0    | 1    | 1    |
| 時間分    | 計画 | 0    | 0    | 0    |
|        | 実績 | 0    | 5    | 6    |

| 同行援護 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------|----|------|------|------|
| 人分   | 計画 | 0    | 0    | 0    |
|      | 実績 | 14   | 13   | 13   |
| 時間分  | 計画 | 0    | 0    | 0    |
|      | 実績 | 332  | 372  | 419  |

| 行動援護 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------|----|------|------|------|
| 人分   | 計画 | 0    | 0    | 0    |
|      | 実績 | 0    | 0    | 1    |
| 時間分  | 計画 | 0    | 0    | 0    |
|      | 実績 | 0    | 0    | 3    |

【サービス見込量と考え方】

アンケートによると、居宅介護において現在『利用していない』38.8%の方に対し、『今後も利用の必要がない』と回答された方は15.6%に減少しています。（『わからない』が19.4%）。近年のサービス利用の伸びから考えても、今後もサービス利用は増加するものと見込んでいます。相談支援等により潜在的なニーズの把握に努め、必要な人に適正な量を支給決定していきます。

（32年度までの見込み）

| 居宅介護等 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-------|------|------|------|
| 人分    | 57   | 59   | 60   |
| 時間分   | 775  | 806  | 839  |

| 重度訪問介護 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------|------|------|------|
| 人分     | 1    | 1    | 1    |
| 時間分    | 6    | 6    | 6    |

| 同行援護 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------|------|------|------|
| 人分   | 13   | 13   | 13   |
| 時間分  | 469  | 527  | 591  |

| 行動援護 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------|------|------|------|
| 人分   | 1    | 1    | 1    |
| 時間分  | 6    | 6    | 6    |

## (2) 日中活動系サービス

### < 1 > 生活介護

#### 【事業の概要】

常に介護を必要とする人に、昼間、排泄、食事の介護等を行うとともに、創作的活動または生産活動の機会を提供します。

#### 【現状と実績】

人数は概ね見込み量どおりとなっています。重度の身体及び知的障がいを重複している重症心身障がい者対応のサービス提供事業所へのニーズは高く、更なる充実が求められています。

| 生活介護 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------|----|------|------|------|
| 人分   | 計画 | 96   | 99   | 102  |
|      | 実績 | 101  | 103  | 102  |
| 人日分  | 計画 | 1710 | 1759 | 1808 |
|      | 実績 | 1687 | 1738 | 2255 |

#### 【サービス見込量と考え方】

長期施設入所からの地域移行や、特別支援学校の卒業生などの新規利用者へ必要な量を決定していきます。

(32年度までの見込み)

| 生活介護 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------|------|------|------|
| 人分   | 104  | 106  | 109  |
| 人日分  | 1934 | 1972 | 2027 |

<2> 自立訓練（機能訓練）（生活訓練）

【事業の概要】

自立した日常生活または社会生活ができるよう、一定期間、目標を設定し身体機能または生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

【現状と実績】

機能訓練については実績がありませんでしたが、生活訓練（宿泊型自立訓練）の利用が多く、特別支援学校等卒業後に、就職に向けて訓練を行うとともに、在宅生活を送るために必要な生活訓練を行いました。

| 自立訓練（機能訓練） |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------------|----|------|------|------|
| 人分         | 計画 | 1    | 1    | 1    |
|            | 実績 | 1    | 0    | 0    |
| 人日分        | 計画 | 20   | 20   | 20   |
|            | 実績 | 1    | 0    | 0    |
| 自立訓練（生活訓練） |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
| 人分         | 計画 | 2    | 2    | 2    |
|            | 実績 | 1    | 2    | 6    |
| 人日分        | 計画 | 42   | 42   | 42   |
|            | 実績 | 26   | 64   | 106  |

【サービス見込量と考え方】

生活訓練については実績人数が増加しているため、平成 29 年度実績からの微増を見込みました。

（32年度までの見込み）

| 自立訓練（機能訓練） |  | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------------|--|------|------|------|
| 人分         |  | 1    | 1    | 1    |
| 人日分        |  | 20   | 20   | 20   |
| 自立訓練（生活訓練） |  | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
| 人分         |  | 8    | 9    | 11   |
| 人日分        |  | 188  | 235  | 276  |

＜3＞就労移行支援

【事業の概要】

一般企業等で就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識や能力を高めるための訓練を行います。

【現状と実績】

就労の関心が高く、ニーズの高いサービスとなっています。

| 就労移行支援 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------|----|------|------|------|
| 人分     | 計画 | 9    | 10   | 11   |
|        | 実績 | 13   | 10   | 14   |
| 人日分    | 計画 | 147  | 152  | 157  |
|        | 実績 | 186  | 192  | 239  |

※27、28年度は3月末の利用者を記載し、29年度は9月の利用者を記載している。

【サービス見込量と考え方】

国では、「アセスメント期間（暫定支給期間）後、就労移行支援事業を利用することが適していると判断された利用者数が、平成28年度末における利用者数の2割以上増加とすること」を目標設定していることと、今までの実績の横ばい傾向を考慮して見込みました。

（32年度までの見込み）

| 就労移行支援 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------|------|------|------|
| 人分     | 12   | 13   | 14   |
| 人日分    | 217  | 235  | 253  |

※人分及び人日分については3月末時点での利用者を見込んでいる。

＜4＞就労継続支援A型（雇用型）

【事業の概要】

通所により、雇用契約に基づく就労の機会を提供するとともに社会での就労に必要な知識や能力が高まった障がい者に対し、就職への移行に向けた支援を行います。

【現状と実績】

利用者数は計画通りの微増となりました。利用日数については、定期的な通所の機会が充実してきたことにより、利用増となっています。

| 就労継続支援A型 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|----------|----|------|------|------|
| 人分       | 計画 | 6    | 6    | 7    |
|          | 実績 | 11   | 8    | 7    |
| 人日分      | 計画 | 122  | 130  | 138  |
|          | 実績 | 132  | 183  | 122  |

【サービス見込量と考え方】

平成29年度9月現在、町内にA型事業所はありませんが、町内及び町外での事業所に関する情報収集に努め、利用者のニーズに合った情報提供を行うとともに、通所から就労に結びつくよう支援していきます。利用者については今までの実績の横ばい傾向を考慮した数字になっています。

（32年度までの見込み）

| 就労継続支援A型 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|----------|------|------|------|
| 人分       | 8    | 9    | 10   |
| 人日分      | 139  | 157  | 174  |

＜5＞就労継続支援B型（非雇用型）

【事業の概要】

通所により、雇用契約を結ばずに就労や生活活動の機会を提供するとともに、継続的な就労や就労に必要な知識や能力を高める訓練を行います。

【現状と実績】

利用者数はほぼ横ばい傾向にあり、利用者実績については平成29年度にほぼ計画値となりました。

| 就労継続支援B型 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|----------|----|------|------|------|
| 人分       | 計画 | 66   | 76   | 86   |
|          | 実績 | 86   | 86   | 86   |
| 人日分      | 計画 | 1056 | 1216 | 1376 |
|          | 実績 | 1258 | 1183 | 1276 |

【サービス見込量と考え方】

利用者数はやや減少傾向にあり、平成30年度からの計画数値については、就労移行等他の障がい福祉サービスからの移行者及び特別支援学校等卒業見込み者の動向を考慮し、微増にて見込みました。

（32年度までの見込み）

| 就労継続支援B型 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|----------|------|------|------|
| 人分       | 88   | 90   | 91   |
| 人日分      | 1256 | 1282 | 1308 |

<6>㊟就労定着支援

【事業の概要】

障がい者との相談を通じて生活面の課題を把握するとともに、企業や関係機関等との連絡調整やそれに伴う課題解決に向けて必要となる支援を実施します。企業・自宅等への訪問や障がい者の来所により、生活リズム、家計や体調の管理などに関する課題解決に向けて、必要な連絡調整や指導・助言等の支援を行います。

【サービス見込量と考え方】

就労移行支援等の利用を経て、一般就労へ移行した障がい者で就労に伴う環境変化により、生活面の課題が生じている方が対象となりますので、就労移行支援の退所者が対象となるため、就労移行支援の利用者と同じ人数を見込みました。

（32年度までの見込み）

| 就労定着支援 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------|------|------|------|
| 人分     | 10   | 12   | 14   |

<7>療養介護

【事業の概要】

医療と通常介護を必要とする重症心身障がい者を受け入れる病院や施設において、重度の障がいに対応した医療的なケア等を行うサービスです。

【現状と実績】

サービスの提供事業所が限られているため、ニーズへの対応が難しくなっています。

| 療養介護 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------|----|------|------|------|
| 人分   | 計画 | 8    | 8    | 8    |
|      | 実績 | 9    | 9    | 9    |

【サービス見込量と考え方】

これまでの実績を踏まえた上で、重症心身障害者施設に入所している人の動向を考慮し、平成32年度からの利用者を1人増加させ、10人として見込みました。

（32年度までの見込み）

| 療養介護 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------|------|------|------|
| 人分   | 9    | 9    | 10   |

＜8＞短期入所（福祉型、医療型）

【事業の概要】

自宅で介護する人の病気やレスパイトにより、施設への短期の入所による入浴、排せつ及び食事などの介護を行います。

【現状と実績】

人数、延べ人数ともに支給決定を受けている人の大半が、介護者の病気など緊急時のことを考えている傾向があるため、これからも同様の傾向が続くと予測しています。長期利用者の有無により利用日数が変動します。医療型については特に利用希望に対してサービス提供事務所が不足しているのが現状です。

|     |     | 短期入所 | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-----|-----|------|------|------|------|
| 福祉型 | 人分  | 計画   | 24   | 27   | 30   |
|     |     | 実績   | 32   | 32   | 27   |
|     | 人日分 | 計画   | 144  | 162  | 180  |
|     |     | 実績   | 129  | 136  | 182  |
| 医療型 | 人分  | 計画   | -    | -    | -    |
|     |     | 実績   | 3    | 3    | 3    |
|     | 人日分 | 計画   | -    | -    | -    |
|     |     | 実績   | 4    | 5    | 6    |

【サービス見込量と考え方】

アンケートによると、現在『利用していない』43.8%の方に対し、『今後も利用の必要がない』と回答された方は11.3%に減少しています。（『わからない』が25.6%）。今後必要と考えている方も含め、障がい者を支援する家族によるレスパイト等の目的により、利用ニーズは拡大していくことが想定されます。今後も圏域内外の事業所に関する情報収集を行うとともに、短期入所事業の充実に努めます。

（32年度までの見込み）

|     |     | 短期入所 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----|-----|------|------|------|------|
| 福祉型 | 人分  |      | 31   | 32   | 42   |
|     | 人日分 |      | 180  | 209  | 234  |
| 医療型 | 人分  |      | 4    | 5    | 6    |
|     | 人日分 |      | 7    | 9    | 10   |

### （3）居住系サービス

#### ＜1＞共同生活援助(グループホーム)

##### 【事業の概要】

主として夜間において、グループホームにて共同で生活する障がい者に対し、相談その他日常生活上の援助を行います。

##### 【現状と実績】

第4期計画で見込んだ人数までは至りませんでした、毎年増加の傾向にあります。

| 共同生活援助 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------|----|------|------|------|
| 人分     | 計画 | 42   | 47   | 52   |
|        | 実績 | 39   | 44   | 45   |

##### 【サービス見込量と考え方】

アンケートによると、現在『利用していない』41.9%の方に対し、『今後も利用の必要がない』と回答された方は13.1%に減少しています。（『わからない』が21.9%）。今後必要と考えている方も含め、知的障がい者および精神障がい者のグループホーム入居ニーズは高いのが現状です。障がい者支援施設からの退所や退院等による地域生活の場、介護者からの自立による地域での生活の場を確保するため、事業所に関する情報収集を行うとともに、グループホームの設置を働きかけていきます。

（32年度までの見込み）

| 共同生活援助 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------|------|------|------|
| 人分     | 48   | 52   | 56   |

＜2＞施設入所支援

【事業の概要】

施設に入所する人に、提供される入浴、排せつ及び食事の介護等を行います。

【現状と実績】

平成 25 年度末の入所者数を母数として平成 29 年度末の入所者数を 4%削減する目標値が国より示されており、第 4 期計画にて削減目標を立てましたが、新たな入所者が多く、平成 29 年度は 46 名に増加しました。

| 施設入所支援 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------|----|------|------|------|
| 人分     | 計画 | 45   | 45   | 44   |
|        | 実績 | 45   | 44   | 46   |

【サービス見込量と考え方】

国では、「平成 32 年度末時点の施設入所者数を平成 28 年度末時点の施設入所者数から 2%以上を削減すること」を目標設定しています。しかし、介護者の高齢化や区分 6 の障がい者など、十分な介護を受けられず入所待機となっている方もいることから、まずは待機者の改善を図っていくとともに、障害区分が比較的軽度で地域移行への移行（グループホームなど）も検討していきます。

（32 年度までの見込み）

| 施設入所支援 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 人分     | 46    | 46    | 46    |

＜3＞ ⑧自立生活援助

【事業の概要】

障がい者支援施設やグループホーム等から一人暮らしへの移行を希望する知的障がい者や精神障がい者等について、本人の意思を尊重した地域生活を支援するため、一定の期間にわたり、定期的な巡回訪問や随時の対応により、障がい者の理解力や生活力等を補う観点から適切な支援を行います。

【サービス見込量と考え方】

障がい者支援施設やグループホーム等を利用していた方で、一人暮らしを希望する場合には限られるため、利用者は限られています。地域移行に対し併せて支給するもののため、地域移行目標に合わせた人数となっています。

（32 年度までの見込み）

| 自立生活援助 | 30 年度 | 31 年度 | 32 年度 |
|--------|-------|-------|-------|
| 人分     | 1     | 1     | 2     |

## （4）相談支援

### ＜1＞計画相談支援

#### 【事業の概要】

相談支援専門員が、一人ひとりの心身の状況やサービス利用の意向、家族の状況を踏まえ、利用サービスの種類、内容等を定めたサービス等利用計画を適切に作成できるよう支援します。

#### 【現状と実績】

前計画では新規利用者を毎年20名ずつにて見込みでしたが、障がい福祉サービス自体の新規利用者が伸び悩んだことと、セルフプランの希望者も少なからず居たことから、達成率が伸び悩んでいます。

| 計画相談支援 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------|----|------|------|------|
| 人分     | 計画 | 277  | 297  | 317  |
|        | 実績 | 165  | 171  | 188  |

#### 【サービス見込量と考え方】

今後も障がい福祉サービスの利用者が増加する見込みであることと、セルフプランを利用している方が計画相談支援を希望する可能性、逆に計画相談からセルフプランに移行する可能性も踏まえて、平成29年度の実数から毎年7.7名の増加を見込みました。

（32年度までの見込み）

| 計画相談支援 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------|------|------|------|
| 人分     | 196  | 203  | 211  |

### ＜2＞地域移行支援

#### 【事業の概要】

障がい者支援施設や精神科病院に入所等をしている障がいのある人に対して、住居の確保や地域生活の準備、福祉サービスの見学・体験のための外出への同行支援、地域における生活に移行するための活動に関する相談等の支援を行います。

【現状と実績】

地域移行支援について、実績はありませんでした。

| 地域移行支援 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------|----|------|------|------|
| 人分     | 計画 | 1    | 1    | 1    |
|        | 実績 | 0    | 0    | 0    |

【サービス見込量と考え方】

今後も地域移行促進のため、支給決定においては実施事業所及び入所施設、医療機関と連携して地域生活へのスムーズな移行に努めます。

（32年度までの見込み）

| 地域移行支援 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------|------|------|------|
| 人分     | 1    | 1    | 1    |

<3>地域定着支援

【事業の概要】

居宅において単身、または家庭の状況により同居している家族等による支援を受けられない障がいのある人に対して、常に連絡可能な体制を確保し、障がいの特性に起因して発生した緊急事態等の相談・訪問・連絡などの緊急対応を行います。

【現状と実績】

地域定着支援について、実績はありませんでした。

| 地域定着支援 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------|----|------|------|------|
| 人分     | 計画 | 1    | 1    | 1    |
|        | 実績 | 0    | 0    | 0    |

【サービス見込量と考え方】

今後も地域移行促進のため、支給決定においては実施事業所及び入所施設、医療機関と連携して地域生活へのスムーズな移行に努めます。24時間の連絡体制の確保が困難であり事業が実施できていないため、今後も引き続き安心して地域で生活していけるよう、事業所に働きかけていきます。

（32年度までの見込み）

| 地域定着支援 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------|------|------|------|
| 人分     | 1    | 1    | 1    |

## （5）障がい児通所支援

### ＜1＞児童発達支援

#### 【事業の概要】

未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の向上、集団生活への適応訓練などを行います。

#### 【現状と実績】

利用者は、「ひまわり教室」の利用が大半を占めておりますが、町外の児童発達支援施設が増えたことに伴い、利用者及び利用量が増加しています。

| 児童発達支援 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------|----|------|------|------|
| 人分     | 計画 | 16   | 17   | 18   |
|        | 実績 | 27   | 33   | 29   |
| 人日分    | 計画 | 182  | 193  | 203  |
|        | 実績 | 178  | 198  | 280  |

#### 【サービス見込量と考え方】

毎年伸びている事業であり、早期療育の視点からも必須な事業です。計画の利用実人数や延べ人数の見込みについては、アンケートによると現在『利用していない』29.2%の方に対し、『今後も利用の必要がない』と回答された方は12.5%に減少しています。（『わからない』が16.7%）。障がい児の増加や、今すぐではなくても、今後必要と考えている方も含めた利用意向を反映させ、利用実人数を各年度に3人の増加で見込んでいます。児童発達支援センターの設置の検討も含め、地域の事業所と連携しニーズの拡大に対応していきます。

（32年度までの見込み）

| 児童発達支援 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------|------|------|------|
| 人分     | 35   | 41   | 47   |
| 人日分    | 259  | 303  | 348  |

<2> ㊦医療型児童発達支援

【事業の概要】

未就学児を対象に、日常生活における適切な習慣を確立するための基本的な動作の指導、社会生活への適応性を高めるような知識技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うことと併せて、理学療法等の訓練や医療的管理に基づいた支援を行います。

【現状と実績】

医療型については、利用実績がありませんでした。

| 医療型児童発達支援 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-----------|----|------|------|------|
| 人分        | 計画 | 0    | 0    | 1    |
|           | 実績 | 0    | 0    | 0    |
| 人日分       | 計画 | 0    | 0    | 20   |
|           | 実績 | 0    | 0    | 0    |

【サービス見込量と考え方】

医療型児童発達支援については町内外にこのサービスを提供できる事業者が無く、利用が難しい状態となっています。今後は他市町村及び事業所との情報共有に努めるとともに、新規ニーズの有無の確認も含めて利用の検討していきます

（32年度までの見込み）

| 医療型児童発達支援 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----------|------|------|------|
| 人分        | 0    | 0    | 0    |
| 人日分       | 0    | 0    | 0    |

### ＜3＞放課後等デイサービス

#### 【事業の概要】

通学中の障がい児に対して、放課後や長期休暇において、生活能力向上のための訓練等を継続的に提供することにより、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所作りを支援します。

#### 【現状と実績】

現在町内に3か所の放課後デイサービス事業所があり、町外にも多くの事業所が増え、利用者が急激に増えています。

| 放課後等デイサービス |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------------|----|------|------|------|
| 人分         | 計画 | 11   | 14   | 17   |
|            | 実績 | 55   | 72   | 72   |
| 人日分        | 計画 | 57   | 77   | 97   |
|            | 実績 | 412  | 648  | 851  |

#### 【サービス見込量と考え方】

毎年伸びている事業であり、早期療育の視点からも必須な事業です。計画の利用実人数や延べ人数の見込みについては、アンケートによると現在『利用していない』25.0%の方に対し、『今後も利用の必要がない』と回答された方は4.2%に減少しています。（『わからない』も4.2%）。障がい児の増加や、今後利用していきたいという意向が多いことから、利用実人数を各年度に6人の増加で見込んでいます。

（32年度までの見込み）

| 放課後等デイサービス | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------------|------|------|------|
| 人分         | 78   | 84   | 90   |
| 人日分        | 920  | 991  | 1062 |

<4> 保育所等訪問支援

【事業の概要】

保育所等を現在利用中の障がい児、または、今後利用する予定の障がい児が、保育所等における集団生活の適応のために専門的な支援を必要とする場合、通い先の施設等を訪問し、障がい児及び保育所等のスタッフに対し、集団生活に適応するための専門的な支援や支援方法等の指導等を行います。

【現状と実績】

保育園、幼稚園に通う障がい児のうち、支給決定を行った方へのサービスですが、サービスの利用実績はありませんでした。

| 保育所等訪問支援 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|----------|----|------|------|------|
| 人分       | 計画 | 3    | 4    | 5    |
|          | 実績 | 0    | 0    | 0    |

【サービス見込量と考え方】

町内にこのサービスを提供できる事業者が無く利用が難しい状態となっています。今後は圏域の既存事業所の利用検討も含め、地域の事業所と連携していきます

(32年度までの見込み)

| 保育所等訪問支援 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|----------|------|------|------|
| 人分       | 1    | 1    | 1    |
| 人日分      | 3    | 3    | 3    |

<5> ㊦ 居宅訪問型児童発達支援

【事業の概要】

人工呼吸器を装着している状態など日常生活を営むために医療が必要な状態（医療的ケア児）や重い疾病のため感染症にかかるおそれがある状態で、児童発達支援を受けるために外出することが著しく困難な障がい児に対し、自宅に訪問して日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与や生活能力の向上のために必要な訓練の実施を行います。

【サービス見込量と考え方】

平成30年度から実施される事業であり、町内にこのサービスを提供できる事業者が無く利用が難しい状態となっています。今後は既存の他市町村事業所の利用検討も含め、地域の事業所と連携していきます

(32年度までの見込み)

| 居宅訪問型児童発達支援 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-------------|------|------|------|
| 人分          | 1    | 1    | 1    |
| 人日分         | 7    | 7    | 7    |

＜6＞障がい児相談支援

【事業の概要】

障がい児が、通所支援（児童発達支援・放課後等デイサービスなど）を利用する前に、障害児支援利用計画を作成し、通所支援開始後、一定期間ごとにモニタリングを行う等の支援を行います。

【現状と実績】

放課後等デイサービスなどのサービス利用者が増大したことにより、利用者が増加しています。きめ細やかなサービスであり多数への対応が課題となるため、町内の放課後等デイサービス事業所のうち2か所に相談支援事業所を併設して戴いたため、多数への対応が今の所はできているのが現状です。

| 障害児相談支援 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|---------|----|------|------|------|
| 人分      | 計画 | 30   | 35   | 41   |
|         | 実績 | 25   | 49   | 44   |

【サービス見込量と考え方】

今後も障がい児のサービス利用は増大すると見込まれるため、利用者を毎年6.3人ずつの増で見込みました。

（32年度までの見込み）

| 障害児相談支援 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|---------|------|------|------|
| 人分      | 50   | 57   | 63   |

## （6）障がい福祉サービス見込量確保のための方策

### ◆サービス提供事業所、近隣市町や関係機関との連携等によるサービス提供体制の充実

寒川町には障がい福祉サービスを提供する事業所が少ないのが現状です。

また、支援の担い手となるヘルパーも不足しておりサービスの利用希望があっても、充分に対応ができていません。

本計画におきましても、障がいの種別によらず、一元的で適切なサービスを提供するために、関係機関に各種研修会への参加を働きかけてまいります。

また、他市との連携のもと、必要に応じて重症心身障がい児者に対しての短期入所サービスを継続するとともに、地域自立支援協議会を活用し広域的なサービスの利用について検討していきます。

### ◆在宅生活を送る環境の整備や場の充実

寒川町では、関係機関との連携、ケース会議の実施等を通じて、地域での支援を行ってきました。手帳説明会などにおいて寒川町福祉団体協議会を紹介し、当事者団体や親の会の会員数の増員促進に努めています。

在宅生活を送る環境の整備については、快適な生活を送るため住宅の階段や段差など設備面の改修によるバリアフリー化した住宅改修費助成を継続していきます。

日常生活の場や身近な情報等を必要に応じて提供していきます。

グループホームを新規設置する事業者に対し、備品購入費の一部助成及び設置にあたっての相談、調整等の支援を行います。

また、障がいのある人の就労支援の一貫として、寒川総合図書館や寒川町役場本庁舎など、町立施設での職場体験実習の実施を行うとともに、障害者優先調達推進法に基き、事業所に対し物品等や役務の提供の受注委託を引き続き行ってまいります。

さらに、就労意欲をもつ障がいのある人の能力に応じた雇用の促進、また就労後の定着支援についても、公共職業安定所や湘南障害者就業・生活支援センター等と連携しながら、就労に関する相談体制の充実を図り、障がいのある人の雇用の促進するため、民間企業や事業主に対して障がいの理解促進や障がい者雇用に関する啓発活動を推進してまいります。

### ◆相談支援体制の充実と活用

町は、指定相談事業所を設置し、これまでに障がいのある人やその家族、関係機関等からの相談を受け、相談支援事業所と連携して、適切なサービスに繋げることができるよう調整してまいりました。

精神保健福祉施策の推進として、専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、引き続き福祉課窓口には精神保健福祉士等の有資格者を配置することに努めます。

障がいがある人が地域で生活していくために、必要に応じた適切できめ細やかな支援を誰でも受けられるよう、一人ひとりの生活課題に応じた相談体制に取り組むことが大切です。困難ケースについても地域自立支援協議会を活用し、問題解決を図ってまいります。

### 3. 地域生活支援事業の見込量

町は、障がいのある人がその有する能力及び適性に応じ自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、地域の特性や利用者の状況に応じた柔軟な事業を効率的・効果的に行い、障がいのある人の福祉の増進を図るとともに、障がいの有無に関わらず人格と個性を尊重し安心して暮らすことができる地域社会の実現のために、必要な事業を実施します。

地域生活支援事業は、障害者総合支援法により町の必須事業として位置づけられているものと、町の施策などにより任意に実施する事業があります。

**【計画と実績について】**

実績は当該年度全ての件数の合計で、29年度は4月から9月までの件数の合計を記載。

**【サービス見込量について】**

32年度までの見込み数は、各年度末までの年間見込量。

#### （1）必須事業

（ア）相談支援事業

障がいのある人やその介護を行う人からの相談に応じ、必要な情報の提供、権利擁護のために必要な援助を行い、障がいのある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう支援します。

**【主な事業内容】**

- ①地域自立支援協議会を設置し、関係機関のネットワークのあり方や地域支援体制の中軸となる相談支援体制のあり方について協議します。
- ②町内指定相談事業所「生活相談室 すまいる」「寒川町障がい者相談支援事業所ゆいっと」と連携し、生活、サービス利用などの相談や情報提供、また権利擁護、住宅入居などに必要な援助を行います。
- ③精神保健福祉施策の推進として、専門性が求められる多様な相談内容に応じるため、福祉課窓口に精神保健福祉士等の有資格者を配置します。

【現状と実績】

- ①より地域の実情に対する課題検討をより身近な地域で行っています。平成22年4月より「寒川町地域自立支援協議会」として単独で設置し、障がいのある人が地域で安心して生活ができるよう取り組んでいます。
- ②相談量の増加により、町内の指定相談事業所を平成29年度より2か所とし、よりきめ細やかな相談に対応しています。
- ③平成27年度より福祉課窓口に精神保健福祉士を配置し、多様な相談内容に応じています。

| 相談支援事業 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------|----|------|------|------|
| 事業所    | 計画 | 1    | 1    | 1    |
|        | 実績 | 1    | 1    | 2    |
| 相談員数   | 計画 | 4    | 4    | 8    |
|        | 実績 | 7    | 7    | 9    |
| 相談件数   | 計画 | —    | —    | —    |
|        | 実績 | 5661 | 4906 | 2448 |

【サービス見込量と考え方】

障がいのある人の増加や障がいのある人をとりまく多様な課題に伴い、相談件数は減少傾向にあるものの、その内容は一人ひとりが抱えている問題に対し、きめ細やかに対応する必要があり、より複雑化しています。今後も町内の指定相談事業所2か所体制を継続し、基幹機能に対して検討し相談支援事業を充実させていきます。

(32年度までの見込み)

| 相談支援事業  | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|---------|------|------|------|
| 事業所数    | 2    | 2    | 2    |
| 相談員数    | 9    | 9    | 10   |
| 相談件数(※) | 4714 | 4559 | 4408 |

※件数の把握について、複数の内容の相談（居住や不安など）について、システムの設計に合わせるため件数が減っている。

【今後の事業展開】

寒川町の地域自立支援協議会の現状として、計画の策定や課題の整理を行うのと並行して、具体的な地域の課題に対して取り組みを行う必要があります。

関係機関のネットワークのあり方や地域支援体制の中軸となる相談支援体制のあり方について協議し、今後も県や関係機関、近隣自治体等と連携しつつ、人権擁護と虐待防止の充実に向けた体制の検討・整備を引き続き図っていきます。

（イ）成年後見制度利用支援事業

【事業の概要】

知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない方の権利を守る援助者を選ぶため、本人に代わって、家庭裁判所において後見人等選任のための申立て手続きや費用負担を行います。

【現状と実績】

利用希望者は現状少ないものの、制度の普及に伴い関心の高い事業です。制度上、申立てに係る資料集め等に時間がかかり、利用希望が殺到した際の対応は課題となります。

| 成年後見申立 |     | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|--------|-----|------|------|------|
| 人分     | 計画  | 2    | 2    | 2    |
|        | 実績  | 1    | 4    | 1    |
|        | 達成率 | 50%  | 200% | 50%  |

【サービス見込量と考え方】

今後も必要な事業ではあるものの、大幅な申請者の増は見込めないため、前計画と同様に2名ずつを見込みます。

（32年度までの見込み）

| 成年後見申立 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------|------|------|------|
| 人分     | 2    | 2    | 2    |

【今後の事業展開】

障がい者の権利擁護を図ることは重要であるため、今後も成年後見人制度の円滑な利用促進に努めていきます。

（ウ）コミュニケーション支援事業

【事業の概要】

聴覚、視覚、言語機能、音声機能、その他の障がいのため意思疎通を図ることに支障がある人と意思疎通を仲介するために、手話通訳者\*や要約筆記者\*の派遣、設置、また点訳による支援などを実施します。

【現状と実績】

週5日福祉課窓口到手話通訳者を設置し、開庁時には手話通訳にて情報保障を行っています。また、医療機関や学校関係、地域活動や講演会等のための手話通訳者・要約筆記者の派遣を行っています。また、視覚障がいのある人向けに点字プリンタによるお知らせを実施しています。平成28年4月に障害者差別解消法が施行されたことに伴い、町が主催する会議や講演会等に通訳者及び要約筆記者を派遣することが多くなっています。

| コミュニケーション支援事業 |        |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|---------------|--------|----|------|------|------|
| 手話通訳者設置       | 設置者数   | 計画 | 1    | 1    | 1    |
|               |        | 実績 | 1    | 1    | 1    |
| 手話通訳者派遣       | 実利用者数  | 計画 | 23   | 23   | 23   |
|               |        | 実績 | 14   | 19   | 19   |
|               | 延べ利用者数 | 計画 | 125  | 126  | 126  |
|               |        | 実績 | 168  | 174  | 95   |
| 要約筆記者派遣       | 実利用者数  | 計画 | 2    | 2    | 2    |
|               |        | 実績 | 2    | 2    | 3    |
|               | 延べ利用者数 | 計画 | 12   | 12   | 12   |
|               |        | 実績 | 3    | 6    | 7    |

【サービス見込量と考え方】

手話通訳者設置事業については週5日の設置を継続します。手話通訳者派遣・要約筆記者派遣は共に実利用者数について変更がありませんが、延べ利用者数においては利用者の高齢化等により医療機関への利用が多くなっているため、実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させています。

（32年度までの見込み）

| コミュニケーション支援事業 |        | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|---------------|--------|------|------|------|
| 手話通訳者設置       | 設置者数   | 1    | 1    | 1    |
| 手話通訳者派遣       | 実利用者数  | 19   | 20   | 21   |
|               | 延べ利用者数 | 211  | 235  | 261  |
| 要約筆記者派遣       | 実利用者数  | 3    | 4    | 5    |
|               | 延べ利用者数 | 10   | 13   | 19   |

【今後の事業展開】

週5日の手話通訳者設置事業を継続し、手話通訳者派遣・要約筆記者派遣については、拡大するニーズに対応できるよう通訳者等の確保に努めていきます。

全庁的に視覚障がいのある人に通知をする際には封筒に『寒川町』という点字シールを貼るよう周知を行っていますが、その他文章等に対しても支援ができるよう調整をしていきます。

（工）日常生活用具給付等事業

【事業の概要】

在宅の障がいがある方に対し、身体介護を支援する介護・訓練支援用具や、入浴・食事などの自立生活を支援する自立支援用具、またはストーマ用装具などの排泄管理を支援する排泄管理支援用具などの快適な日常生活を支援するための用具を給付します。

【現状と実績】

事業特性として、一度交付してしまうと耐用年数を超えない限り、基本的には再交付ができないため、件数自体は大幅な増加の傾向が見られるということではありませんが、排泄管理支援用具(ストーマ用装具等)については、今後も継続して利用が見込まれています。

| 日常生活用具給付事業             |    |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------------------------|----|----|------|------|------|
| 介護・訓練支援用具              | 件数 | 計画 | 0    | 0    | 0    |
|                        |    | 実績 | 1    | 1    | 1    |
| 自立生活支援用具               | 件数 | 計画 | 6    | 6    | 6    |
|                        |    | 実績 | 2    | 7    | 3    |
| 在宅療養等支援用具              | 件数 | 計画 | 7    | 7    | 7    |
|                        |    | 実績 | 1    | 3    | 2    |
| 情報・意思疎通支援用具            | 件数 | 計画 | 7    | 7    | 7    |
|                        |    | 実績 | 7    | 3    | 1    |
| 排泄管理支援用具<br>(ストーマ用装具等) | 件数 | 計画 | 96   | 106  | 116  |
|                        |    | 実績 | 96   | 88   | 81   |
| 居宅生活動作補助用具             | 件数 | 計画 | 0    | 0    | 0    |
|                        |    | 実績 | 5    | 0    | 0    |

※排泄管理支援用具の件数は給付実人数（実際は半年毎の申請・交付となっている）

#### 【サービス見込量と考え方】

排泄管理支援用具（ストーマ用装具等）については増加傾向にあるため、2人ずつの増加を見込みました。排泄管理支援用具（ストーマ用装具等）以外の用具については、上記事業特性より、実績値を今後の計画見込みとしています。

（32年度までの見込み）

| 日常生活用具給付事業  |    |  | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-------------|----|--|------|------|------|
| 介護・訓練支援用具   | 件数 |  | 1    | 1    | 1    |
| 自立生活支援用具    | 件数 |  | 4    | 4    | 4    |
| 在宅療養等支援用具   | 件数 |  | 2    | 2    | 2    |
| 情報・意思疎通支援用具 | 件数 |  | 4    | 4    | 4    |
| 排泄管理支援用具    | 件数 |  | 83   | 85   | 87   |
| 居宅生活動作補助用具  | 件数 |  | 1    | 1    | 1    |

#### 【今後の事業展開】

技術の進歩に伴い、新たに日常生活用具の対象となりうるものが増えてきています。とりわけ情報・意思疎通支援用具に関しては、利用者からの要望が多く、日常生活用具の対象とするかどうかの検討が必要となります。今後も引き続き対象となるものの見直しを行い、より良いサービス提供ができるよう、事業を進めてまいります。

（才）手話奉仕員養成研修事業

【事業の概要】

手話通訳者養成のための講座を実施し、障がいのある方が積極的に社会へ参加できるよう支援します。平成25年度より必須事業に位置づけられた事業です。

【現状と実績】

手話通訳者を養成するため、町聴覚障害者協会の協力を得ながら手話通訳者養成講座を開催しています。初級①、初級②、中級、上級の4講座を行っており、初級コースに関しては参加者が多くなりますが、中級・上級になると参加者が減少しがちな状況です。

| 手話通訳者養成講座 |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-----------|----|------|------|------|
| 実受講者数     | 計画 | 32   | 32   | 32   |
|           | 実績 | 19   | 21   | 22   |
| 登録見込み者数   | 計画 | 0    | 0    | 1    |
|           | 実績 | 0    | 0    | 0    |

※27年度は中級・初級①、28年度は初級②・上級、29年度は初級①・中級コースを実施。

【サービス見込量と考え方】

受講者数の見込量につきましては、講座のコース内容により参加者数に差があるため、前計画と同様の受講者数を見込みました。手話通訳者養成講座については、神奈川県内において毎年度10人ほどが通訳者試験に合格していますが、非常に難しい試験となっており、必ずしも合格者がいるとは限らないため、見込としては平成32年度に1人増としています。

（32年度までの見込み）

| 手話通訳者養成講座 | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|-----------|------|------|------|
| 受講者数      | 23   | 24   | 25   |
| 登録見込者数    | 0    | 0    | 1    |

【今後の事業展開】

確実に手話通訳の登録者を増やしていくため、町聴覚障害者協会と講座内容を検討しながら、今後も単年度でとらえずに複数年にわたって、計画的に講座や演習などを開催していきます。

（力）移動支援事業

【事業の概要】

障がいがあり一人で外出することが困難な人に、社会生活を営む上で必要となる外出や余暇活動などの社会参加を促すため、外出時の移動を支援します。

【現状と実績】

利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間数全てにおいて減少傾向が見受けられました。

| 移動支援   |    | 27年度 | 28年度 | 29年度  |
|--------|----|------|------|-------|
| 実利用者数  | 計画 | 63   | 69   | 75    |
|        | 実績 | 68   | 62   | 59    |
| 延べ利用者数 | 計画 | 750  | 789  | 828   |
|        | 実績 | 586  | 557  | 276   |
| 延べ利用時間 | 計画 | 8608 | 9757 | 10906 |
|        | 実績 | 6434 | 5699 | 2626  |

【サービス見込量と考え方】

それぞれ実利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間は、過去の実績を基に見込み、利用意向を反映させております。

実利用者数については近年の実績変動を考慮し、利用者数を年度ごとに1人増で見込み、延べ利用者数、延べ利用時間は、利用人数に基づく平均値で見込んでおります。

（32年度までの見込み）

| 移動支援   | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------|------|------|------|
| 実利用者数  | 60   | 61   | 62   |
| 延べ利用者数 | 559  | 569  | 579  |
| 延べ利用時間 | 5352 | 5453 | 5557 |

【今後の事業展開】

全国的なヘルパー不足の状況の中、いかに社会資源を増やしていくかが課題となっております。この課題については時間を要するもので、早急な解決を望めるものでないことから、国や県などと協力し対策を講じていきます。また、利用目的や実施方法を見直し、より社会参加を促せるよう検討を続けます。

（キ）地域活動支援センター機能強化事業

【事業の概要】

障がいのある人に創作的活動や生産活動の機会の提供や、地域との交流を支援することを目的として事業を展開する地域活動支援センターの機能強化するための事業を実施します。

【現状と実績】

この事業の基礎となる地域活動支援センターは町内に1箇所設置していますが、その利用実績は年々減少しています。また茅ヶ崎市内にある地域活動支援センターについても利用できるよう茅ヶ崎市と協定を結んでおりますが、そちらの利用実績も減少しています。就労継続支援B型などの障がい福祉サービスを利用する方が増加し、地域活動支援センターの利用が減少している印象があります。

| 地域活動支援センター |       |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|------------|-------|----|------|------|------|
| 町内         | 設置箇所  | 計画 | 1    | 1    | 1    |
|            |       | 実績 | 1    | 1    | 1    |
|            | 実利用者数 | 計画 | 21   | 23   | 25   |
|            |       | 実績 | 20   | 15   | 13   |
| 町外         | 利用箇所  | 計画 | 4    | 4    | 4    |
|            |       | 実績 | 3    | 3    | 2    |
|            | 実利用者数 | 計画 | 12   | 14   | 16   |
|            |       | 実績 | 8    | 7    | 3    |

【サービス見込量と考え方】

現状、町内外の事業所ともに利用者が減少していますが、地域移行者により今後もニーズは継続すると思われれます。

（32年度までの見込み）

| 地域活動支援センター |       | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|------------|-------|------|------|------|
| 町内         | 設置箇所  | 1    | 1    | 1    |
|            | 実利用者数 | 12   | 10   | 9    |
| 町外         | 利用箇所  | 2    | 1    | 1    |
|            | 実利用者数 | 2    | 2    | 1    |

【今後の事業展開】

地域活動支援センターを町内に平成23年4月に設置以来、地域に根ざしたセンター運営を実施してきました。最近は利用実績が減少傾向にあるため、利用者のニーズに合った事業実施を行うよう検討してまいります。

また、今後も茅ヶ崎市の協力を得て、茅ヶ崎市内の地域活動支援センターが利用できるよう、調整を図ってまいります。

## （2）任意事業

### （ク）訪問入浴事業

#### 【事業の概要】

重度の身体障がいのある人の自宅に訪問し、入浴サービスを提供することで、身体を清潔にし、心身機能が維持できるよう支援します。

#### 【現状と実績】

訪問入浴を利用する以外に入浴方法が確保できない方が対象であり、通所や居宅介護により入浴が可能な方は対象外となるため、対象者が限られています。平成28年に6名に増加したあと、対象者は継続して利用しています。

| 訪問入浴サービス |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|----------|----|------|------|------|
| 実利用者数    | 計画 | 6    | 7    | 7    |
|          | 実績 | 4    | 6    | 6    |
| 延べ利用者数   | 計画 | 289  | 303  | 316  |
|          | 実績 | 152  | 234  | 146  |

#### 【サービス見込量と考え方】

利用できる対象者が限られているため大幅な増加は見込めませんが、利用実績を基に、利用意向を反映させて、平成32年に1人の増加を見込みました。

（32年度までの見込み）

| 訪問入浴サービス | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|----------|------|------|------|
| 実利用者数    | 6    | 7    | 7    |
| 延べ利用日数   | 231  | 270  | 270  |

#### 【今後の事業展開】

家庭や通所による入浴が困難な状態にあっても、健康維持ができるよう利用者や介護者のニーズに対応していきます。

（ケ）日中一時支援事業

【事業の概要】

介護者が一時的に介護ができないときに、障がい者施設等で見守り、介護を実施、又は障がい者の活動や社会に適應するための日常的な訓練等を行うサービスです。

【現状と実績】

学齢期の利用者について、基本として放課後等デイサービスへの移行を行ったため、全ての数において大幅な減となっています。

| 日中一時   |    | 27年度  | 28年度  | 29年度  |
|--------|----|-------|-------|-------|
| 実利用者数  | 計画 | 76    | 75    | 74    |
|        | 実績 | 29    | 24    | 18    |
| 延べ利用者数 | 計画 | 589   | 552   | 515   |
|        | 実績 | 369   | 296   | 146   |
| 延べ利用時間 | 計画 | 23410 | 20817 | 18224 |
|        | 実績 | 6708  | 4998  | 2495  |

【サービス見込量と考え方】

実利用者数、延べ利用者数、延べ利用時間数について、平成29年度の日中一時支援の実績数を基に利用意向を反映させ、現状維持を見込みました。

（32年度までの見込み）

| 日中一時   | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|--------|------|------|------|
| 実利用者数  | 18   | 18   | 19   |
| 延べ利用者数 | 295  | 298  | 302  |
| 延べ利用時間 | 5045 | 5100 | 5156 |

【今後の事業展開】

町内既存の事業所をさらに充実させていくとともに、利用対象者のライフステージに対応した支援体制の構築に努めてまいります。

（コ）社会参加支援事業

【事業の概要】

卓球教室の開催やスポーツ大会への参加、スポーツ教室の開催など、障がいのある人が積極的に社会参加できるよう支援します。

【現状と実績】

卓球教室及びスポーツ大会は例年ながら参加者が固定化しているものの、高齢化が進み参加が難しくなっている方が増えているのと共に、新規参加者があまり増えていないのが現状です。

|             |        |    | 27年度 | 28年度 | 29年度 |
|-------------|--------|----|------|------|------|
| 卓球教室        | 延べ参加人数 | 計画 | 140  | 145  | 150  |
|             |        | 実績 | 183  | 112  | 50   |
| スポーツ大会参加    | 延べ参加人数 | 計画 | 65   | 70   | 75   |
|             |        | 実績 | 61   | 56   | 37   |
| 自動車運転免許取得費用 | 延べ助成人数 | 計画 | 1    | 1    | 1    |
|             |        | 実績 | 1    | 0    | 0    |
| 自動車改造費用     | 延べ助成人数 | 計画 | 2    | 2    | 2    |
|             |        | 実績 | 1    | 2    | 0    |

【サービス見込量と考え方】

全般的に実績を基に見込量を算出し、利用意向を反映させています。スポーツ大会については、スポーツ推進計画との整合性を図り、今後も障がいのある方にもスポーツに親しんでもらえるよう機会を提供していきます。自動車運転免許取得費用及び自動車改造費用については、自動車取得税の免除等の対象となるため、税の公平性等の観点から制度を終了することとしました。

（32年度までの見込み）

|          |        | 30年度 | 31年度 | 32年度 |
|----------|--------|------|------|------|
| 卓球教室     | 延べ参加人数 | 107  | 112  | 117  |
| スポーツ大会参加 | 延べ参加人数 | 38   | 39   | 41   |

【今後の事業展開】

卓球教室及びスポーツ大会は、すでに参加されている人に加えて、新規に参加される人を増やしていくための広報活動や、障がいのある人が参加しやすい新たな競技種目の検討を行い、障がいのある人がひとりでも多く参加できるような事業展開をしていきます。

### （3）地域生活支援事業の見込量確保のための方策

障がいのある人が、町で自立した日常生活を送ることや生きがいを感じながら、生活していくには、国が実施しているサービスだけでは限界があります。

それを補うためにも、町の事業である地域生活支援事業を充実していかなければなりません。

また、サービス提供の充実に終わらず、さらに地域の人たちの理解と協力を得て、障がいのある人が地域で安心して暮らしていけるよう検討していきます。

#### ◆相談支援体制の強化

本計画におきましても、引き続き、地域における支援体制の問題点や課題などについて地域自立支援協議会において協議、検討し、障がいのある人を相談支援するネットワークの構築及び地域の課題に対する取り組みを図ります。

また、障がいのある人の権利を守るために「さむかわ財産保全・管理あんしんサービス」を行っている寒川町社会福祉協議会と連携を図り、成年後見制度利用支援事業\*の活用にも繋げてまいります。

#### ◆サービス提供事業所の整備

移動支援について、提供事業所が少なく利用者の要望に充分に応えることが難しい状況が続いています。第6期計画におきましても、移動支援事業において利用目的や実施方法を見直し、適正な利用が出来るように検討を続けていきます。

#### ◆地域支援体制の確立

地域支援体制の確立に向け、引き続き地域でのネットワークを築き上げながら、町主催のイベントに積極的な参加をしてもらっています。

広報やホームページの活用、地域活動団体や関係機関とのさらなる連携を図り、あらゆる町民がイベント等への参加を通じて、また、障がいのある人が作った手作り品を公共施設などで展示、販売などを行うことにより、障がいへの理解を深めるとともに、町民への啓発活動を行っていきます。

## 資料編



## ■計画策定までの経過■

### 平成28年7月8日(金)

平成28年度第1回寒川町地域自立支援協議会開催  
 会場 寒川町民センター3階 講義室  
 議題 (1) 地域の課題について  
 (2) 寒川町障がい者福祉計画について

### 平成28年11月29日(火)

平成28年度第3回寒川町地域自立支援協議会開催  
 会場 寒川町民センター3階 講義室  
 議題 (1) 地域の課題について  
 (2) 寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査について

### 平成29年1月31日(火)

平成28年度第4回寒川町地域自立支援協議会開催  
 会場 寒川町民センター3階 講義室  
 議題 (1) 地域の課題について  
 (2) 寒川町障がい者福祉計画見直しのためのアンケート調査に関する意見聴取を踏まえた取り組みについて

### 平成29年2月8日(水)～3月13日(月)

アンケート調査実施

対象 身体障害者手帳、療育手帳もしくは精神保健福祉手帳を所持する寒川町民

発送数 身体障がい者 687人

知的障がい者 186人

精神障がい者 172人

合計1,000人 (重複して手帳を所持する者が居るため、単純に合計すると1,000人を超過する)

回収数 485件

回収率 48.5%

**平成29年6月1日(木)～6月30日(金)、7月14日(金)**

アンケート調査実施

対象 難病患者

回答数 16件

**平成29年7月7日(金)**

平成29年度第1回寒川町地域自立支援協議会開催

会場 寒川町民センター展示室1

議題 (1) 寒川町障がい者福祉計画の進捗状況について

(2) その他

**平成29年8月17日(木)**

平成29年度第2回寒川町地域自立支援協議会開催

会場 本庁舎2階 災害対策本部室

議題 (1) 寒川町障がい者福祉計画について

(2) その他

**平成29年10月4日(水)**

平成29年度第3回寒川町地域自立支援協議会開催

会場 本庁舎2階 災害対策本部室

議題 (1) 寒川町障がい者福祉計画について

(2) その他

**平成29年11月10日(金)**

平成29年度第4回寒川町地域自立支援協議会開催

会場 本庁舎2階 災害対策本部室

議題 (1) 寒川町障がい者福祉計画について

(2) その他

**平成29年11月30日**

寒川町議会文教福祉常任委員会協議会へ報告

**平成29年12月18日(月)～平成30年1月17日(水)**

寒川町障がい者福祉計画(案)のパブリックコメント実施

閲覧場所 福祉課、町役場本庁舎情報公開コーナー、寒川総合図書館、寒川総合体育館、町民センター、町民センター分室、北部・南部文化福祉会館、健康管理センター、福祉活動センター、寒川町ホームページ

**平成30年2月3日(火)**

平成29年度第5回寒川町地域自立支援協議会開催

会場 本庁舎2階 災害対策本部室

議題 (1) 寒川町障がい者福祉計画について  
(2) その他

**平成30年2月下旬**

県への意見照会

**平成30年3月上旬～**

パブリックコメント結果公表

閲覧場所 福祉課、町役場本庁舎情報公開コーナー、寒川総合図書館、寒川総合体育館、町民センター、町民センター分室、北部・南部文化福祉会館、健康管理センター、福祉活動センター、寒川町ホームページ

**平成30年3月22日**

県より計画承認

**平成30年3月28日(水)**

町政策会議において計画承認

**平成30年3月末**

寒川町障がい者福祉計画策定

## ■寒川町地域自立支援協議会設置要領■

(趣旨)

第1条 この要領は、寒川町相談支援事業実施要綱(平成18年10月1日施行。以下「要綱」という。)第6条の規定に基づき、寒川町地域自立支援協議会設置する寒川町地域自立支援協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 協議会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 相談支援体制の強化に関すること。
- (2) 町の障がい福祉施策の検討、評価及び提案に関すること。
- (3) 町の障がい福祉に係る計画の検討、評価及び提案に関すること。
- (4) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成25年法律第65号。)第17条第1項の規定に基づく障害者差別解消支援地域協議会に関すること。
- (5) 協議会の運営に関すること。
- (6) その他協議会の目的を達成するために必要な事項

(組織)

第3条 協議会は、委員20人以内で組織し、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

- (1) 障がいのある当事者及びその家族
- (2) 障がい福祉関係団体の職員
- (3) 公募の町民
- (4) その他町長が認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第5条 協議会に会長及び副会長を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、協議会の会務を総理する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 協議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集し、会議の議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ議事を開き、議決することができない。

3 会長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

## (議事録)

第7条 協議会の議事録は、議事の概要を記した要点筆記とする。

## (ワーキンググループ)

第8条 協議会の所掌事務について必要な資料の収集、調査及び研究を行うため、ワーキンググループを置くことができる。

2 ワーキンググループの構成員及びワーキング内容は、会議において決定する。

## (秘密の保持)

第9条 協議会の委員は、職務上知り得た個人情報等を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

## (事務局)

第10条 協議会の事務局は、福祉部福祉課及び要綱第3条の規定に基づき受託した指定相談支援事業者が担当する。

## (委任)

第11条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

1 この要領は、平成22年4月1日から施行する。

2 この要領の施行の際、最初に任命される委員の任期は、第4条の規定にかかわらず当該任命の日から平成24年6月30日までとする。

附 則(平成23年4月1日)

この要領は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成25年4月1日)

この要領は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成29年4月1日)

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

## ◆寒川町地域自立支援協議会委員名簿

(平成29年7月1日現在)

|     | 氏 名    | 所 属                                |
|-----|--------|------------------------------------|
| 会長  | 森 一光   | 社会福祉法人 寒川町社会福祉協議会                  |
| 副会長 | 内山 泰祐  | 寒川町障害者事業所連絡会<br>(自立支援事業所かっぱどっくり)   |
| 委員  | 大西 洋子  | 寒川町肢体不自由児者父母の会                     |
|     | 長谷川 尚子 | 寒川町聴覚障害者協会                         |
|     | 山根 信子  | 寒川町手をつなぐ育成会                        |
|     | 長田 澄代  | 寒川町視覚障害者福祉協会                       |
|     | 鈴木 道子  | 特定非営利活動法人 ともだち                     |
|     | 小川原 寿恵 | 茅ヶ崎地区自閉症児・者親の会<br>(茅ヶ崎・寒川やまびこ会)    |
|     | 南 悦子   | SK卓球協会                             |
|     | 牧野 賢一  | 茅ヶ崎・寒川ホーム連絡会<br>(特定非営利活動法人 UCHI)   |
|     | 牧野 祐子  | 寒川町障害者事業所連絡会<br>(地域活動支援センター F(エフ)) |
|     | 山本 加代子 | 寒川町自治会長連絡協議会                       |
|     | 石川 三千代 | 寒川町民生委員児童委員協議会                     |
|     | 中野 久美子 | 医療法人社団朋友会 けやきの森病院                  |
|     | 佐藤 美智代 | 公募の町民                              |

## ■障がい福祉関係用語集■

### ■あ行

#### 【あんしん賃貸支援事業】

障がいのある人や高齢者が属する世帯、ひとり親世帯等の入居を受け入れることとして、都道府県等の登録を受けた民間賃貸住宅に関する情報提供やさまざまな支援を行うことにより、障がい者の入居をサポートする事業。

#### 【意思決定支援】

知的障がいや精神障がい（発達障がいを含む）等で意思決定に困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活等に関して自分自身がしたい（と思う）意思が反映された生活を送ることが可能となるように、障がい者を支援する者が行う支援の行為及び仕組みのこと。

#### 【一般就労】

民間企業等に雇用され働くこと。

#### 【SOS ネットワーク事業】

障がいのある人が行方不明になってしまった時に、警察や関係機関等と連携をとり、本人の安全と家族の安心を支える事業。

### ■か行

#### 【介護保険法】

介護保険制度について定めた法律。家族等の介護者の負担を軽減し、社会全体で介護を支える仕組みをつくるため、介護が必要となった人に対して、必要な保健医療サービスや福祉サービスに係る給付を行うことを目的とする法律。平成12年施行。平成17年6月に改正され、施設利用の際の食費や居住費の自己負担、介護の予防や権利擁護の相談機能を持つ地域包括支援センターが創設されることとなった。

#### 【かながわ成年後見推進センター】

身近な地域における成年後見制度の推進を目的に、当事者・家族からの相談や出張説明会、市町村や相談機関に対する専門的助言の提供、市町村社協の法人後見受任支援、法人後見担当職員養成研修、成年後見関係団体との連携等を推進している。

#### 【権利擁護】

知的や精神に障がいのある人が、様々な場面で不利益を被ることのないように、弁護あるいは擁護する制度の総称。

【高次脳機能障がい】

一般に外傷性脳損傷、脳血管障がい等により脳に損傷を受け、その後遺症等として生じた記憶障がい、注意障がい、社会的行動障がい等の認知障がい等を指す。

■さ行

【視覚障がい】

身体障がい的一种です。身体障害者福祉法では、障がいが永続するものであって、①両眼の視力がそれぞれ0.1以下のもの、②一眼の視力が0.02以下、他眼の視力が0.6以下のもの、③両眼の視野がそれぞれ10度以内のもの、④両眼による視野の2分の1以上が欠けているものをさすとされている。

【肢体不自由】

身体障がい的一种です。身体障害者福祉法では、肢体及び体幹の機能の障がいを指し、①一上肢、一下肢または体幹の機能の著しい障がいで、永続するもの、②一上肢のおや指を指骨間関節以上で欠くもの、③一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの、④両下肢のすべての指を欠くもの、⑤一上肢のおや指の機能の著しい障がいまたは人差し指を含めて一上肢の三指以上の機能の著しい障がいで、永続するもの、⑥①から⑤間に掲げるもののほか、その程度が①から⑤までに掲げる障がいの程度以上であると認められる障がいを対象とするとされている。

【児童相談所】

児童福祉法に基づき都道府県、指定都市及び児童相談所設置市が設置する障がい児を含めた児童福祉サービスの中核となる相談・判定・指導機関になる。児童福祉司、児童心理司、医師等が配置され、市町村が行う児童福祉に関する業務の実施に関して、市町村間の連絡調整や市町村に対する情報提供等の援助を業務とするほか、①児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応ずること、②児童及びその家庭につき、必要な調査並びに医学的、心理学的、教育学的、社会学的及び精神保健上の判定を行うこと、③児童及びその保護者につき、調査または判定に基づいて必要な指導を行うこと、④障害児施設給付費等の支給要否決定の際に意見を述べること等、必要に応じ巡回してこれらの業務を行う。

【児童福祉法】

18歳未満の児童の健全な育成と福祉の積極的増進を基本精神とする、児童の福祉に関する基本法です。児童保護のための禁止行為や児童福祉司・児童相談所・児童福祉施設などの諸制度について定めている。

【自閉スペクトラム症】

重度の知的障害を伴う自閉症から知的障害を伴わないアスペルガー症候群など幅広い症状を含む発達障害の一種。

**【社会資源】**

福祉ニーズを充足するために活用される施設・機関、個人・集団、資金、法律、知識、技能等々の総称。

**【社会福祉協議会】**

社会福祉法に基づく社会福祉法人の一つ。地域社会において住民が主体となり、社会福祉、保健衛生、その他関連のある関係者の参加・協力を得て、地域の実情に応じ、住民の福祉を増進することを目的とする民間の自主的な組織です。全国、都道府県指定都市、市区町村の3種類の社会福祉協議会がある。

**【社会福祉士】**

社会福祉士及び介護福祉士法によって創設された福祉専門職の国家資格。身体や精神上の障がいのある人、または環境上の理由により日常生活を営むことに支障がある人の福祉に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う。

**【社会福祉法】**

社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域福祉の推進などを図り、社会福祉の増進に資することを目的とする法律。社会福祉基礎構造改革により抜本的な見直しを図られ、法律名も「社会福祉事業法」から「社会福祉法」になりました。社会福祉審議会、福祉事務所、社会福祉法人、社会福祉事業、社会福祉協議会、共同募金等について定めている。

**【社会福祉法人】**

社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法の定めるところにより設立された法人をいう。社会福祉法人は民法による公益法人の不備を補正するものとして特別に創設された公益性の高い法人のこと。社会福祉法人が運営する事業には、社会福祉法人しか運営できない第一種社会福祉事業と、一般企業も運営可能な保育所やデイサービス等の第二種社会福祉事業がある。

**【社協】**

寒川町社会福祉協議会の略称。

**【就業・生活支援センター】**

障がいのある人の職業の安定を図ることを目的として設立された社会福祉法人、NPO法人等で、障がいのある人が職業生活における自立を図るために就業及びこれに伴う日常生活または社会生活上の支援を行う機関。

**【湘南地域就労援助センター】**

障がいのある人の就労の場の確保と職場定着のため、各関係機関と協力して障

がいの自立のための支援をする機関。平成 22 年度より「湘南地域就労援助センター 湘南障害者就業・生活支援センター」に名称変更。

#### 【障害基礎年金（国民年金）】

国民年金法に基づく年金給付の一種です。国民年金加入中（または加入していた人で60歳～65歳未満の時）に初診日のある疾病で、初診日から1年6か月経過した時に請求することができます。

#### 【障がい児】

18歳未満である障がいのある人のこと。身体障がい、知的障がいにおいては児童福祉法にて定義されている。精神障がいについては、精神障害者福祉法によって定義されている。

#### 【障がい支援区分】

障がい福祉サービスの必要性を明らかにするため、障がいのある人の心身の状態を総合的に表す区分です。市町村がサービスの種類や量を決定する際に勘案する事項の一つで、介護給付の申請があった場合に認定が行われる。「区分1」から「区分6」の6区分が定められている。

#### 【障がい児通所支援】

児童福祉法に基づき、障がいのある児童に対する日常生活での基本的な動作の指導、集団生活への適応訓練等の援助を行うサービスです。就学前の障がいのある児童を対象とした「児童発達支援」や就学中の障がいのある児童を対象とした「放課後等デイサービス」などのサービスがある。

#### 【障害者基本法】

身体障がい・知的障がい・精神障がいを対象として、施策の基本理念や、生活全般にかかわる施策の基本となる事項を定めた法律で、障がいのある人の「完全参加と平等」を目的としている。昭和45年に制定された心身障害者対策基本法が、障がいのある人を取り巻く社会情勢の変化に対応したものにすため、平成5年に改正され、障害者基本法となりました。平成23年に一部が改正され、これにより、全ての国民が障がいの有無に関わらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものであるとの理念が明示され、障がいのある人の定義の見直しや、基本施策として“療育”や“消費者保護”、“司法手続きにおける配慮”などが新設された。

#### 【障害者虐待防止法】

障がいのある人に対する虐待の禁止や虐待を受けた場合の保護及び自立の支援のための措置、養護者に対する支援のための措置等を定め、障がい者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がいのある人の権利利益の擁護

に資することを目的とした法律。

なお、「障害者虐待」とは、①養護者による障害者虐待、②障害者福祉施設従事者等による障害者虐待、③使用者による障害者虐待。類型は、①身体的虐待、②ネグレクト、③心理的虐待、④性的虐待、⑤経済的虐待の5つに分けられる。

#### 【障害者週間】

毎年12月3日から9日までの一週間を「障害者週間」として、広く障がい福祉について関心と理解を深めるため、積極的に活動する期間。

#### 【障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（障害者総合支援法）】

障がいのある人が、その有する能力や適性に応じ、自立した日常生活または社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービスに係る給付などの支援制度について定めた法律。平成25年4月より障害者自立支援法から改正され、その対象者が障がい者手帳の所持者に加えて難病患者が増え、平成28年6月の改正により、障がい児支援のニーズの多様化へのきめ細かな対応や障がい福祉サービスの質の確保・向上に向けた環境整備が行われることとなった。

#### 【障がい福祉サービス】

障がいのある人が自らサービス内容や事業者・施設を選択し、契約により各種サービスを利用する制度。障害者総合支援法に基づき「介護給付」、「訓練等給付」及び市町村で実施する「地域生活支援事業」に区分けされる。各サービスを利用する前に、支給申請をし、支給決定を受ける必要がある。

#### 【障害者優先調達推進法】

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関し、障害者就労施設等の受注の機会を確保するために必要な事項等を定めることにより、障害者就労施設等が供給する物品等に対する需要の増進を図るもの。

#### 【障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）】

障がいを理由とする差別の解消の推進に関する基本的事項や、国や地方公共団体等と民間事業者における差別を解消するための措置などについて定めたもので、平成28年4月に施行された。

#### 【重症心身障がい児者】

重度の肢体不自由と重度の知的障がいとが重複した状態を重症心身障がいといい、その状態の子どもを重症心身障がい児という。さらに成人した重症心身障がい児を含めて重症心身障がい児（者）と定めている。

#### 【自立支援医療】

障害者総合支援法に基づいた公費負担医療の名称。実施主体は、更生医療、育

成医療は市町村、精神通院医療は都道府県。

「自立支援医療費支給認定実施要綱」によれば、対象となるのは確実な治療効果を期待できる疾患とされており、更生医療と育成医療については、例えば、角膜移植、外耳道形成術、人工関節置換術、心臓ペースメーカー設置、人工透析、口蓋裂後遺症の歯科矯正等であり、精神通院医療については、統合失調症、躁うつ病、うつ病、てんかん、認知症等の脳機能疾患などが対象。

#### 【自立支援医療（精神通院）受給者証】

精神障がいのある人で継続的に通院治療を受ける人に対し、公費によって医療費の補助を受けることができる制度の証票。

#### 【自立支援給付】

障害者総合支援法に基づくサービスに関する個別給付で、支給決定または認定を受けた障がいのある人が、制度の対象となるサービスを利用した場合に、要した9割を基本に公費負担する制度。

#### 【手話通訳者】

都道府県の行う手話通訳養成研修事業を終了し登録を受けた者です。聴覚障がい者の理解力に応じた手話通訳の能力が求められる。手話通訳者の技能を有するものの相称として、手話通訳士、手話奉仕員を含む意味で用いる場合もある。

#### 【身体障がい者】

身体障害者福祉法により、都道府県知事または政令指定都市・中核市の市長から身体障害者手帳の交付を受けた者。

#### 【身体障害者手帳】

身体障害者福祉法に定められた、身体に障がいがあると判定された人に交付される手帳。

対象となる障がいは、①視覚障がい、②聴覚または平衡機能障がい、③音声機能、言語機能またはそしゃく機能障がい、④肢体不自由障がい、⑤内部機能障がい（呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、免疫、腎臓、心臓、肝臓）で、障がいの程度により1級から6級の等級が記載される。

#### 【身体障害者福祉法】

身体障がい者の自立と社会経済活動への参加を促進するために、身体障がい者を援助し、および必要に応じて保護し、身体障がい者の福祉の増進を図ることを目的とする法律。具体的な更生援護として、身体障害者手帳の交付、診査、更生相談、障害者総合支援法による障がい福祉サービスの提供、障害者支援施設等への入所等の措置、盲導犬の貸与等を定めている。

**【精神障がい者】**

精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第5条では「統合失調症、精神作用物質による急性中毒またはその依存症、知的障害、精神病質その他の精神疾患を有する者をいう。」と定義されている。

**【精神障害者保健福祉手帳】**

精神保健及び精神障害者に関する法律に基づき、精神障がいの状態にあると認められた人に交付される手帳。1級から3級に区分けされ、手帳所持者は、各種福祉サービスを受けることができる。

**【精神保健福祉士】**

精神に障がいのある人の保健及び福祉に関する専門的知識と技術によって、精神に障がいのある人の社会復帰に関する相談に応じ、助言、指導、日常生活への適応のために必要な訓練その他の援助を行う。精神保健及び精神障害者に関する法律に基づく国家資格で、精神保健福祉士試験に合格し、精神保健福祉士登録簿に登録された者をいう。

**【成年後見制度】**

認知高齢者、知的障がい、精神障がいにより、判断が不十分な人が契約等の法律行為ができるよう、成年後見人を選任する制度。

**【成年後見制度利用支援事業】**

知的障がいや精神障がいのある人に対し、家庭裁判所で町長申し立てにより選任された後見人等の報酬を一部補助する制度。

**■た行****【地域自立支援協議会】**

障がいのある人が安心して暮らすことができるよう、地域の障がい者福祉に関するネットワークづくりの中核的な役割を果たす定期的な協議の場とし、また地域の実情に合った課題の解決に向け取り組んでいくことを目的に設置した協議会。地域の関係機関によるネットワークの構築、困難事例や地域の課題等の情報共有、共通の目的の課題解決に向け協議・検討を行う場。

**【地域活動支援センター】**

障がいのある人が通い、創作的活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等を図る事業所。

**【知的障がい者】**

知的機能の障がいが発達期（概ね18歳まで）にあらわれ、日常生活に支障が生じているため、何らかの特別の援助を必要とする状態にある人。

【注意欠陥多動性障がい（AD/HD）】

年齢あるいは発達の不釣り合いな注意力及び衝動性、多動性を特徴とする行動の障がいで、社会的な活動や学業の機能に支障をきたすもの。

【聴覚障がい】

耳から大脳の聴覚中枢に至る経路の一部あるいは全部に損傷があり、言葉や音の聞き取りが困難で、日常のコミュニケーションに支障があると自覚または他覚されていること（人）をいう。なお、身体障害者福祉法では、両耳の聴覚レベルが70dB以上の人などを聴覚障がい者とし、障害程度等級を2級から6級の間で認定している。

【出前講座】

町民グループの学習会等に学習メニューに応じて、町職員を講師として派遣（出前）する制度。

【特別支援学校】

障がいのある児童・生徒に対し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善する又は克服するために適切な指導や必要な支援を行う学校。

## ■な行

【内部障がい】

心臓、じんぞう、呼吸器、ぼうこうまたは直腸、小腸、肝臓もしくはヒト免疫不全ウィルスによる免疫の機能障がいで、永続し、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるものを同法の対象となる身体障がい者としている。

【難病】

「原因不明、治療方法未確立で、かつ後遺症を残すおそれが少なくない疾病」として調査研究を進めている疾患のうち、診断基準が一応確立し、かつ難治度、重症度が高く患者数が比較的少ないため、公費負担の方法をとらないと原因の究明、治療方法の開発等に困難をきたすおそれのある疾患。

【日常生活用具】

給付の対象となる日常生活用具は、①安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの、②日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの、③製作や改良、開発に当たって障がいに関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの、という三つの要件を全て満たすものであること、並びに、用具の種類として、次に掲げる6種類の枠組みが示されている。

①介護・訓練支援用具：特殊寝台、特殊マット等の介護支援用具や訓練用のい

すなど

- ②自立生活支援用具:入浴補助用具、屋内信号装置、入浴・食事・移動等の支援用具
- ③在宅療養等支援用具:電気式たん吸引器、盲人用体温計その他の在宅支援用具
- ④情報・意思疎通支援用具:点字器、人工喉頭など情報伝達、意思疎通等の支援用具
- ⑤排泄管理支援用具:ストーマ用装具その他排泄管理を支援する用具及び衛生用品
- ⑥居宅生活動作補助用具:当該用具であり、設置に小規模な住宅改修を伴うもの

#### 【NET119（ねっと いち いち きゅう）】

聴覚障がいなどの理由で、電話を利用して音声による 119 番通報が困難な方に利用いただくもので、携帯電話やスマートフォンを使い素早く消防に通報することができるシステムです。FAX119 では難しかった、外出先からの通報や、チャット（文字による対話）を利用した通報が可能になっている。利用にあたっては事前に登録が必要。

## ■は行

### 【発達障害】

病気とは異なり生まれつきの特性であり、いくつかのタイプに分類される。自閉スペクトラム症、アスペルガー症候群、注意欠如・多動性障害(ADHD)、学習障害、チック障害などが含まれ、生まれつき脳の一部の機能に障害があるという点が共通している。同じ人に、いくつかのタイプの発達障害があることも珍しくなく、そのため、同じ障害がある人同士でもまったく似ていないように見えることがあり、個人差がとても大きいのが特徴。

### 【発達障害支援センター「かながわ A」】

発達障害のある方に対する支援を総合的に行う機関です。神奈川県（横浜市、川崎市、相模原市を除く）の発達障害のある方、ご家族、関係機関等への支援を行っている。

### 【発達障害者地域支援マネージャー】

発達障がい児者及びその家族が、ライフステージを通じて身近な地域で適切な支援を受けて安定した社会生活を送れるようにするため、地域の関係諸機関に対する機関支援（機関コンサルテーション）を専門に行います。発達障がい児を支援している事業所などからの支援依頼に基づき、電話や訪問、ケース会議への参加等を通じて、発達障がい児者の支援を行う機関に対しケースの見立てや、必要な支援の橋渡し等の活動が具体例。

【パブリックコメント】

国や地方公共団体などの行政が、新たな行政計画等を作成するときに、その案を公表し一般からのコメント（意見）を求める制度。

【バリアフリー】

障がいのある人等が社会生活をしていく上で「バリア（障がい）」を「フリー（除く）」にするという意味で用いられ、障がいのある人を取り巻く社会環境における制度的・文化・情報面の妨げを取り除くこと。

【ハローワーク（公共職業安定所）】

公共職業安定所、略称「職安」、愛称「ハローワーク」は、国（厚生労働省）によって設置された、職業安定法に基づく、国民の安定した雇用機会を確保する事を目的とした施設です。求職者には、就職についての相談・指導、適性や希望にあった職場への職業紹介、雇用保険の受給手続きを、雇用主には、雇用に関する国の助成金・補助金の申請窓口業務や、求人の受理などのサービスを提供します。

【ひまわり教室】

児童福祉法に基づき、寒川町に設置されている児童発達支援の事業所。

【福祉事務所】

社会福祉法に基づき地方公共団体に設置される福祉に関する事務所の一般的な呼称です。町村は、条例で福祉事務所を設置することができる。

【福祉タクシー】

高齢者や身体に障害のある人等の病院・施設等への通院などのニーズに対応したサービスとして、車いす利用者や寝たきりの人の輸送を目的に、車いす・寝台（ストレッチャー）のまま乗降できるリフトなどを備えた専用のタクシー車両による輸送サービスのこと。

【福祉的就労】

障がいのある人が授産施設や作業所等の福祉的な支援のある環境で仕事を行うことにより、働くことへの意欲や自信を育てるとともに、一般就労（企業等での就労）に進み、さらに自立した生活ができるよう、継続的な支援を行うこと。

【補装具】

補装具とは、①身体の欠損または損なわれた身体機能を補完、代替するもので、生涯に個別に対応して設計・加工されたもの、②身体に装着（装用）して日常生活または就学・就労に用いるもので、同一製品を継続して使用するもの、③給付に際して専門的な知見（医師の判定書または意見書）を要するもの、という三つの要件を全て満たすものであって、具体的には次の16種目が厚生労働大臣によ

って告示されている。

義肢、装具、座位保持装置、盲人安全つえ、義眼、眼鏡、補聴器、車いす、電動車いす、歩行器、歩行補助つえ（一本つえを除く）、重度障害者用意思伝達装置、座位保持いす（児童用）、起立保持具（児童用）、頭部保持具（児童用）、排便補助具（児童用）。

#### 【ボランティア】

社会福祉において、個人の自由な意思により、考え、発想し、行動するという自発的な行為を行う人です。個人の意志により無償で労力提供等を行うこと。ボランティアの4原則は、「自主性」「社会性」「無償性」「継続性」。

### ■ま行

#### 【民生委員】

厚生労働大臣から委嘱を受けて一定の地域を受け持ち、社会奉仕の精神をもって地域社会の中で、障がいのある人をはじめ、子どもから高齢者までの福祉のよき相談相手としてきめ細かな指導・助言にあたっている。

#### 【みんなのトイレ】

身体に障がいのある人、オストメイト（人工的に腹部へ人工肛門や人工膀胱の排泄口を増設した人）、高齢者、妊婦、乳幼児を連れた者等の使用に配慮したトイレ。

### ■や行

#### 【ユニバーサルデザイン】

年齢・性別・身体能力・障がいの有無を問わずに、できるだけ多くの人が利用可能であるようなデザイン。

#### 【養護学校】

心身に障がいのある児童や病弱児に対して、幼稚園、小学校、中学校または高等学校に準ずる教育を行い、あわせてその障がいを補うために必要な知識、技能を授けることを目的とする学校のこと。特別支援学校とも言う。

#### 【要支援者】

必要な情報を迅速かつ的確に把握し、災害から自らを守るために安全な場所に避難する等の災害時の一連の行動をとるのに支援を要する人々。寒川町では「避難行動要支援者名簿」を作成した上で個別支援プランを作り、災害時に配慮をしなければならない内容を整理している。

#### 【要約筆記】

聴覚障がい者に、話の内容をその場で文字にして伝える筆記通訳のこと。「話す

スピード」は「書く（入力）スピード」より数倍も速いため全部は文字化できない。話の内容を要約して筆記するため『要約筆記』という。

## ■ら行

### 【ライフステージ】

成長・成熟の度合いに応じた人生の移り変わりをいう。一般的には、乳児期、幼児期、児童期、思春期、成人期、壮年期、老年期など人生の節目によって区分される生活環境の段階を指す。

### 【理学療法】

理学療法とは病気、けが、高齢、障害などによって運動機能が低下した状態にある人々に対し、運動機能の維持・改善を目的に運動、温熱、電気、水、光線などの物理的手段を用いて行われる治療法。

### 【リハビリテーション】

障がいのある人等に対し機能訓練と社会生活への復帰をめざして行われる治療と訓練をいい、医学的、社会的、職業的、教育的、心理学的などの諸領域に分けられる。障がいのある人の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための技術的な訓練をし、社会生活をしていく手段を得るための総体を指す。

### 【療育】

障がいのある子どもが社会的に自立することを目的として行われる医療と保育を指す。

### 【療育手帳】

児童相談所や知的障害者更生相談所において、知的障がいと判定された人に対して交付される手帳。知的障がいのある人に対して一貫した指導・助言を行うとともに、各種の支援を受けやすくすることを目的としている。

### 【レスパイトケア】

障がいのある人の家族を一時的に介護から解放することによって、日頃の心身の疲れを回復し、リフレッシュするための援助。



## 寒川町障がい者福祉計画

発行日 平成30年3月

発行 寒川町

〒253-0196 高座郡寒川町宮山165番地

TEL 0467-74-1111

FAX 0467-74-5613

e-mail [fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp](mailto:fukushi@town.samukawa.kanagawa.jp)

編集 寒川町福祉部福祉課障がい福祉担当